

令和 2 年度
自己点検評価書

令和 3(2021)年 3 月

甲子園大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	4 2
基準 4. 教員・職員	7 2
基準 5. 経営・管理と財務	8 5
基準 6. 内部質保証	9 5
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	1 0 0
基準 A. 教育の多様化 (IPE)	1 0 0
V. 特記事項	1 0 6
VI. 法令等の遵守状況一覧	1 0 7
VII. エビデンス一覧	1 1 7
エビデンス集 (データー編)一覧	1 1 7
エビデンス集 (資料編)一覧	1 1 7

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

<建学の精神>

甲子園大学の建学の精神は、学校法人甲子園学院の建学の精神である校訓三綱領－「黽勉努力」、「和衷協同」及び「至誠一貫」－である。この校訓三綱領は、学校法人甲子園学院の校祖久米長八が、昭和 16(1941)年 4 月に甲子園高等女学校を創立したときに、教育理念を建学の精神としてまとめたものである。

<使命・目的>

甲子園大学の目的及び使命は、甲子園大学学則第 1 条において、「甲子園大学は、学校法人甲子園学院の校訓『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と定められている。

<大学の特色>

甲子園大学は、栄養学部、心理学部の 2 学部、大学院栄養学研究科、大学院心理学研究科の 2 研究科を有しており、「食」と「こころ」を究め、社会に活力を与える人間の育成を図ることを特色としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1 本学の沿革

昭和 16(1941)年	甲子園高等女学校設立認可
昭和 42(1967)年	甲子園大学開学（栄養学部栄養学科）
昭和 61(1986)年	経営情報学部経営情報学科開設
平成 4(1992)年	大学院栄養学研究科修士課程開設
平成 9(1997)年	人間文化学部人間行動学科・比較文化学科開設
平成 13(2001)年	大学院人間文化学研究科人間文化学専攻博士前・後期課程開設
平成 14(2002)年	大学院栄養学研究科食品栄養学専攻博士後期課程及び経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程開設 人間文化学部人間行動学科を心理学科に改称
平成 16(2004)年	経営情報学部を現代経営学部 現代経営学部医療福祉マネジメント学科開設
平成 18(2006)年	現代経営学部経営情報学科を同学部現代経営学科に改称 人間文化学部を人文学部に、同学部比較文化学科を社会文化学科に改称 経営情報学研究科経営情報学専攻を現代経営学研究科現代経営学専攻に改称
平成 20(2008)年	栄養学部フードデザイン学科開設
平成 23(2011)年	現代経営学部現代経営学科及び医療福祉マネジメント学科並びに 人文学部心理学科及び社会文化学科の学生募集停止 心理学部現代応用心理学科開設
平成 24(2012)年	現代経営学研究科現代経営学専攻修士課程廃止
平成 26(2014)年	現代経営学部及び人文学部廃止
平成 27(2015)年	人間文化学研究科を心理学研究科に改称

2 本学の現況

・大学名

甲子園大学

・所在地

兵庫県宝塚市紅葉ガ丘 10 番 1 号

・学部・研究科構成

栄養学部 栄養学科、フードデザイン学科

心理学部 現代応用心理学科

大学院栄養学研究科 食品栄養学専攻

大学院心理学研究科 心理学専攻

・学生数、教員数、職員数

<数値は令和2年5月1日現在>

○学生数

【学部・学科の在籍学生数（単位：人）】

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次以上	学生総数	収容定員
栄養	栄 養	45	60	51	75	231	480
	フードデザイン	18	10	12	18	58	320
	計	63	70	63	93	289	800
心理	現代応用心理	71	61	48	33	213	240
合 計		134	131	111	126	502	1,040

【大学院研究科・専攻の在籍学生数（単位：人）】

研究科	専攻	学生数			収容定員		
		修士	博士	計	修士	博士	計
栄養学	食品栄養学	0	1	1	12	6	18
心理学	心理学	13	0	13	16	6	22
合 計		13	1	14	28	12	40

○専任教員数(単位：人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
栄養	栄 養	8	7	3	2	20	5
	フードデザイン	6	3	3	1	13	3
	計	14	10	6	3	33	8
心理	現代応用心理	6	5	2	2	15	1
合 計		20	15	8	5	48	9

○職員数

専任 18 人、その他 15 人（嘱託 13、派遣 2）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味内容の具体性と明確性

学校法人甲子園学院（以下「本学院」という。）の校祖久米長八は、昭和 16(1941)年 4 月に甲子園高等女学校を創立した。そのときに教育理念を建学の精神としてまとめ、次のとおり「校訓三綱領」を定めた。本学院の発展に伴い、幼稚園から大学まで「校訓三綱領」を建学の精神として掲げている。【資料 1-1-1】

黽勉努力：黽の字は青蛙の象形文字といわれ、「勉め励む」の意味です。自らの心に従って自発的に勉め励むという自主創造の意味をもっています。

和衷協同：和やかに心を込めて力を合わせ、共に行動し、事に当たることをいいます。

至誠一貫：誠をもって人に接し、物事に対処して一筋に真心を貫き通すことをいいます。

甲子園大学（以下「本学」という。）は、昭和 42(1966)年 4 月に開学し、平成 29(2017)年に開学 50 周年を迎えた。本学の目的使命は、「甲子園大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条第 1 項に「甲子園大学（以下「本学」という。）は、学校法人甲子園学院の校訓『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定められている。【資料 1-1-2】

「大学設置基準」（以下「設置基準」という。）第 2 条は「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と定めている。これを受け、本学では、学則第 1 条第 2 項において、「前項に基づく学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。」と定め、「甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」（以下、基準 1 の記述において「教育目的に関する定め」と略称する。）において、大学の教育方針とともに学部、学科ごとの人材養成及び教育研究上の目的を明確にしている。大学の教育方針と学部・学科として

の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりである。【資料 1-1-3】

＜教育方針＞

学則第 1 条 1 項に規定する校訓「黽勉努力、和衷協同、至誠一貫」の建学の精神に基づいて、人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた健全かつ有能な人材を育成することが、本学の教育目的である。この目的を達成するため、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を究明させて、知的・道徳的・応用能力を発揮させることを教育方針とする。

＜学部・学科の人材養成及び教育研究上の目的＞

【栄養学部】

栄養学部は、本学の教育方針に則り、医学的、食品学的基礎の上に立って、栄養学の専門理論と技術を教育研究し、その習得と実践によって、人々の栄養改善・健康増進に貢献し、食の諸問題の解決にも寄与し得るレベルの高い管理栄養士(栄養学科)と栄養士の資格をベースに健康のための食を創るプロフェッショナル(フードデザイン学科)を育成することを目的とする。

【栄養学科】

栄養学科の基本は、管理栄養士養成施設であり、将来、病院・診療所、保健所・市町村保健センター、企業等職場の健康管理センター、介護・福祉施設、外食産業等において、管理栄養士業務に従事する専門職業人(プロフェッショナル)を育成することを目的とする。

上記の目的実現のため、管理栄養士国家試験受験資格取得に必要な専門科目のほか、栄養教諭一種免許、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設、フードスペシャリスト養成課程及びNR・サプリメントアドバイザー養成講座に必要な科目を開講する。さらに、食品デザイナー、臨床栄養療法士、食育専門士及びスポーツ栄養専門士の資格に関連する科目も開講する。

【フードデザイン学科】

フードデザイン学科は、栄養士養成施設であり、栄養士の資格をベースに健康のための食を創るプロフェッショナルを育成することを目的とする。栄養士資格取得に必要な専門科目や食品のデザイン(企画・開発)を自ら立案、実施する能力を養うための科目を開講する。また、栄養教諭二種免許、食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設、フードスペシャリスト養成課程、NR・サプリメントアドバイザー養成講座、食の第6次産業化プロデューサー育成プログラムに必要な科目を開講する。さらに、食品デザイナー、食育専門士の資格に関連する科目も開講する。

【心理学部】

心理学部は、本学の教育方針に則り、現代社会を構成する様々な人々の「こころ」の問題に取り組み、社会に貢献できる人材育成をすることを目的とする。

【現代応用心理学科】

現代応用心理学科は、心理学の基礎知識を学ぶとともに、「基礎心理学」「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「ビジネス心理学」「犯罪心理学」の5つの視点から、複雑で多様化する現代社会で生活する人たちの心の問題に取り組むことの出来る専門的な職業人を育成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

上述のように、建学の精神、使命・目的、学部、学科の人材養成及び教育研究上の目的は、いずれも簡潔な文章で表現し、学則や教育目的に関する定めにおいて規定している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学には、本館の正面玄関、学長室、教室、事務室、会議室、セミナー室などキャンパスのいたるところに、建学の精神「校訓三綱領」の墨書額を飾っている。毎年度学生全員に配布する学生便覧の最初の頁にも、「校訓三綱領」を掲載している。学生が演習室で使用するPCや、教職員が事務室や研究室において使用するPCのスイッチを入れると、最初に画面に現れる壁紙を「校訓三綱領」としている。本学の入学式、卒業式など重要な行事においては、式場に学旗を置くとともに、「校訓三綱領」を掲げている。このように建学の精神である「校訓三綱領」は、本学の学生、教職員にとって常に身近にある。

1-1-④ 変化への対応

教育目的に関する定めは、平成20(2008)年4月1日に施行後、必要に応じて改正してきたが、最新の改正は平成31(2019)年4月1日に施行されたものである。心理学部現代応用心理学科では、職場のハラスメントの防止に関心が高まっているなどの社会のニーズや学生の就職力向上などを考慮し、平成31(2019)年度から心理学を学修する視点の一つとして、「人間関係論(社会・集団・家族心理学1)」、「産業・組織心理学」、「消費行動の心理学」、「マーケティングと心理学」、「ヒューマンファクターとデザインの心理学」で構成する「ビジネス心理学」領域を開設するなどの措置を講じたことを踏まえ、現代応用心理学科の教育目的に関する定めの一部改正を行った。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

学部、学科の教育目的に関する定めは、社会の変化に対応すべく不断に見直しを行うことによって、本学の新たな取組みや学生のニーズに適合したものとなるように努める。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則第 1 条に定めている本学の目的及び使命は、学則第 44 条に定める評議会の審議を経て、学校法人甲子園学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 20 条に定められた理事会の承認を得て行う。また、教育目的に関する定めは、学部・学科での検討の後、学内規程と同じ手続（評議会の議を経て学長が行う）で制定及び改正を行う。このように学部・学科においては教員、評議会においては教職員を代表する役職者（評議員）によって審議を行い、教職員の理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

本学の目的及び使命並びに教育目的に関する定めは、大学 HP に掲載している。また毎年度学生に配布する学生便覧に掲載し、周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、令和 2(2020)年 4 月に、令和 2(2020)年 4 月から令和 7(2025)年 3 月までの 5 年間を対象期間とした甲子園大学中期計画を策定した。【資料 1-2-2】

この中期計画は、本学院の建学の精神「校訓三綱領」に立ち、本学の「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーに基づく教育を実践し、さらなる教育力及び教育の質の向上を目指すことを柱の一つとし、具体的な実施計画として取りまとめたものである。このことから、本学の目的及び使命並びに学部・学科の教育目的は、中期計画に十分に反映されていると言える。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学、学部、学科それぞれにおいて三つのポリシーを定めている。このうち、大学の三つのポリシーは、平成 26(2014)年 12 月 16 日開催の評議会で審議し、平成 27(2015)年 4 月から適用しているものである。大学の目的及び使命は、建学の精神「校訓三綱領」に基づいて定められ、教育目的に関する定めで定められている本学の教育方針に反映している。この教育方針に基づき、本学の大学としての三つのポリシーを策定しているため、大学の目的及び使命は大学の三つのポリシーに反映されている。【資料 1-2-3】

また、学部、学科の教育目的を踏まえて、学部、学科の三つのポリシーを策定していることから、学部、学科の教育目的は学部、学科の三つのポリシーに反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学の目的及び使命並びに学部、学科の教育目的を達成するため、本学は、栄養学部と心理学部の2学部を設置しており、栄養学部には、栄養学科及びフードデザイン学科の2学科を、心理学部には現代応用心理学科を設けている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、本学の目的及び使命を学内外への浸透を図り、三つのポリシー及び中期計画が教育力及び教育の質の改善へ反映できるよう引き続き努めていく。

【基準1の自己評価】

本学院の建学の精神である「校訓三綱領」を起点とする本学の使命・目的は明確になっている。学部、学科の教育目的に関する定めは、必要に応じ見直されており、使命・目的は三つのポリシーや中期計画に反映されているため、「基準1 使命・目的等」の基準を満たしていると判断している。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1) アドミッション・ポリシーの策定

A 学部のアドミッション・ポリシー

学則第 1 条に、「学校法人甲子園学院の校訓「勤勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、人間教育を重視し、人格の陶冶に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。建学の精神である勤勉努力、和衷協同、至誠一貫の「校訓三綱領」を理解し、基礎学力を有し、勉学意欲が旺盛で、食や心を通して人間の健康と幸福に関心を持つ人を受け入れ、固定観念に捉われず、好奇心に満ち、楽しみながら自由に学問する学生を育てようとしている。【資料 2-1-1】

上記の教育目的を踏まえ、大学としてアドミッション・ポリシーを定め、これを基本に、学部・学科の特色を踏まえ、学部・学科別のアドミッション・ポリシーを定めている。【資料 2-1-2】

<アドミッション・ポリシー>

【大学】

多くの課題を抱える現代社会においては、高度の課題解決能力が求められる。本学は建学の精神として勤勉努力（自らの心に従って、自発的に勉め励む）、和衷協同（和やかに心を込めて力を合わせ、共に行動し、ことにあたる）、至誠一貫（誠をもって人に接し、物事に対処して、一筋に真心を貫き通す）を掲げ、校訓三綱領としている。

本学は、この校訓三綱領を理解し、基礎学力を有し、勉学意欲が旺盛で、食や心を通して人間の健康と幸福に関心を持つ人を受け入れる。

【栄養学部栄養学科】

(イ) 教育方針及び受け入れの基本方針

医学、食品学の基礎の上に栄養学の専門理論と技術を修得・実践することで、管理栄養士、食のマネジメントのプロフェッショナルを育成する。

(ロ) 求める学生像

十分な意欲と基礎学力を持ち、栄養学関連の自然科学に興味を示し、人々の栄養改

善・健康増進に貢献したいという明確な目標と熱意を持つ人物を求める。

【栄養学部フードデザイン学科】

(イ) 教育方針及び受け入れの基本方針

食品学・栄養学の基礎の上に、栄養士として力を身につけ、広範な食に関わる分野の専門知識と技術を修得・実践することで、健康のための食を創るプロフェッショナルを育成する。

(ロ) 求める学生像

十分な意欲と基礎学力を持ち、食に関する諸課題（特に食品の開発、食の安全、わが国の食料問題等）を解決し、食を通して人々の健康増進に貢献したいという明確な目標と熱意を持つ人物を求める。

【心理学部現代応用心理学科】

(イ) 教育方針および受け入れの基本教育方針

自分を含めた人間に強い関心を持ち、探求心をもって人の心と行動、人と社会の相互作用を深く理解すること、さらに人の心と行動の多様性や社会のありようを予測的に考えることを通じて、心理学の専門知識を生かしながら、人々の健康や幸福に貢献できる人材を育てる。

(ロ) 求める学生像

基礎学力、思考力、高い協調性を有し、人の心の動きやそれが引き起こす諸課題を理解したいという意欲をもって、調査や対人支援など社会の様々な要求に対して心理学を応用し、人々の幸福のために貢献したいと願う人物、また公認心理師、臨床心理士をめざす人物を受け入れる。

B 大学院のアドミッション・ポリシー

「甲子園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に、「本大学院は、甲子園学院建学の精神に則り、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。」と定められている。【資料 2-1-3】

こうした教育目的を踏まえ、大学院研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定している。

<アドミッション・ポリシー>

【栄養学研究科博士前期課程】

栄養学と食品学の2領域を設け、栄養学領域は基礎栄養学と臨床的な分野を含む応用栄養学の2部門から成り、幅広く現代社会に対応した教育・研究を行う。食品学領域は高度な機器分析を活用する食品分析科学と食糧資源の枯渇に対処する食資源利用学の2部門から成り、食品の機能性と安全性と食糧資源の確保を追求する教育・研究を行う。これら2つの領域を基盤として食品栄養学を習得し、専門的な考え方や専門技術を生かして

<p>社会に貢献することを目指す人を求める。</p>
<p>【栄養学研究科博士後期課程】</p> <p>基礎栄養学、応用栄養学、食品分析科学、食資源利用学の4部門を設ける。博士前期課程で修得した知識、技術及び考え方を基盤に各部門においてより深い知識と思考力を身につけ、大学や企業及び各種の試験研究機関において活躍できる自立した研究者及び教育者を目指す人、さらに地域社会においてリーダーシップを発揮し、健康づくり運動等を積極的に推進できる能力を有し、実践的な指導者を目指す人を求める。</p>
<p>【心理学研究科博士前期課程】</p> <p>臨床心理学あるいは心理学及び関連した分野の問題に、強い関心を持つと共に、人々の幸福の向上に取り組む真面目な態度と情熱を持っている人を求める。</p>
<p>【心理学研究科博士後期課程】</p> <p>「人間」の心についての専門的な知識や技能を持って、人や人間関係等に生じる様々な課題に取り組むことに強い関心を持っており、修得した知識や技能を教育・研究・実践に生かし社会で活躍することを目指している人を求める。</p>

2) アドミッション・ポリシーの周知

学部・大学院とも、策定したアドミッション・ポリシーを「学生募集要項」及び本学 HP 上の「情報公開」における「教育方針」の「学士課程及び大学院教育課程における3つの方針」に明示し、広く周知するとともに、学生には、アドミッション・ポリシーを記載した学生便覧を一人一人に配付している。【資料 2-1-4～5】

以上のことから、「教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」は達成している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者受入れの実施

A 学部の入学者受入れについて

本学の入試は、高校生の選択自由度を高めるため、様々な区分を設け、公募制推薦入学者選抜試験や AO 入試、自己推薦課題型入試（大卒では AO 入試に属する。）ではユニークな出題をしている。また、入試実施体制も適切に構築し、運用している。

a. 入学者選抜試験の種類

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、2学部3学科ごとに入学者選抜を行っており、詳細は次のとおりである。加えて、甲子園学院高校からの特別 AO 入試・学内 AO 入試も実施している。

【栄養学部】

平成 30(2018)年度入試から、それまで実施してきた「公募制推薦入試Ⅲ」を「自己推薦

総合型入試」に変更した。これは、「英語」、「国語」、「化学基礎」、「生物基礎」のうちから1科目を選択する基礎力評価テストと、面接を実施するものである。令和3(2021)年度入試(令和2(2020)年度実施)においては、「AO入試(自己推薦課題型・総合型を含む)」を「総合型入試」に、「公募制推薦入試」を「学校推薦型入試」に各々名称を変更した。また、甲子園学院高校からの特別AO入試、学内AO入試についても、「総合型入試(学院高校特別)」、「総合型入試(学院高校対象)」と名称を変更した。

令和3(2021年)年度入学試験の種別ごとの実施状況は次のとおりである。

試験名	区分	試験日	合格発表日	備考
総合型入試	課題型 IA	10月10日(土)	11月2日(月)	第一志望は専願
	課題型 IB	10月17日(土)		第一志望は専願
	課題型 II	11月14日(土)	11月26日(木)	第一志望は専願
	学院高校特別	9月19日(土)	11月2日(月)	専願
	学院高校対象	9月19日(土)	11月2日(月)	専願
学校推薦型入試	I	11月27日(金)	12月8日(火)	
	II	11月28日(土)		
	III	12月19日(土)	12月28日(月)	
	指定校	11月2日(土)	12月2日(水)	専願
一般入試	前期 A	2月5日(金)	2月17日(水)	
	前期 B	2月6日(土)		
	中期	2月26日(金)	3月9日(火)	
	後期	3月15日(月)	3月22日(月)	

この他、編入学者選抜試験(公募制編入前期・後期)、特別編入学者選抜試験(甲子園短期大学)を実施している。

【心理学部】

令和3(2021)年度入試(令和2(2020)年度実施)においては、「AO入試」は「総合型入試」に、「公募制推薦入試」は「学校推薦型入試」に各々名称を変更した。

令和3(2021年)年度入学試験の種別ごとの実施状況は次のとおりである。

試験名	区分	試験日	合格発表日	備考
総合型入試	A	10月10日(土)	11月2日(月)	専願
	B	10月17日(土)		専願
	C	12月19日(土)	12月28日(月)	専願
	D	1月13日(水)	1月22日(金)	専願
学校推薦型入試	I	11月27日(金)	12月8日(火)	
	II	11月28日(土)		

一般入試	前期 A	2月5日(金)	2月17日(水)	
	前期 B	2月6日(土)		
	中期	2月26日(金)	3月9日(火)	
	後期	3月15日(月)	3月22日(月)	

この他、編入学者選抜試験（公募制編入前期・後期）、特別編入学者選抜試験（甲子園短期大学）、さらに、社会・文化の発展と国際化に貢献するという趣旨から特別選抜試験（帰国生徒・社会人・外国人留学生対象、前期・後期）を実施している。

b. 選抜方法（令和3(2021)年度入試）

栄養学部における試験区分ごとの選抜方法は次のとおりである。

試験名	区分	選抜方法
総合型入試	課題型 IA	【エントリー】 オープンキャンパス又は入試説明会で、栄養学部入試相談の担当者から説明を聞き、エントリーシートを提出。
	課題型 IB	引き換えに栄養に関する課題を受け取る。
	課題型 II	【選考】 ①自己推薦書 ・志望理由 ・自己 PR ・入学後の抱負及び将来展望 ②調査書 ③面接 提出書類（主に自己推薦書）及び課題をもとに質疑応答 上記の総合判定
	学院高 校特別	①書類審査 ②面接 上記の総合判定
	学院高 校対象	①書類審査 ②小論文 ③面接 上記の総合判定
学校推薦型 入試	I	①推薦書、調査書
	II	②基礎学力検査 化学基礎または生物基礎から1科目を試験場で選択 上記の総合判定 専願で出願の場合は、優遇制度として5点程度の加点がある。
	III	①基礎学力検査 英語、国語（古文・漢文を除く）、化学基礎、生物基礎から1

		科目を試験場で選択 ②面接 ③推薦書、調査書 上記の総合判定
	指定校	①書類審査 ②小論文 ③面接 上記の総合判定
一般入試	前期 A 前期 B	①調査書、学力検査の総合判定 ②学力検査は 2 科目選択 ○ 1 時限目： 国語・英語から 1 科目を試験場で選択 ・国語（国語総合(古文・漢文を除く)） ・英語（コミュニケーション英語 I・II、英語表現 I） ○ 2 時限目： 化学基礎+生物基礎、化学、生物から 1 種類を試験場で選択
	後期	
	中期	①調査書、学力検査の総合判定 ②学力検査は 1 科目選択 ○化学又は生物から 1 科目を試験場で選択

心理学部における試験区分ごとの選抜方法は次のとおりである。

試験名	区分	選抜方法
総合型入試	A	①調査書、自己推薦書
	B	②面接
	C	※面接では、基礎学力等を評価する質問も行う。
	D	上記の総合判定
学校推薦型入試	I	①推薦書、調査書
	II	※各種資格、高等（中等教育）学校における課外活動歴、学校外での活動歴も評価する。 ②小論文 テーマに従って論述 ③面接 ※小論文と面接では、基礎学力等を評価する出題や質問を行う。 上記の総合判定
一般入試	前期 A	①調査書、学力検査の総合判定
	前期 B	②学力検査（試験科目）は、次の 2 科目から 1 科目を試験場で選

	中期	択 ・国語（国語総合(古文・漢文を除く)） ・英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ）
	後期	

この他、編入学者選抜試験（公募制編入前期・後期）及び特別選抜試験（前期・後期）では、小論文と面接を、特別編入学者選抜試験（甲子園短期大学）では、面接を実施している。

c. 入試実施体制

本学では、入学試験をより円滑かつ公平に実施する目的で「甲子園学院組織規程」に基づき入試センターを組織している。入試事項全般の審議機関である入学試験委員会は学長を委員長とし、委員長を補佐する実働責任者として入試センター長を配置し、各学部長、各学部から推薦された教員各2名以内、事務局長、入試企画室長、入試広報室長、入試相談室長、入試対策室長などで構成し、全学的な体制で実施している。【資料2-1-6～7】

入試の出題者は、学長から委嘱を受け、入試区分あるいは科目ごとに専任教員による専門ワーキンググループを構成し、問題作成を行っている。出題者は匿名とし、厳正に管理している。

また、平成27(2015)年3月に、「甲子園大学入学選抜における出題・合否判定ミス等の防止に係るガイドライン」及び「入学試験事故処理要領」を制定し、前者にあっては出題者に、後者にあっては全教職員に周知することで、円滑かつ公正な試験実施に努めている。なお、毎年実施される文部科学省の「大学入学選抜実施状況調査」の中の「大学入学選抜におけるミスの防止等に係る取組状況調査」の項目における報告と「大学入学選抜における出題・合否判定ミス等の防止について（通知）」とを照合することで、毎年、当該ガイドライン及び要領を改める必要があるが否かを検討している。【資料2-1-8】

B 大学院の入学受入れについて

a. 栄養学研究科

大学院栄養学研究科のアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法は次のとおりである。
【資料2-1-9】

- (a) 試験日程は、例年9月（第1次）と2月（第2次）の2回実施している。
- (b) 試験の方式は、博士前期課程、博士後期課程ともにA方式と社会人を対象とするB方式に区分している。
- (c) 博士前期課程でのB方式における社会人とは、入学時において、大学卒業後3年以上の職歴（主婦を含む。）を持つ25歳以上の者としている。
- (d) 博士後期課程でのB方式における社会人とは、入学時において、修士課程修了（修士の学位取得）後3年以上の職歴（主婦を含む。）を持つ27歳以上の者としている。
- (e) 博士前期課程の入学選抜試験科目は、次のとおりである。

試験区分	試験科目		
A方式	外国語（英語）	専門科目の筆記試験	口頭試問
B方式	外国語（英語）	論文（小論文）	口頭試問

選抜は、筆記試験、口頭試問及び提出書類を資料とし、これらを総合して行う。

(f) 博士後期課程の入学者選抜試験科目は、次のとおりである。

試験区分	試験科目	
A方式・B方式	外国語（英語）	口頭試問

選抜は、筆記試験、口頭試問及び提出書類を資料とし、これらを総合して行う。

(g) 入試問題は、栄養学研究科の授業担当教員が作成する。作成にあたっては、「本研究科で教育・研究を受けるにふさわしい能力、資質を検出できるよう出題する。例えば、自分自身のキャリアを基盤にして、本研究科において何を目指すかという意思、熱意、資質、能力を問う。」と「出題要領」に明記しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるための入試問題の作成を研究科長が指示している。【資料 2-1-10】

(h) 口頭試問の実施要領においてもアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるための口頭試問の実施を指示している。【資料 2-1-11】

なお、令和 3(2021)年度入試の実施状況は次のとおりである。

<栄養学研究科博士前期課程>

試験区分	回数	試験日	合格発表日	選抜方法
A方式	第1次	9月7日（月）	9月23日（水）	外国語（英語）、専門科目及び口頭試問
	第2次	2月4日（木）	2月18日（木）	
B方式	第1次	9月7日（月）	9月23日（水）	外国語（英語）、小論文及び口頭試問
	第2次	2月4日（木）	2月18日（木）	

<栄養学研究科博士後期課程>

試験区分	回数	試験日	合格発表日	選抜方法
A方式・B方式	第1次	9月7日（月）	9月23日（水）	外国語（英語）及び口頭試問
	第2次	2月4日（木）	2月18日（木）	

b. 心理学研究科

大学院心理学研究科のアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法は次のとおりである。

【資料 2-1-12】

(a) 試験日程は、博士前期課程は前期と後期とが設定され、博士後期課程は後期日程のみ設定している。

(b) 入学者選抜試験は、コースごと（心理学コース、臨床心理学コース）に行う。

(c) 入学者の選抜は、博士前期課程については筆記試験、面接、出身学校の成績証明書及び研究計画書を、博士後期課程についてはこれらに加え、修士学位論文の内容等を総合して

行う。

(d) 試験の方式は、博士前期課程、博士後期課程ともにA方式と社会人を対象とするB方式に区分し、これをあらかじめ選択することとする。

(e) B方式における社会人とは、入学時において、博士前期課程にあつては大学卒業後3年以上でかつ25歳以上の者とし、博士後期課程にあつては修士課程修了（修士学位取得）後3年以上でかつ27歳以上の者とする。

(f) 博士前期課程の入学者選抜試験科目については、次のとおりである。

試験区分	試験科目		
A方式	外国語（英語）	専門科目	面接
B方式	小論文		

(g) 社会人はA方式・B方式のいずれも選択可能であり、受験者が外国人（在留資格が「留学」、「就学」又は受験のための「短期滞在」の者）の場合の外国語科目は、日本語となる。

(h) 外国語、小論文、専門科目ともに各コースの専門分野に応じた内容から出題される。面接試験は全受験生に対し実施され、心理学コース、臨床心理学コースそれぞれの担当教員全員が、試験官として面接試験に携わる。

博士後期課程の入学者選抜試験においても同様である。

なお、令和3(2021)年度入試の実施状況は次のとおりである。

<心理学研究科博士前期課程>

試験区分	回数	試験日	合格発表日	選抜方法
A方式	第1次	10月20日(火)、21日(水)	11月4日(水)	外国語（英語）、専門科目及び面接
	第2次	2月2日(火)、3日(水)	2月17日(水)	
B方式	第1次	10月20日(火)、21日(水)	11月4日(水)	小論文、専門科目及び面接
	第2次	2月2日(火)、3日(水)	2月17日(水)	

<心理学研究科博士後期課程>

試験区分	試験日	合格発表日	選抜方法
A方式	2月2日(火)、3日(水)	2月17日(水)	外国語（英語）、専門科目及び面接
B方式	2月2日(火)、3日(水)	2月17日(水)	小論文、専門科目及び面接

2) 入学者受入れの検証

入試センターでは、全新生の「受験入試区分」、「入試成績」、「出身校」、「調査書の評定値」、「特別活動」、「指導上参考となる諸事項で特記すべき事項」、さらに「出願までの本学との接触履歴」等を一覧表にとりまとめ、入学後も在学中の「諸活動」、「特記すべき事項」、「休退学情報」等を記録している。これらは、各学部での学生指導、学生支援（奨学金等）に利用出来る参考資料として、いつでも提供できるように整備しており、各教員は、随時活用している。また、入試センターでは、当該資料を今後の入試制度（指定校の選定等）検討

の資料としても活用している。

また、各年度の入試結果を踏まえ、次年度の入試をどのように行うかを、各学部の教員評議会、教授会での議論・審議を経て、入試委員会で審議する。心理学部において、令和2(2020)年度入試では指定校推薦で入学する学生が全体の半数を超えたことを踏まえ、多様な学生を募集する必要性に鑑み、令和3(2021)年度入試から小論文試験を課すことに改めた。

以上のことから、「アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証」は達成している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

1) 入学定員に沿った適切な学生受入れ

A 学部の学生受入れについて

平成23(2011)年4月から、既存学部の「栄養学部」と新学部「心理学部」の2学部体制がスタートしたが、栄養学部フードデザイン学科と心理学部現代応用心理学科においては、なかなか定員充足ができなかった。そこで、平成26(2014)年度からの「中期目標」に学生確保を喫緊の課題として定め、目標達成に向けてさらなる努力をすることとした。また平成26(2014)年7月24日に「甲子園大学学生確保のための改善策について」が本学院の理事会で承認されたことを受けて、この改善策を着実に実行することとした。平成28(2016)年度以降の入試状況は次のとおりである。【資料2-1-13~14】

<平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の入試状況>

学部名	学科名	定員		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
栄養学部	栄養学科	120	志願者数	202	180	110	111	96
			受験者数	176	166	100	109	93
			合格者数	147	123	76	93	79
			入学者数	81	71	47	64	45
			充足率	0.675	0.592	0.392	0.533	0.375
	フードデザイン学科	80	志願者数	17	18	11	22	19
			受験者数	15	17	11	20	19
			合格者数	35	44	24	21	24
			入学者数	16	22	13	12	18
			充足率	0.200	0.275	0.163	0.150	0.225
	学部計	200	志願者数	219	198	121	133	115
			受験者数	191	183	111	129	112
			合格者数	182	167	100	114	103
			入学者数	97	93	60	76	63
			充足率	0.485	0.465	0.300	0.380	0.315
心理学部	現代応用心理学科	60	志願者数	42	60	80	94	170
			受験者数	41	60	75	90	155
			合格者数	37	53	69	84	87
			入学者数	20	37	50	66	71
			充足率	0.333	0.617	0.833	1.100	1.183
全学部	合計	260	志願者数	261	258	201	227	285
			受験者数	232	243	186	219	267
			合格者数	219	220	169	198	190
			入学者数	117	130	110	142	134
			充足率	0.450	0.500	0.423	0.546	0.515

※編入学入試除く。

※フードデザイン学科の合格者数は、栄養学科志望者からの第二志望合格者を含む。

心理学部現代応用心理学科の志願者及び入学者は徐々に増えてきている。一方、栄養学部は根本的な見直しが必要なことから、学科内やプロジェクト会議（平成30(2018)年11月22日の本学院の理事会決定で、「甲子園大学経営健全化プロジェクトチーム」が編成された。）などで検討されてきた。改革案を具体化するため、令和2(2020)年度からは検討の場を全学委員会である将来計画委員会に移し、企画調整室を事務局に据え、迅速かつ本格的な検討ができるよう取り組んでいる。【資料2-1-15～16】

B 大学院の学生受入れについて

大学院栄養学研究科については、入学定員を満たしていない状況が続いている。学部生に大学院での教育研究の意義を周知するなど、本学大学院への進学意欲を喚起していく。社会人に対しても、本学卒業生を中心に、研究科の情報提供を積極的に行っていく。また、大学院生の就職先や進学先の開拓に努め、修了後の支援対策を強化していく。令和3(2021)年度は博士前期課程への入学者が2人見込まれている。

なお、本学 HP の情報公開ページや学生募集要項で入学定員を明示し周知している。【資料 2-1-17】

大学院心理学研究科についても、本学 HP の情報公開ページや学生募集要項で入学定員を明示し周知している。収容定員及び在籍学生数については、令和2(2020)年5月1日現在での心理学研究科全体では、収容定員16名に対する在籍学生数は13名であり、その割合は81.2%となっている。

2) 学生受入れ数の維持

本学のアドミッション・ポリシーを広く社会に周知し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れに向けた多様な入学試験の企画等を実施し、受け入れる学生数の適正化を図るため、入試センターに入試企画室、入試対策室、入試相談室、入試広報室を設置している。各室の業務内容は次のとおりである。

室名	業務内容
入試企画室	<ul style="list-style-type: none">・学生募集に関すること・入学試験の企画立案に関すること・入学試験の実施に関すること・入学試験の調査統計に関すること・入学試験の業務体制に関すること・入学試験に係る連絡調整に関すること・その他、入学者選抜に関すること・大学情報等の整理、分析に関すること・オープンキャンパスに関すること・入試説明会・進路説明会に関すること・その他入学試験に関すること
入試広報室	<ul style="list-style-type: none">・入学試験広報の企画立案及び広報活動に関すること・入学試験の情報処理に関すること・大学通信等大学広報の発行に関すること
入試相談室	<ul style="list-style-type: none">・入試相談に関すること・学生募集活動に関すること
入試対策室	<ul style="list-style-type: none">・高校情報の整理、分析に関すること

・入試対策、高校訪問に関すること

また、スタッフに高校の教員経験者も加え、高校の進路指導担当者との連携、高校生に対する入試相談、高校訪問などを行っている。対象となる生徒の要望をしっかりと調べることで、生徒のニーズに合った広報活動、例えば、直接本学の情報を紹介できる校内ガイダンスや模擬授業への参加を増やすこと、高校生が情報収集する紙媒体や web 上への情報掲載などの活動を広く展開している。高校の進路指導担当者に対しては、本学の教育内容を丁寧に説明し、本学の認知度アップを図り、信頼関係の構築を行うことに力を入れている。広告・宣伝の強化等学生確保のための継続した取組の詳細について次のとおり説明する。

○学生確保のための継続した努力

入試広報室を中心に行う Web 広報、受験雑誌、保護者を対象とした受験誌、駅の看板広告のほか、入試企画室・相談室・対策室も加わって実施する高校校内での入試説明会・相談会、校内模擬授業等を、年間を通じて積極的に実施し、高校教員や高校生、保護者に対して、本学の教育内容と教員のきめ細かな指導、さらに在学生の学習・生活状況、資格取得や就職状況、小規模大学ならではの良い面を伝えてきた。また、HP 上では、新しい情報をトップページに掲載し、本学に興味を持ってもらえるように心がけた。さらに、本学としての Facebook や LINE を開始し、逐次情報発信に努めた。メールアドレスが分かっている生徒に対しては、オープンキャンパスや入試日程の告知等、情報発信を実施した。また、受験業者の HP に反応した生徒に発信できる機能を利用して情報発信に努めた。具体的な発信情報の内容としては、令和元(2019)年度は、栄養学部の産学連携プロジェクトや令和元(2019)年 3 月に実施した台湾・中山医学大学(姉妹校)での研修、さらに料理研究家の土井善晴先生の特別授業や元乃木坂 46 の中元日芽香さんのオープンキャンパスでの講演を HP や高校訪問、様々なガイダンスで広く宣伝した。

なお、コロナ禍の令和 2(2020)年度は、学長直轄の組織で、学生募集に係る全ての事案を検討する「募集対策戦略会議」を発足させた。また、同じく学長直轄の「受験生応援プロジェクトチーム」が結成され、ニュースレターやメールマガジンを定期的に作成し、資料請求者に送付・送信するとともに、高校訪問や様々なガイダンスで配布して本学の魅力を伝えた。また、同プロジェクトが作成した YouTube の動画を定期的に HP で発信した。

(a) HP の活用

HP は、高校生・高校教員、一般の方が本学を検索した際、必要な情報の確認がスムーズにでき、さらに大学の魅力を直接理解してもらえることから、広報において極めて重要なツールである。平成 29(2017)年には全面的にリニューアルし、より本学の情報発信力を向上させた。学長直轄の「HP 工房」が稼働し、教員紹介、学生紹介、授業紹介、クラブ・サークル紹介を、ほぼ毎週 1 件ずつ掲載したほか、本学に関連するトピックス、行事等を適宜更新し、高校生や保護者、高校等へ積極的に発信した。また、Facebook や LINE 等も活用して高校生へ直接アプローチした。

本学の HP への検索数を増やすために、様々な業者が運営している進学に関する HP に参画し、本学の HP に誘導する工夫を実施している。

(b) オープンキャンパス等への勧誘

a. オープンキャンパスは、毎年、夏休みの時期に 5 回、春休みの時期に 1 回実施している。教職員のみならず在学生や大学院生も加わり、少人数でアットホームな雰囲気の中で学修することにより、技術・知識の修得・資格の取得が可能となり、様々な分野で活躍できることを伝えるため、教育方針や教育内容を分かりやすく解説・体験してもらう工夫を凝らしている。HP が大学の仮想的体験であるとすれば、オープンキャンパスは大学の実体験の場である。この 2 つを連動させることによって、社会からの認知度を高め、受験者数の増加に結びつける努力を行っている。

HP での告知、資料請求者へのダイレクトメール、各業者からの案内のほか、入試センターの職員による高校訪問で、本学のオープンキャンパスチラシを校内掲載してもらい、参加者を募っている。また、毎年秋から冬にかけての入試相談会を、5回から6回実施している。なお、コロナ禍に行われた令和2(2020)年度実施のオープンキャンパスでの取組状況及び特筆すべき事項は次のとおりである。

- ・コンシェルジュ（学内案内スタッフ）が1グループ（10名前後）を最後まで（約2時間）誘導・案内する形式の導入
- ・完全予約制の導入

b. 甲子園学院高校から本学に進学する生徒を増やすために、学院高校生を対象としたオープンキャンパスを実施するとともに、本学の教員が学院高校において出前授業や本学の説明を行うなど学院高校生や保護者に対する働きかけを強化することで、本学への進学を促進する。また、甲子園短期大学に対しては、毎年7月に編入学ガイダンスを実施している。

(c) 高大連携授業、高校訪問などの充実

出張講義などの高大連携授業は、本学の教育内容や教育理念を高校生に直接知ってもらう、また体験してもらう方策として有効である。そのため、出張講義の内容を教員ごとに大学のHPに掲載し、高校から直接依頼を受けつけるとともに、進学業者の斡旋による高校内での模擬授業・学部学科説明会に積極的に参加し、直接的に大学の授業・教育内容を伝えることを強化している。

なお、令和2(2020)年度は、コロナ禍の影響で校内ガイダンスや模擬授業が軒並みキャンセルとなったが、6月から高校訪問をスタートし、7月から校内ガイダンス等も実施した。学長は宝塚、西宮、伊丹のほか、徳島県内の高校訪問を行った。指定校との連携をさらに強力に進めるため、栄養学科1,489校、フードデザイン学科1,548校、心理学部1,548校を指定校に選定した。

(d) 奨学金の整備

優秀な学生を確保すること及び学生の学業を奨励することを目的として、令和2(2020)年4月1日に施行された「甲子園大学奨学金給付規程」によって、これまで必要に応じてその都度実施されてきた各種の特待生制度や特別措置制度を整理・統合して、奨学金制度として充実させた。この規程による奨学金は次の3つのものからなっている。

- a. 入学特別措置制度
- b. 大学奨学金
- c. 大学院奨学金

「入学特別措置制度」は栄養学部又は心理学部が実施する入学試験において特に優秀な成績で合格し、入学した者に対して初年度の授業料の全額若しくは半額又は入学金のいずれかに相当する奨学金を支給するものである。

「大学奨学金」は、栄養学部又は心理学部の学部学生で受給条件をすべて満たす学業優秀な者で選考委員会により選定された者に対してその年度に限り次のいずれかの奨学金を給付するものである。

第1種 授業料年額全額に相当する額の奨学金を給付

第2種 授業料年額半額に相当する額の奨学金を給付

「大学院奨学金」は、特に優れた本学卒業生が本学大学院に進学する際に、理事長又は学長から相応しい者として推薦を受けて、選考委員会から承認を受けた者に対して授業料の全額又は半額のいずれかに相当する奨学金を給付するものである。受給期間は博士前期課程又は博士後期課程の標準修業年限の終期までとされている。

このように、奨学金の給付によって優秀な学生の確保、学業の奨励に努めている。

(e) 「在学生による出身高校訪問」

在学生の母校訪問については、大学教職員に指示されたから訪問するのではなく、自ら進んで訪問する意思のある学生が実施してこそ効果が上がるものである。したがって、大学に在籍する全学生が所属する甲友会の学生で、積極的にオープンキャンパス等で協力してくれた学生に、母校訪問の意義を伝え、自らの思いで実施してもらっている。また、学部の教員からは、就職先が内定した学生に、報告を兼ねて母校への訪問を勧めている。

(f) 「大学ポートレートの活用」

平成26(2014)年10月から稼働した「大学ポートレート（私学版）」に参加した。これは、大

学評価・学位授与機構に置かれている「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携しながら運営するもので、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための仕組みである。毎年、年度が替わるごとに内容の修正を行っている。

また、大学院にあっては、業者開催の学外大学院説明会に参加し、本学研究科の特長を大学院担当教員から、直接希望者に説明することで、志願者確保に努めている。

以上のことから、「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」に向けて、入試センターを中心に継続した努力を行っている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の喫緊の課題は、栄養学部の定員充足率を高めることである。学修成果を端的に表す就職状況や、学生が目標に向かっていきいきと学ぶ姿を、高校生、保護者、高校教員、地域等に対して、さらに分かりやすく、積極的に紹介していくため、HP や高校訪問、オープンキャンパス等のイベントを通じて、広く、効果的に伝える仕組みを構築していく。栄養学部の学部・学科の見直し、カリキュラム変更など学生確保のための方策の実施に早急に取り組んでいく。特に、栄養学部の学部・学科の見直しについては、令和 2(2020)年度から将来計画委員会において検討を行っており、令和 5(2023)年度までに具体的な形に結実させることを目途に今後検討の加速化を図る。

2-2 学修支援

2-2-1 ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-1 ② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-1 ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

A 学部における学修支援について

栄養学部・心理学部とも、教務委員会、担任会、事務局担当部署及び情報処理センターが連携し、各種成績関連資料を作成するとともに、全学生の科目ごとの出席状況の情報を共有化するなど、協働して学修支援を行っている。学生への学修支援に関するさまざまなアンケート調査は、情報処理センターと事務局担当部署、並びに教員の協働で実施結果の集計や分析を行っている。また、管理栄養士国家試験、栄養士実力認定試験、フードスペシャリスト資格認定試験対策の演習問題、並びに共通教育推進センター開講の「ステップアップ講座」の関連として、秘書検定、英検、SPI、数学基礎分野の自習用に e ラーニングシステムを運用しており、これらは学部の教員・担当助手と情報処理センターの連携によって、毎年内容

を更新して学生に提供している。【資料 2-2-1】

キャリア形成という点では、各学部共通の3年次対象の「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」の授業において、教員と特にキャリアサポートセンター職員の支援の下、社会的、職業的に自立することができるように、必要な基礎知識や態度、職業観を身に付け、さらに社会人として必要な人間関係形成能力や社会形成能力を高めるために、コミュニケーション・スキルやチームワーク力、リーダーシップ能力を身に付けることを目的とした教育を行っている。【資料 2-2-2】

学修支援体制に対する学生の評価を把握するために、FD・SD委員会が中心となって、学生への授業評価アンケート調査、教員相互による公開授業評価、及び学生満足度調査を実施している。平成27(2015)年度からは前期と後期それぞれの中間の時期に学生への授業評価アンケートを実施している。結果を速やかに授業担当教員にフィードバックすることにより、授業期間の途中からでも改善することが可能になっている。また、教員間で学生への適正な授業を実施しているかどうかを相互に評価することで、授業の改善を図っている。さらに、学内に学生の意見箱を設置し、学生からの率直な意見を汲み取れるようにしている。学部生全員を対象とした学修支援に関する直近のアンケート調査の結果によると、学修支援体制は概ね満足できるものであることが示されている。【資料 2-2-3】

a. 栄養学部

栄養学部生に対する学修支援として、入学予定者に対して、入学のおよそ4か月前に理科系科目を主体にした入学前課題冊子を送付し、入学時に完成させた課題冊子の提出を義務付けることで、円滑に入学後の学習へ移行ができるようにしている。なお、令和3(2021)年度入学生からは、学生の学習状況をオンラインで確認できるよう変更し、より適切な指導が行える体制とした。

学生個々の前期・後期の試験結果及び、学年末の成績は教務課が集計を行った後、教務委員会を通じて通知され、クラス担任や研究室の指導教員が、個人ごとの成績状況を把握している。成績不振学生に対しては、担当教員が個別に対応することにより、学修の支援を行っている。学生との個別面談を実施する際には、担任教員とともに栄養学部長・学科主任が加わることで、学修面における個別の問題点を教員間で共有できる体制とし、中途退学者や進路変更希望者の数を最小限に留めるようにしている。また、大学奨学金制度が整備されており、卒業必修科目の評価点数を基準とした選考基準に当てはまる成績優秀な学生に対して、次年度に奨学金を給付する措置が講じられている。

(a) 栄養学科

1年次には1クラス(在籍者数40人以下)あたり2人、2~4年次には1人ずつの担任教員を配置している。1・2年次配当の基礎セミナーⅠ・Ⅱでは、各担任教員が担当クラス学生の学生生活・学修支援を行うとともに、担任教員以外の複数の教員がオムニバスで講義を受け持ち、将来に向けた動機付けや学修の方向付けについてサポートしている。3・4年次では、担任教員に加えて、専門セミナーや卒業研究の指導を行う教員が支援にあたる。各教

科担当の教員が、学生の授業出欠状況や生活態度などについて、毎月開催される学科会議において報告し、定期的に学科教員全員で情報を共有できるようにしている。また、講義で3回以上、実験・実習で1回以上の欠席をした場合は、科目担当教員から学生の氏名と欠席回数を記した「欠席者通知表」を担当・ゼミ担当教員に通知する方法を取り、指導している。

(b) フードデザイン学科

全学年において2人の教員を主担任、副担任として配置し、学生生活や学修支援を行っている。1年次を対象とした基礎セミナーは、全教員が講義を分担し、フードデザイン学科で学ぶ授業の目的と概要を理解させ、自ら学修し、課題やレポートを確実に提出し栄養士としての実力を備えて卒業するための取り組み方を指導している。3年次よりゼミに分属させ、ゼミ担当教員が卒業研究に必要な知識、技能を教えている。4年次では、引き続きゼミ担当教員が卒業研究の指導を行うとともに、就職に関してもフォローを行っている。学生の授業出欠状況等の情報については、栄養学科と同様に、学科教員全員で情報を共有する体制が取られている。

b. 心理学部

入学前の学習支援としては、次年度の入学予定者に対して、入学のおよそ3か月前から入試時期ごとに順次心理学の入門書を送付している。内容を要約する課題を課し、授業開始後の基礎セミナー時に提出させるとともに、内容について授業内で取り上げている。これは心理学についての準備学習として、大学での心理学教育に円滑に繋げる意図がある。

入学後はゼミ単位で学修状況を把握している。全学年のゼミ担当者が、半期に1度個人面談を行っており、そこで学修状況を把握することに努めている。1年次のゼミは8~10人で構成され、その中で、時間割の作成法、図書館の使用法、コピーの仕方など、大学での学修に必要な基礎知識を教えている（学年全体としての説明はあるが、個々の理解度を把握しながら伝達するのはゼミの場である）。2年次は10~11人程度、3年次、4年次は各5人程度となるが、基本的にはゼミ担当者が個別性を重視しながら学修の支援を行っている。

また、毎月開催される教員協議会では、各授業担当者から欠席が目につく学生の報告や、全体的な出席状況が共有される。レポート等課題への取り組み状況などが報告されることもあり、これらの情報も念頭に置いた学修支援の方針が確認されている。

B 大学院における学修支援について

a. 大学院栄養学研究科

栄養学研究科では、大学院研究科委員会で、大学院担当教員の各担当科目の授業が適正かつ有意義に実施されているか、国内外で通用する栄養学関連の質の高い専門技術者・研究者に対する教育内容として相応しいものかを検討している。

教員1人が指導する大学院生は各学年2人までとし、すべての大学院担当教員は、自分の研究概要について大学院生に講義を行い、大学院生が興味のある研究について、個々の教員に自由に質問をしたり指導を受けたりできるようにしている。指導教員は個々の大学院

生に対してさまざまな相談に乗りながら、研究の進捗状況を把握し指導を行っている。学修環境面では、大学院生室において各大学院生に専用の机が割り当てられ、専用の PC やロッカーも設置されており、適切な環境のもとに研究を遂行できるよう配慮している。

b. 大学院心理学研究科

心理学研究科、特に臨床心理学コースでは、臨床心理士や公認心理師を目指す学生の養成が中心となるので、大学院生の学修状況には細心の注意を払っている。基本的には各学年 1～2 人のゼミ単位で学修支援を行っている。個別に、授業の修得状況や修士論文の進行状況、心理臨床の実習で生じる困難等について、詳細に把握するよう努めている。

また、臨床心理系の教員が参加し毎月実施する学内実習施設（発達・臨床心理センター）の運営会議では、大学院生の学修状況について情報交換する時間を設けており、学内・学外施設での実習の様子、授業での学修状況が報告され、個別に対応方針を話し合っている。

以上のことから、「教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」は達成している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障がいのある学生への対応

障がいのある学生への支援を充実させるためには、教職員の意識啓発を図る必要がある。平成 30 (2018) 年度には、FD・SD 研修会の一環として、「障がいを抱えた学生への合理的配慮について（発達障がいを中心に）」を実施し、障がいのある学生への対応について、教職員間で認識を深めた。【資料 2-2-4】

2) オフィスアワー制度の実施

学生からの授業内容に関する質問や相談に応じるため、また学生と教員間のコミュニケーションを充実させるため、授業以外の時間帯で専任教員は週 1 コマ以上、非常勤講師は授業終了後にオフィスアワーを設けている。なお、オフィスアワーの時間帯は、各研究室の前に掲示することで学生に周知している。【資料 2-2-5】

3) TA の活用

優秀な大学院生に学部学生のチュータリング（助言）や実験・演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院生のトレーニングの機会の提供を図ることを目的に、本学では、平成 14(2002)年度に「甲子園大学ティーチング・アシスタント実施規程」及び「甲子園大学ティーチング・アシスタント実施細則」を定め、ティーチング・アシスタント制度を設けた。令和 2(2020)年度においてティーチング・アシスタントは採用していない。【資料 2-2-6～7】

これは、大学院生が研究・実習等に取り組みながら、ティーチング・アシスタントを務め

るための十分な時間が確保できないことが挙げられる。

一方で、本学では、「助手」制度を設けており、助手が学部学生に対するチュータリングや実験・演習等の教育業務に従事している。学部学生にしてみると身近にいる先輩が助手（令和2(2020)年度においては9名が在職）としてサポートしてくれるため、助手に対して信頼を置きやすい関係となる。

4) 中途退学、休学及び留年等への対応策

様々な問題を抱える学生に対しては、主として担任教員及びゼミ担当教員が個別に面談し、退学、休学、留年へと至らないよう学生を指導していくための相談を随時行っている。また、教員間で学生情報の共有を行うとともに、学生課、保健管理センター、学生生活相談室等が連携して対応している。

栄養学部では、学生との個別面談を実施する際には、担任教員とともに栄養学部長・学科主任が加わることで、学修面における個別の問題点を教員間で共有できる体制をとっている。心理学部では、個別面談の際、必要に応じて心理学部長が同席したり、臨床心理系の教員が同席している。これにより、特に心理的な困難を抱える学生の問題を正確に把握できるようにしている。また、直接授業に関わらない者が相談に応じることが望ましい場合は、学生生活相談室を紹介し、連携して支援を行っている。

初年次の学生で、大学の授業内容を理解するために必要となる力を補充・充実することが望ましい学生に対しては、共通教育推進センターが開講している正課外講座の「基礎講座」として、これまでに「数理基礎」と「読解力基礎」講座の受講を勧めている。【資料 2-2-8】

5) 資格取得に向けた学修支援

共通教育推進センターでは、正課外の講座として、就職・資格検定試験対策や教養を身に付けるため、次のような「ステップアップ講座」を開講している。【資料 2-2-9】

	ステップアップ講座開講例
学習編	PCスキル入門講座、コミュニケーション能力向上のための実践学など
教養編	ハングル入門講座、異文化理解と国際協力
資格編	インバウンド実務主任者認定試験対策講座、秘書検定対策講座
就職編	SPI対策講座、公務員試験対策講座

栄養学部では、栄養学科学生が受験する管理栄養士国家試験、フードデザイン学科学生が受験する栄養士実力認定試験対策として、正課科目の開講に加え、試験対策の演習問題を自習用にeラーニングシステム上で運用している。

心理学部及び心理学研究科では、公認心理師試験受験資格を取得するための科目及び臨床心理士受験資格を取得するための科目を展開している。

6) 学修環境の整備

学生たちのグループ学習や、レポート作成など、様々な学修活動を可能にするアクティブ・ラーニングの場としてラーニング・コモンズを複数個所に設置している。また、学修を支援する上で必要となる PC 環境については、貸出用 PC を情報処理センターで確保している。

学内の通信環境については、教室や図書館等主要な箇所に Wi-Fi 電波が届くよう整備しており、令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度にかけて Wi-Fi アクセスポイントを学内に計 12 カ所増設するなどの環境整備を行っている。【資料 2-2-10】

HACCP（危害分析・重要管理点方式）の仕様にに基づき建設された 10 号館は、クリーン区域を有し、企業や専門機関に準じる高速液体クロマトグラフ、高速遠心分離器、血液分析機、顕微鏡、分光分析器など高度な実験器具を整備している。

また、発達に関わる相談を中心に、カウンセリングやプレイセラピー、アートセラピーなどを行う学内実習の場として「発達・臨床心理センター」を 7 号館に開設している。

7) コロナ禍*における学修支援

日本全国がコロナ禍に見舞われた令和 2(2020)年度に、本学は、次のような取組み(学修支援)により、教育の継続を確保してきた。

令和 2(2020)年 4 月及び 5 月の約 2 か月間は、国から新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出された時期で、本学では、4 月中旬から下旬にかけて甲子園大学ポータルに課題を掲載し、学生が登校せず自宅で学習できるよう準備を始めた。

学生が自身の情報端末を使用し、自宅でオンライン授業を受けられる環境にあるかどうかを確認するため、全学生に対しアンケートを実施した。集計結果を受け、大学から金銭給付が必要であると判断し、通信環境の整備や、PC・スマートフォン等情報処理端末の購入の費用に充当するための資金を「通信環境整備資金」として、在学生全員に対し一律 3 万円を支給した。また、諸事情によりすぐに PC を購入できない学生に対しては、PC を無償で貸出した。これらの整備を経て、5 月中旬よりオンラインによる遠隔授業を開始した。【資料 2-2-11~12】

緊急事態宣言解除後の 6 月中旬からは、実験や実習など遠隔授業では実施が困難な科目に限定し対面授業に切り替え、7 月からは原則、全科目を対面授業へと移行した。

7 月下旬には、兵庫県の判断基準による新型コロナウイルス感染拡大期に入り、再び感染拡大の恐れがあったことから、8 月以降は大学での対面授業と自宅又は大学での遠隔授業（対面授業のために登校している学生がその日にオンライン授業を受講する必要がある場合は、大学のパソコンルームでオンライン授業を受けることを可能にする措置を講じた。）の併用の措置を取った。後期授業では、対面授業とオンライン授業の併用をし、柔軟な対応を行った。

オンラインでの遠隔授業を受けている学生の学修状況を把握するため、オンライン授業

開始1か月後の時点で、「通信環境整備資金」の利用状況及びオンライン授業の理解度や満足度を測るアンケートを実施した。回答から、給付された「通信環境整備資金」が有効に活用されていること、また、学生の理解度や満足度から概ね問題なく実施できていることがわかった。【資料 2-2-13～14】

一方、新型コロナウイルス感染状況下に、通学途上や大学キャンパス内での感染リスクを心配する学生・保護者が一定数いることに配慮し、大学内での感染拡大防止策を徹底した。具体的には、「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止にかかる学生・教職員の行動指針」を定め、学生及び教職員に対して、学内外における自覚ある行動を促すよう複数回周知した。また、教室、食堂、トイレ、通学バスなど学生の出入りが多い場所の消毒液設置、ソーシャルディスタンスを確保した教室・食堂の席の配置、検温の徹底を行った。また、家族の健康状態等特別な事情により通学を控えることを希望する学生には、忌引きや学校保健安全法に該当する疾病時の出席停止等に準じた扱い（準特別欠席）をとるなど配慮措置を講じた。

【資料 2-2-15】

以上の一連の措置及び対策は、刻々と情勢が変化するなか、国や自治体の発する通知を踏まえた迅速な対応が必要であることから、令和2(2020)年3月に「新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、主要な部署の教職員が構成員となり、学修支援や感染対策について議論する体制を構築した。このことにより、教職員が大学に出勤できない非常時においても、大学の運営全体をばらつきなく迅速に対応することができた。【資料 2-2-16～17】

なお、国から給付された「新型コロナウイルス感染症対策助成金」は、諸事情でPCを購入できない学生に対し、PC購入に充当する費用として定額支給した。【資料 2-2-18】

*コロナ禍は、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の危機的、災厄的な状況を表現したものである。この評価書においては、それぞれの文脈に応じて、コロナ禍、新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染(症)などの用語を使い分け、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大した状況での本学の対応や取組みについて説明をしている。

以上のことから、「TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実」は達成している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援にあたっては、学生の個別事情に配慮し、学修・生活面に対するきめ細かな支援体制を、担任教員を中心として構築していくため、引き続き教員と職員が一体となって対応していきたい。

令和2(2020)年度のコロナ禍におけるオンライン等遠隔授業等に関わる取組みは、大学にとってこれまでに経験したことがないものであり、今後、学部教務委員会や新型コロナウイルス等対策本部会議が実施した受講者アンケートの結果を詳細に分析するなどし、教授方法や学修成果の確認方法の改善策などについて検討する。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア教育のための支援体制

キャリア教育は、キャリアサポートセンター委員会とキャリアサポートセンター事務室が協働で実施している。本学教員に加え、外部講師による授業、卒業生や学生の体験講演会など、幅広い支援を行っている。フードデザイン学科と現代応用心理学科では、正規科目として「インターンシップ」を実施しており、研修の事前・事後の指導、研修先の開拓などは、キャリアサポートセンター職員と同科目の担当教員との連携、協働で実施している。

(a) キャリア支援教育（1 年次～3 年次）

栄養学部フードデザイン学科と心理学部現代応用心理学科の 1 年次には、総合教養科目の中に「教養演習」を設け、大学生に必要とされる「学生力」、特に「成長意欲」を高めることを目標に、初年次教育担当教員や外部講師が中心となって、キャリア形成支援講座として「キャリアスタートアップ」を 15 回開講している。この科目は選択科目であるが、原則として全員が履修するよう指導がなされ、実際にほぼ全員が履修している。【資料 2-3-1～2】

栄養学部栄養学科 1 年次には、栄養学科の教員を中心に「基礎セミナーⅠ」を開講し、専門職種に繋がるキャリア教育を実施している。

2 年次には、1 年次に培った「学生力」を「社会人力」につなげ、「就職意欲」を高めることを目標に、キャリア形成支援講座として「キャリアデザインⅠ」を開講している。社会で働く人の話を聞きながら、自分のこれまでの「就職観・職業観」を内省し、なぜ就職するのか(何のために働くのか)、働く上で何に価値を置くのか等について考え、自身の「就職意識」を確認し、「就職意欲」を高めている。【資料 2-3-3～4】

3 年次には、社会人になるために必要な「社会人基礎力」と就職活動の具体的スキルを高めることを目標にキャリア支援講座として「キャリアデザインⅡ」と「キャリアデザインⅢ」を選択科目として開講している。学生はこの二つの講座を通して自己分析やインターネットからの情報収集の仕方等を学ぶだけでなく、各業界の企業担当者や就職情報の企業担当者から現状に即した話を聞き、スキルアップのための指導を受けることで、より実践的な就職活動のスキルを身に付けている。【資料 2-3-5～7】

(b) 個別支援（3 年次～4 年次）

キャリアサポートセンターでは、就職活動が始まる 3 月を前に、9 月～10 月の間にキャ

リアサポートセンター職員がすべての3回生に1人30分の個人面談を実施し、希望進路や就職に関する考えなどを丁寧に聴き取ることで、各学生の意向や状況の把握に努め、具体的なアドバイスをを行っている。場合によっては数回の面談を行う等個別の相談に対応している。就職活動が始まれば、エントリーシートの書き方、自己PR、志望動機等の添削、面接の練習を行うなど学生ごとに必要なサポートも行っている。

また、平成29(2017)年度からは新規就職先の開拓を目的に企業訪問も積極的に行い、求人先の確保にも努めている。

(c) インターンシップ (3年次)

令和元(2019)年度は、栄養学部フードデザイン学科12人、心理学部現代応用心理学科4人、計16人の学生が本学経由のインターンシップに参加した。また、従来の受入先のほか、学生の希望先に対しキャリアサポートセンターが個別で受入交渉を行い、7事業所で実習を行った。インターンシップは、学生の要望に対応した業種・業務を知る機会を増やし、より有効な進路選択の手段となっているため、実習だけでなく、実習前の事前学習や実習終了後の事後学習にも力を入れ取り組んでいる。

2) 就職・進学に対する相談・助言体制

キャリアサポートセンターは1号館2階に所在している。1号館には学生ホールや自習室があり、学生で賑わう憩いの場となっているため、センターも同じ建物内に設置し、オープンスペース形式で相談や情報収集ができるよう工夫している。

職員は男性2人、女性1人の合計3人が常駐し、学生のキャリア支援・就職支援に従事している。職員は全員、キャリアコンサルタント(国家資格)や産業カウンセラー(日本産業カウンセラー協会認定)等の有資格者で、いずれもキャリア支援の経験が豊富である。職員は学生目線に立ったソフトな対応を心掛け、日頃から積極的に学生に声をかけ、話しやすい雰囲気を作るよう努めており、気軽に就職活動に関する相談ができる場となっている。

キャリア支援に関する委員会として、キャリアサポートセンター委員会と各学部キャリアサポートセンター委員会があり、キャリアサポートセンター委員会は年に5回以上開催し、各学部の委員会は隔月のペースで開催されている。委員会では各学部の教員とキャリアサポートセンターの職員が、学生への就職支援についての意見交換や情報交換等を活発に行い、充実したキャリア支援となるよう教職協働に努めている。

3) 就職状況

本学では、1回生から3回生まで「キャリアスタートアップ」や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」等の多彩なキャリア形成教育を行い、4回生には求人情報の提供やエントリーシートの書き方、模擬面接等の指導によって就職活動をバックアップしている。

キャリアサポートセンター職員による小規模大学の特色を生かした就職支援の効果もあり、就職率や内定率は他大学と比較して遜色ない。リーマンショックの影響で採用活動が全

国的に大幅低下した平成 22(2010)年度を除いて安定的に推移しており、令和元(2019)年度の就職率は 88%、内定率は 99%であった。

a. 栄養学部栄養学科

栄養学科は、就職にも直結する管理栄養士資格の取得を目指しており、資格取得に必要な臨地実習を含めて学業と就職活動の両立を考えなければならない。採用試験の開始時期が早い委託給食やドラッグストア、総合スーパー等へ応募し、内々定を得て学業に専念する学生がいる一方で、求人の時期が遅く求人数が少ない等、多少のリスクを伴うが、専門性が存分に活かせる病院や学校・保育園等への就職を希望する学生も年々増加している。

令和元(2019)年度は委託給食、卸売業・小売業への就職者が 41%、医療・福祉関連が 36%、その他 23%で全体では約 69%の学生が資格を活かした職種に就き、就職率は 93%、内定率は 98%の好結果となった。

b. 栄養学部フードデザイン学科

昨今の健康志向の高まりから、ドラッグストアや調剤薬局などの小売業への就職者が増加する一方、当学科での学びを直接活かせる、食品製造、品質管理、生産管理等の職種で就職する学生は減少傾向にあり、令和元(2019)年度も当該職種に就職する学生は 33%と少なかったが、就職意欲の高い学生が多く、就職率 94%、内定率は 3 年連続 100%となった。

c. 心理学部現代応用心理学科

卒業後、大学院等への進学を希望する学生が多く、令和元(2019)年度の就職率は 63%であった。就職先は卸売業・小売業が 50%、飲食サービス業が 10%、建設・不動産業が 30%、製造業が 10%で、フードデザイン学科同様、内定率は 3 年連続 100%となった。

d. 大学院栄養学研究科

学部卒業後直ぐに入学した大学院生については、他大学の博士後期課程へ進学し、大学教員や研究者を志す者や修士の学位取得後に病院勤務に就く者などがいる。社会人入学者が多く、ほとんどが病院勤務の管理栄養士として現職を継続しながら在学している。

e. 大学院心理学研究科

臨床心理学コースの修了生は、クリニックや病院などの医療関係、児童相談所やスクールカウンセラーなどの教育関係、障がい者施設や各種支援センターなどの福祉関係、大学の研究職など、幅広い分野に就職している。

以上のことから、「教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備」は達成している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度から、就職活動開始時期が 3 年次の 3 月に、また選考開始時期が 4 年次の 6 月、内定時期が 10 月となり、就職活動期間が実質的に短縮された。社会情勢をすばやく捉え、学生の就職活動に的確かつ即応できるキャリア支援が求められる。キャリアサポ

ートセンター職員の能力向上に向け、平成 29(2017)年からは、関西学生就職指導研究会をはじめとする学外の研修にも積極的に参加し、全教職員を対象にキャリア支援研修会を開催するなどキャリア支援の向上に努めている。また、ハローワークや新卒応援ハローワークなど、外部機関との連携をより一層深め、広範な求人情報を入手する等、積極的な就職支援を行っている。

今後も就職活動の時期や就職活動の形態の変化に的確に対応して、学生の期待に応えられるよう努力を継続する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、学生の厚生補導全般について審議し、さらにその結果について各学部の教員と調整を図る組織として、平成 26（2014）年度より、教務部委員会と学生部委員会を統合して学務委員会を設置した。従来の両委員会が果たしてきた役割を引き継ぎ、両者の連携を密にし、学生生活の安定に向けた検討を行っている。【資料 2-4-1】

学生には、(a)経済的支援、(b)課外活動、(c)健康相談、(d)生活相談、(e)学生の意見・要望の把握による重層的な支援を行っている。

(a) 経済的支援

学生に対する経済的な支援のための取組みとしては、次のものがある。

a. 日本学生支援機構が行っている奨学金（貸与型）

日本学生支援機構が行っている奨学金（貸与型）は、推薦条件を満たす希望者全員に第一種（無利子）又は第二種（有利子）のいずれかが貸与される。【資料 2-4-2】

b. 授業料等の分割納付

保護者等の経済的負担を軽減するために、授業料、実験実習費などの学費を 4 分割して、1 年度の 4 期のそれぞれの期に学費の年額の 4 分の 1 に相当する額を納入する制度を取っている。

c. 甲子園大学奨学金制度

優秀な学生を確保すること及び在学生の学業を奨励することを目的として、令和 2(2020)年 4 月 1 日に施行された「甲子園大学奨学金規程」によってそれまでの各種の特待生制度や特別措置制度を整理・統合し、奨学金制度を充実させた。この規程による奨学金は、入学特別措置制度、大学奨学金、大学院奨学金からなっている(2-1 の記述を参照)。

【資料 2-4-3】

d. 国の「高等教育の修学支援新制度」（高等教育の無償化）

令和 2(2020)年 4 月 1 日から実施された国の「高等教育の修学支援新制度」によって、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生は、授業料等の減免及び給付型奨学金が支給されることになった。

e. 甲子園大学食堂

学生が、本学食堂で安価に食事が摂れるようにするため、運営委託業者に対して食堂施設の無償使用及び光熱水費の大学負担により、学生に対し間接的に支援を行っている。

f. 通学バスの運行

大学と最寄り駅を結ぶ通学バスを本学が無料で運行することで、学生の大学へのアクセスを良くしている。【資料 2-4-4】

g. 下宿先情報の提供

学生課では、希望者に近隣にあるアパート等の住宅情報を提供できる企業を紹介している。

(b) 課外活動

学生の課外活動としては、令和元(2019)年度においては、12 の体育クラブと 11 の文化クラブがあり、教職員による顧問・監督による指導助言を行っている。また、施設（グラウンド、体育館）の整備、物品の貸与を行うとともに、活動経費を補助している。【資料 2-4-5】

年 1 回開催している大学祭「紅葉祭」に対しては、経費支援をはじめ、模擬店、ライブ、バザーなどの実施に係る助言・指導、行政機関への各種申請書提出並びに地元自治会への協力依頼の支援を行っている。また、地元紅葉ガ丘自治会が行うイベント、ボランティアサークルや軽音楽部が行う活動に対し、会議・打ち合わせへの出席、当日の全体調整支援を行うなど助言を行っている。【資料 2-4-6】

また、平成 30(2018)年度より心理学部にはオリンピック強化指定選手に登録された日本代表レベルの水泳選手が在籍し、国内大会出場経費などを支援している。競技活動のために授業を欠席する場合には、科目担当教員が学部と連絡を取って補講等の指導を行うなど、所属の心理学部のほか、全学的な体制を整えて、学業面においても大学生活に支障が出ないよう配慮を行うことで、競技と学生生活の両面で支援に努めている。【資料 2-4-7】

(c) 健康相談及び心理的支援

健康相談については、保健管理センターを設置し、常勤の医師 1 人（専任教員）と常勤の看護師 1 人を配置して、学生の病気・けがなどの応急処置を行うほか、医師の指示により病院受診が必要な学生については大学の公用車で送迎をしている。また、毎年 4 月に健康診断を実施し、学生の健康状態の把握に努めている。

心理的支援については、「学生生活相談室」を設置し、学生対応専属の非常勤の公認心理師を置き、開室日時と場所を決めて相談機能を向上させた。学年始めのオリエンテーション時に資料の配布や説明を行っている。「学生生活相談室」だよりを月毎に発行して利用の仕

方を周知するとともに、個別相談だけでなくランチタイムでの相談や心理テストの実施、ボ
ディワークなどのグループ活動を取り入れるなど柔軟に対応し、より気軽に利用できるよ
うな工夫をしている。なお、令和元(2019)年度の保健管理センターの利用件数は 328 件、
学生生活相談室の利用件数は 96 件であった。【資料 2-4-8~9】

(d) 生活相談

生活相談については、日常的には学生課が窓口になり学生の相談に応じるほか、保健管理
センター、各学部の学務委員会委員やクラス担任、ゼミ担当教員が連携して対応している。

また、快適な学修・研究・職場環境を目指し、キャンパス・ハラスメントが生じた場合に
解決に向けた適切な対応を行うため、「甲子園大学ハラスメント防止委員会」を設置してい
る。委員会では、「甲子園大学をキャンパス・ハラスメントのない大学に！」を毎年作成し、
学年始めのオリエンテーションですべての学生に配布している。【資料 2-4-10】

その際にはハラスメントの事例を示すとともに相談窓口を紹介した上で、「誰に対しても
いいからまず声を出してほしい」ことを強調している。また、「甲子園大学ハラスメント
等防止委員会相談員」の氏名・連絡先や相談の体制を常時掲示し、相談しやすい体制をと
っている。【資料 2-4-11】

(e) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

平成 25 年(2013)年度から毎年、学生の要望を幅広く汲み上げるために、全学部生・大学
院生を対象に「学生生活に関する実態調査」を実施している。集計結果は学務委員会で分析
し、学生生活全般の向上に反映させている。【資料 2-4-12】

また、学生から大学運営・学生サービスについての意見や要望を汲み取るために「意見箱」
を学内の 3 カ所 (5 号館、7 号館、食堂) に設置している。意見や要望は、学務委員会で報
告し、対応を検討する仕組みとなっている。

以上のことから、「学生生活の安定のための支援」は達成している。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生サービスについては、基本的には、学生の意見や要望を汲み上げ、学務委員会等で集
約し、検討することが必要である。そのために、アンケートへの回答などだけではなく、事
務局の窓口や教員との会話の中で出てくる要望にも配慮するようにしている。学務委員会
が中心となり、窓口対応の事務職員から聴取した意見や学生から教員に語られる意見をま
とめるようにする。また、汲み上げた要望等は学務委員会で集約し、すぐに実現できるもの、
検討を要するものといったような仕分けを行い、速やかに実施できるものから処理してい
く。

その他、学生の課外活動への支援に力を注ぐ。各クラブ部員数の増加を図りつつ、体育ク
ラブでは各種大会への参加を奨励し、文化クラブでは企業等団体が主催するコンペ案件に
積極的に参加するよう奨励し、大学の中では体験できない学びを経験できるようにしたい。

また、学生生活を牽引する役割を担う学生リーダーの育成にも力を注ぎたい。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は 64,137 m²（設置基準上必要なのは 10,400 m²）、校舎は 26,570 m²（設置基準上必要なのは 11,073 m²）で校地・校舎とも設置基準を十分に満たしている。【資料 2-5-1～2】

教育目的達成のため、講義室、演習室、実験室、学生自習室、情報処理演習施設、図書館、体育館などの施設を適切に整備するとともに、有効に活用している。【資料 2-5-3～4】

管理課及び情報処理課において、施設・設備、備品・用品、PC 等の情報サービス設備の適切な維持・管理を行っている。施設・設備等の使用管理は、各課で行い、情報サービス設備については、情報処理課において運営・管理している。その他の施設（建築物）、給排水・電気設備、空調設備、昇降機設備などの日常的な維持管理は管理課が行っており、必要に応じて施設保全作業や、設備機器の維持修繕等（外部業者への工事委託も含む。）を行い、維持管理している。

快適な学生生活のための施設・設備として、学生食堂（菓子類・インスタント食品・文房具などの販売コーナーが併設されている。）、学生の自習や憩いの場として活用するための 3 つの学生ホール（1 号館、3 号館、6 号館）、談話コーナー（1 号館）、展望ラウンジ（本館）及びラウンジ（7 号館）を整備している。

7 号館に電子黒板などの A V 機器を備えたラーニング・コモンズ「時習館」を設置し、グループ学習のための教育環境を整備している。さらに雨天時にも利用できるガラス屋根のライトコート（2 カ所）には、自動販売機とベンチが置かれており、屋外に憩いの空間を提供している。【資料 2-5-5】

現在の本学の施設は、新耐震基準で建設されているもの又は耐震改修を行ったものであり、すべて耐震基準を満たしており、耐震化率は 100%となっている。【資料 2-5-6】

以上のことから、「校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理」は達成している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設の有効活用

栄養学部の実験実習施設は、管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設としての教育の質を確保するため、管理栄養士については「管理栄養士学校指定規則」及び「栄養士法施行規則」、栄養士については「栄養士法施行規則」によって、養成施設としての指定基準がそれぞれ定められており、その内容に従って教育が行われるとともに、施設、機械、器具、標本、図書、学術雑誌などが整備されている。

2) 図書館の有効活用

甲子園大学図書館（以下「図書館」という。）は延べ面積約 1,200 m²に閲覧室座席数 199 席を有し、約 13 万冊を所蔵している。雑誌は冊子体の雑誌の他に 9 誌（洋書）の電子ジャーナルが学内の PC から利用できる。この電子ジャーナルは、図書館の HP から利用できるように設定されている。また、DVD 等の視聴覚に関する資料も所蔵するなど、適切に整備されている。館内には PC も設置されており、Wi-Fi も利用できる。図書の配架は日本十進分類法に沿っているが、よく利用される分野の図書は「就職・資格関係」、「管理栄養士国家試験用図書」、「心理学コーナー」、「レポート参考書コーナー」、「新着図書コーナー」に別置している。蔵書の目録情報はすべてデータベース化し、学外からもインターネットを通じて検索することができる。【資料 2-5-7】

また、甲子園短期大学図書館も同じシステムを使用し目録データを共有しているため、短期大学図書館の図書データも検索でき、図書館に取寄せて利用することができる。両方の図書館に所蔵のない図書・文献は、他大学との相互協力を利用し、利用者の要望に応じている。

新着図書案内は図書館外に設置し、図書館に入らずに新着図書の到着を知ることができる。時間外の返却箱は図書館前だけでなく、学生がよく利用する 1 号館にも設置し、利用者の利便性を高めている。学生への利用指導は、授業・ゼミ単位と個人でも随時受け付けており、蔵書検索から情報検索まで、必要に応じて対応している。

図書館は、原則として平日及び土曜日（月 1 回）に開館しており、開館時間は、原則として平日は午前 8 時 45 分から午後 6 時まで、土曜日は午前 8 時 45 分から正午までである。図書館は本学の教職員及び学生ほか、一般市民など学外者にも開放している。【資料 2-5-8】

3) スポーツ施設の有効活用

スポーツ施設として、体育館、武道場（至誠館）、グラウンド、テニスコートを整備し、授業及びサークル活動で使用している。また、体育館には、トレーニング用にマスタートレーナーを設置し、安全のため、利用講習を受けた学生が利用できる仕組みとなっている。

4) PC 等の IT 設備の整備

情報処理センターが、教育面だけでなく事務処理の電算化の支えとなっている。学内には約 400 台の PC（うち学生利用分が約 170 台）があり、平成 30(2018)年 3 月にリプレースを行った。学生は入学時に各自の ID、メールアドレスを付与され、学生ホールや情報演習室・時習館等に設置された PC を使用でき、情報処理教育の授業やその他の教科のレポート作成及び自習などに活用している。令和元(2019)年度には、経年による劣化と自然災害など

の脅威からデータを保護するため、サーバーのクラウド化を行った。令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて Wi-Fi アクセスポイントを計 12 カ所に増設し、通信環境の整備を行った。【資料 2-5-9~10】

以上のことから、「実習施設、図書館等の有効活用」は達成している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者の利便性を高めるため、エレベーター、車椅子用スロープ、多目的トイレ等のバリアフリーに関連する設備について、順次整備を行っている。車椅子用のスロープについては、学内の校舎等、主要な出入口部分について整備が行われている。多目的トイレやエレベーターについては、耐震改修工事に併せて 1 号館と 5 号館に整備を行った。エレベーター等が一部未整備の棟もあるが、スロープ等を活用することで、一部を除き、ほとんどの教室や多目的トイレに車椅子のまま行くことができる。【資料 2-5-11】

また、校舎間のアクセスについては、連絡通路に屋根が設置されており、雨天時であっても濡れずに行き来することが可能となっている。

以上のことから、「バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性」は達成している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

栄養学部の実習科目や演習科目は、管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設であることから、指定基準どおり 40 人以下で行われている。その他の科目についても、基本的に 60 人以下で授業が行われており、教員の目が十分に届く範囲である。

心理学部 1・2 年次の必修の英語科目では、入学時のプレースメントテストや前年度の成績に基づいてクラスが 2 つのレベルに分けられている。それぞれは 20~30 人程度の人数で、対象学生の学修状況を確認しながら、レベルに合わせた内容の教育が行われている。

以上のことから、「授業を行う学生数の適切な管理」は達成している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学の学修環境は整備されており、適切に運営・管理されているが、今後、経年による劣化のため改修等が必要となる施設・設備も出てくるため、空調・照明等の改修工事や修繕等の計画を順次策定していく。改修・修繕計画の策定にあたっては、より満足度の高い施設・設備とするため、「学生生活に関する実態調査」における施設・設備関係に関する意見・要望のなかで、実効性や実用性が高いものについては検討を行い、計画的に取り込んでいく。

また、校舎等のバリアフリー化をさらに進めるために、未整備の棟にエレベーターの設置や多目的トイレの整備を今後の改修・修繕計画において考慮したい。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 25(2013)年度から毎年、学生の要望を幅広く汲み上げるために、全学部生・大学院生を対象に「学生生活に関する実態調査」を実施している。集計結果は学務委員会で分析し、学生生活全般の向上に反映させている。調査項目の概要は次のとおりである。【資料 2-6-1】

- ・ 回答者自身の属性
- ・ 大学での学修に関する満足度・学習時間・アルバイト
- ・ 学内施設・設備に対する利用頻度・満足度
- ・ 事務・学生支援部門に対する満足度
- ・ キャンパスライフ・食生活に関する状況
- ・ 将来の進路
- ・ 大学生活全般に関する満足度

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

栄養学部は「基礎セミナー I・II」と少人数クラスにおけるクラス担任制、心理学部は「心理学基礎セミナー 1～4」と「心理学専門セミナー 1～4」における担当教員制を活かし、1年次から個々の学生に教員の目が届く指導体制がとられている。これらのクラス及びゼミでは、学生が気軽に担当教員に学修面や生活面の相談ができる。ここで出された意見や要望は、学部・学科の教員会議に報告され、対応が検討される。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-①で示した、各学部のクラスやゼミでの相談の中で、学生生活に関する意見や要望が示されることもある。その場合は、各学部・学科の教員会議に報告され、対応が検討される。

心身に関する健康相談については、保健管理センターや学生課・学生生活相談室が窓口になることが多い。その場合は、個人情報保護に留意しつつ、必要に応じて学生の所属学部の学生部委員等と連携し、対応を検討する。また、入学時や、保護者との懇談会の際に心身の健康に関する要望が示されることもある。この場合も学部で対応を検討し、必要に応じて、保健管理センターや学生課・学生生活相談室と連携を行う。

経済的支援に関しては、学生課が窓口となる機会が多い。必要に応じて、学務委員会に報告し、対応を検討している。

個別の意見や要望は上記のように取り扱われているが、全学的な調査として「学生生活に関する実態調査」があり、ここに心身の健康や経済的支援等の学生生活に関する意見や要望を問う項目が含まれている。この調査で全学的な傾向を分析し、学務委員会に報告し、対応を検討している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-①で示した、各学部のクラスやゼミでの相談の中で、学修環境に関する意見や要望が示されることもある。その場合は、各学部・学科の教員会議に報告され、対応が検討される。

学修環境に関する意見・要望を組織的に吸い上げているのは、「学生生活に関する実態調査」で、学修環境に関する数量的評価のほか、自由記述欄を設け、意見・要望を問うている。毎回、かなりの数の意見や要望が記載されている。この結果を学生課で集計し、学務委員会で報告した後、各担当部局に伝達し、対応の検討を依頼する。学生の要望、意見等を踏まえて、これまで通学バス、食堂、大学設置のPCなどに改善・対応してきている。

また、半期ごとに行われる「学生による授業評価アンケート」でも、学修環境に関する項目が含まれている。この結果はFD・SD委員会で報告され、対応が検討される。

さらに、「意見箱」を学内の3カ所(5号館、7号館、食堂)に設置し、学生から大学運営・学生サービスについての意見や要望を提出できるようにしている。ここには学修環境に関する意見や要望が寄せられることが多く、意見や要望は、学務委員会に報告し、対応を検討している。

以上のことから、「学生の意見・要望への対応」は達成している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

両学部とも少人数クラスという特徴を生かし、学生のニーズをきめ細かく把握している。しかし、把握されたニーズは教員協議会や学務委員会に報告されているものの、その後のプロセスとして、組織的な対応というよりも、個々の教員の対応に依存することが多い。情報共有と学生へのフィードバックの点で改善の余地があり、把握したニーズの集約や分析、対応方策を組織的に検討するグループの設置、また、各セクション間の連携・協働が円滑に進むよう、枠組み(ガイドライン)作りを検討している。また、「学生生活に関する実態調査」、「学生による授業評価アンケート」及び「意見箱」において学修支援に関すること、心身に関すること及び学修環境に関することについて、学生の意見・要望を吸い上げるという観点から、質問項目や回答方法などでさらに改善すべきことがないかを検証する機会を今後設ける必要がある。更に、学生の意見・要望を受けてどのように大学側が対応したか、大学側の発信をよりわかりやすく適宜行う必要もある。

[基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定され、周知も図られている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜は適正に行われている。

栄養学部の学生の確保については課題があり、抜本的な取組みが不可欠であると認識しており、全学委員会である将来計画委員会において見直しを行っている。

学修支援体制は整備されており、令和2(2020)年のコロナ禍においても必要な学修支援を行った。

キャリア支援は全学キャリアサポートセンター委員会とキャリアサポートセンターによって的確に行われている。

学生生活の安定のための支援は学務委員会、学生課、保健管理センター、学生生活相談室などが連携して行っている。

施設・設備等の学修環境は整備されている。

学生の意見・要望等は、栄養学部はクラス担任制、心理学部はゼミ担当教員制を活かして教員の目が届く状況において吸い上げるとともに、「学生生活に関する実態調査」及び「学生による授業評価アンケート」においても学生が意見・要望等を言えるように配慮している。

以上のことから、「基準2 学生」の基準を満たしていると判断している。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、大学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神並びに学則及び大学院学則に定める各学科・研究科の目的に基づき、全学共通のディプロマ・ポリシー、各学部学科のディプロマ・ポリシー、各研究科のディプロマ・ポリシーが策定されている。

ディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、本学の3つのポリシーとして、学生便覧、HP 及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。【資料 3-1-1】

<ディプロマ・ポリシー>

【大学】

本学の学士課程において、幅広い教養を身につけ、専門知識と技術を修得し、以下の要件を満たした学生には学士の学位を授与する。

- 1) 学則に定める所定の期間、在学し、本学の教育理念及び教育目標に沿って設定した授業科目を履修し、卒業要件を満たす単位数を修得していること。
- 2) 身につけた幅広い教養と修得した専門的知識や技術をもって社会に貢献しようとする強い意志と自ら行動できる力を有していること。

【栄養学部】

栄養学部は、次に掲げる能力を有する学生に「学士(栄養学)」<栄養学科>、「学士(フードデザイン学)」<フードデザイン学科>の学位を授与する。

- a. 学則に定める所定の期間在学し、各学科の教育理念及び教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、卒業要件を満たす所定の単位数を修得していること。
- b. 食と栄養を通じて人類の福祉に貢献しようとする意志を有し、それを実現する幅広い教養と専門的知識と技能をともに修得していること。
- c. 社会生活に必要な基礎的教養とコミュニケーション能力を有し、社会の変化に対応できる総合的判断力を有すること。

	<p>【栄養学科】</p> <p>① 管理栄養士として、ヒトの健康の維持増進を栄養・食事の面からサポートできる能力を有すること。</p> <p>② 栄養・食生活などの専門的知識をわかりやすく相談者に説明、指導できる能力を有すること。</p>
	<p>【フードデザイン学科】</p> <p>① 食資源の利用・生産、食品成分の働き、食品の安全性、食品の開発・加工・製造、食品の流通・販売などに関する基礎的な知識や技術を修得し、食品をデザイン（企画・開発）する能力を有すること。</p> <p>② 栄養士として、食を通じて人々の栄養や健康の面から社会に貢献することを意識し、自ら行動できる能力を有すること。</p>
	<p>【心理学部現代応用心理学科】</p> <p>心理学を学ぶことによって、人々の幸福に貢献するために、心理学の専門知識や技術を応用できるようになることを目指し、次に掲げる 4 つの力を有する学生に「学士（心理学）」の学位を授与する。</p> <p>a. 心理学の専門を通して、科学的視点に基づいて人の心や行動のもつ特性を知識として学び、理解する力があること。</p> <p>b. 幅広い教養や心理学の基礎知識を通して、情報やデータを収集・加工して活用する力、情報から論理的に結論を導く力、自らの考えを適切な言葉で表現し発信する力、他者とコミュニケーションを図り協働する力をもつこと。</p> <p>c. 心理学の専門性と学術的知識の活用方法を実践的に学ぶことによって、市民あるいは社会人としての責任と倫理観をもち、社会に積極的に貢献しようとする意欲を有していること。</p> <p>d. 「卒業研究」で学ぶことを通して、総合的な学習経験と創造的思考力を習得し、知識・技能等を活用して自ら立てた課題を解決する能力を身につけていること。</p>
	<p>【大学院栄養学研究科博士前期課程】</p> <p>カリキュラム・ポリシーに示した内容の能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した大学院生に対して、修士（栄養学）の学位を授与する。</p> <p>a. 修了時に備えるべき能力 食品及び栄養に関して体系的に身につけた専門的なものの見方や専門的技術を生かし、社会に還元できる能力を備えていること。</p> <p>b. 学位授与を認定する方法 修士論文の審査は、主査及び副査による論文審査、公開の論文発表会と審査委員による口頭試問を行い、修士の学位授与について合否を判定する。</p>

【大学院栄養学研究科博士後期課程】

カリキュラム・ポリシーに示した内容の能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した大学院生に対して、博士（栄養学）の学位を授与する。

a. 修了時に備えるべき能力

専門領域のより深い知識と思考力を身につけ、自立した研究者、指導者としての能力を身につけていること

b. 学位の授与を認定する方法

博士論文の審査は、主査及び副査による論文審査、公開の論文発表会と審査委員による口頭試問を行い、博士の学位授与について可否を判定する。

【大学院心理学研究科博士前期課程】

a. 臨床心理学又は心理学を中心とした高度な専門知識について深い理解を持っていると同時に心理学以外の領域についても学び、物事を幅広い視野から深く考えるために役立てることができていること。(知識)

b. 臨床心理学又は心理学の知識を通して人間と社会への深い理解、さらに、社会人として求められる倫理観や責任を持ち、他者とともに専門職業人として協働できる能力を有していること。(態度)

c. 臨床心理学又は心理学の知識を通して他者とのコミュニケーションスキル、データや資料を読み取る能力、情報処理能力などの技能を獲得していること。(汎用性技能)

d. 総合的な学習経験と創造的な思考力の集大成として修士論文を提出していること。

【大学院心理学研究科博士後期課程】

a. 心理学に関する最新の知見と考え方、対象としている社会的な問題とその周辺的な課題について専門的な知識に基づき、科学的な探求が行えること。(知識)

b. 心理学についての未開拓、未解決な課題を解決するための研究を行い、関連する学問分野や社会に新しい知見を提供できるようになること。(態度)

c. 心理学について、独自の研究計画・方法・知見を見出し、心理学分野に新しい知見を提供できること。(技能)

なお、心理学部では、令和3(2021)年度以降の「大学入学者選抜実施要項」の改定に伴い、従前のディプロマ・ポリシーの改定を審議してきた。この結果、令和2(2020)年1月8日の心理学部教授会において、最終案が承認され、令和2(2020)年度より施行することが決定された。【資料3-1-2】

新たに策定されたディプロマ・ポリシーは、令和2(2020)年3月11日開催の第4回FD・SD研修会「シラバスを理解し作成する」において、FD・SD委員会委員に対して説明が行われ、委員から各学部の教員等に説明することとした（この研修会は、当初広く教職員の参加を得て開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のためFD・SD委員会委員のみを集めての変則的な方法による開催となった。）。【資料3-1-3】

以上のことから、「教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知」は達成している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定基準その他認定基準については、各規程に基づき策定され、シラバスに明記し、またその内容を学年始めのオリエンテーションや、科目担当教員より説明することで学生に周知している。

A 単位認定基準

本学の単位認定基準は、学則第 15 条にて「試験その他による成績の評価は、秀、優、良、可、不可の五段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする」と定め、「甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程」第 8 条にて、「学則第 15 条に規定する成績の評価については、100 点法により秀は 90 点以上、優は 80 点以上 90 点未満、良は 70 点以上 80 点未満、可は 60 点以上 70 点未満、不可は 60 点未満とする。」と定めている。【資料 3-1-4～5】

また、学則第 13 条にて「授業科目を履修した者に対する単位習得の認定は、試験その他の審査により、これを行う。」とし、「甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程」第 7 条にて、「学則第 13 条の規定による試験その他の審査に基づき、担当教員が行うものとする。ただし、2 人以上の教員が担当する授業科目のうち、担当教員ごとに単位修得又は履修の認定ができない授業科目については、各担当教員の合議によるものとする。」と定めている。

単位認定の基準となる試験については、「甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程」第 5 条において「定期試験は、各授業科目の講義、演習、実習及び実技のそれぞれの授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ、受験することができない。」と定めている。

成績評価、単位認定の方法等単位認定基準について、各授業科目のシラバスに明記するほか、各授業の初回に、担当教員が説明することにより、履修学生に通知している。

なお、編入学生に対しては、学則第 11 条の 3 から第 11 条の 5 に定めるように、「教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該大学又は当該短期大学の授業科目を履修することで認めることができる。」「修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。」としている。学部編入学生の既習得単位については、各学部教務委員会作成の資料に基づき、学部教員協議会及び教授会での承認を経て認定される。

B 進級要件

a. 栄養学部栄養学科

1 年次から 2 年次へ進級するには指定 25 科目中 14 科目以上、2 年次から 3 年次へは指定 50 科目中 36 科目以上の単位修得が必要である。

b. 栄養学部フードデザイン学科

2 年次から 3 年次へ進級するには、指定された 42 科目中 27 科目以上の単位修得が必要である。

c. 心理学部現代応用心理学科

進級要件は特に設定していないが、3 年次より実施する「心理学専門セミナー」の分属については、一定の制限を設けている。【資料 3-1-6】

C 卒業、学位

学則第 31 条にて「本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者については、当該学生の所属する学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。」としている。

卒業認定の必要要件については、「甲子園大学の授業科目等に関する規則」第 2 条別表第一により、栄養学科では総合教養科目 28 単位、専門科目 102 単位、計 130 単位以上、フードデザイン学科では総合教養科目 27 単位、専門科目 99 単位、計 126 単位以上、心理学部現代応用心理学科では総合教養科目 30 単位、専門科目 94 単位、計 124 単位以上を修得することとしている。【資料 3-1-7】

D 大学院研究科における単位認定基準と学位授与要件

大学院の単位認定基準は、大学院学則第 29 条にて「単位修得の認定は、筆記又は口頭試験あるいは研究報告により行う。」「成績は、秀、優、良、可及び不可とし、可以上を合格とする。」と定めている。【資料 3-1-8】

なお、大学院学則第 30 条にて「教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協定に基づき、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。」「履修した授業科目の単位は 10 単位を超えない範囲で、本学研究科で修得したものとみなすことができる。」と定めている。

博士前期課程の修了要件は、大学院学則第 31 条にて「当該課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」「研究科委員会が適当と認めるときは特定の課題についての研究成果の審査をもって、論文の審査に代えることができる。この場合、研究課題は当該課程における教育研究の内容に照らし、必要な学識及び能力について、所定の水準に達しているかどうかの評価できるものに限るものとする。」としている。

博士後期課程の修了要件は、大学院学則第 31 条にて「当該課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」としている。

課程修了の認定は、大学院学則第 32 条にて「研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。」とし、学位の授与は、大学院学則第 33 条にて「課程を修了した者に対して、学長が授与する。」と定めている。

以上のことから、「ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知」は達成している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用

1) 単位認定基準

単位認定については、基準に照らし、各授業担当者が、学期末試験、学修状況などを総合して厳正な評定を行っている。なお、授業の出席状況は、教室内での受講者の座席を指定することにより、適正に取り扱われており、特別欠席あるいは準特別欠席となった学生に対しては、規定に基づく補講等の実施により、教育の質保証並びに適正な単位認定を行っている。

本学の単位試験は、各学期末に期間を定めて実施している。

成績評価は、評価基準と評価方法をシラバスに明示し、学生に周知している。

多くの科目において、多様な観点を問うため試験結果、レポートの完成度、授業参加態度等複数の評価方法を用いて評価することとしている。【資料 3-1-9】

評価基準例	評価方法
秀：到達目標を完全に達成している（90-100 点に該当）	1.定期試験：80% 2.平常点：20% （各回の小テスト） ※上記の割合で 100 点満点とする。
優：到達目標を十分に達成している（80-89 点に該当）	
良：不十分な点は認められるものの、到達目標を達成している（70-79 点に該当）	
可：到達目標の最低限は満たしている（60-69 点に該当）	
不可：到達目標を満たしていない（0-59 点に該当）	

2) 進級認定、卒業認定

進級認定については、各学科所定の基準により、各学部教員協議会及び教授会において、各学部教務委員会作成の資料に基づき、学部生の進級判定を行っている。

卒業認定については、次の基準により、各学部教員協議会及び教授会の審議のうえ、学長が決定している。

多くの科目では、定期試験を実施することにより成績評価を行っている。試験期間内に実施されるすべての試験は、徹底して受験者の不正行為を排除し、その旨学生に周知している。【資料 3-1-10～11】

栄養学部栄養学科 (130単位以上 修得すること)	総合教養科目	基礎演習科目		3単位
		一般教養科目	人文科学系列	2単位
			社会科学系列	2単位
			自然科学系列	11単位
		外国語科目		4単位
		健康管理科目		2単位
		学際教養科目		2単位
		情報処理科目		2単位
	小計		28単位	
専門科目	必修科目		102単位	
合計			130単位	
栄養学部フードデ ザイン学科 (126単位以上 修得すること)	総合教養科目	基礎演習科目		2単位
		一般教養科目	人文科学系列	2単位
			社会科学系列	2単位
			自然科学系列	11単位
		外国語科目		4単位
		健康管理科目		2単位
		学際教養科目		2単位
		情報処理科目		2単位
	小計		27単位	
	専門科目	必須科目		91単位
選択科目		8単位		
小計		99単位		
合計			126単位	
心理学部 現代応用心理学科 (124単位以上 修得すること)	総合教養科目	一般教養科目	人文科学系列	4単位
			社会科学系列	4単位
			自然科学系列	2単位
	外国語科目		8単位	
	健康管理科目		2単位	
	学際教養科目		2単位	
情報処理科目		4単位		

		教養演習科目	2 単位
		上記の他、総合教養科目の中から	2 単位
		小計	3 0 単位
	専門科目	必修科目	4 8 単位
		選択科目	4 6 単位
		小計	9 4 単位
	合計		1 2 4 単位

3) 編入学生の単位認定

本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、教務委員会にて、前在籍大学等の成績評価に基づき、本学の教育課程及び教育内容の整合性を教務委員会で審査したうえで、60 単位を上限として認定し、成績証明書上「認定」と表記している。

4) GPA

平成 27(2015)年 4 月から、GPA (Grade Point Average ; 成績平均点) 制度を採用し、学生の学修状態を GPA の観点からも把握し、学修指導のほか、授業料の減免の対象者選考、奨学金の対象者推薦等に用いている。

GPA の算出及び対象科目は次のとおりである。【資料 3-1-12】

<算出>

$$\text{GPA} = \frac{\text{科目のグレードポイント} \times \text{単位数}}{\text{科目の単位数の和}}$$

※点数 グレードポイント

100~90 点 4、89 点~80 点 3、79 点~70 点 2、69 点~60 点 1、59 点以下 0
試験を欠席した科目 0

<対象科目>

栄養学部 栄養学科	卒業必修科目である総合教養科目 13 科目と、専門科目 61 科目のうち総合演習 3 科目、臨地実習 4 科目、特別演習 1 科目、専門セミナー 1 科目を除いた 52 科目を対象とし、合計 65 科目。
栄養学部 フードデザイン学科	卒業必修科目である総合教養科目 11 科目と、専門科目 50 科目のうち臨地実習 1 科目、専門セミナー 1 科目、卒業研究 1 科目を除いた 47 科目を合わせて対象科目は合計 58 科目。
心理学部 現代応用心理学科	すべての科目が対象科目となっている。

5) 大学院研究科における単位認定

単位認定については、評価基準に照らし、各授業担当者により、学期末試験、学修状況などを総合して厳正な認定を行っている。

大学院研究科では、「甲子園大学大学院長期履修学生規程」に則り、職業を有している者や、家事、育児、介護などで標準修業年限内での修学が困難な者を対象に、長期履修を認めている。長期履修期間は、博士前期課程においては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内とし、1学年当たりの履修登録単位数は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては8単位を限度とすると定めており、設置基準第27条の2を遵守している。

【資料 3-1-13】

大学院研究科の論文審査ならびに最終試験について、栄養学研究科では、事前に主査・副査を中心とした大学院研究科委員によって予備審査が行われ、研究内容について評価者の疑問を可能な限り解消した上で最終試験を実施している。心理学研究科では、修士論文及び博士論文の最終試験（口頭試問）を公開とし、論文要旨と教育達成状況を勘案して最終的に研究科委員会の判定会議において厳正に審査される。

課程修了に必要な必修科目や選択科目における授業計画及び成績評価基準は、すべてシラバスに明示しており、適切な履修指導を行い、単位認定基準の周知を図っている。【資料 3-1-14】

心理学研究科博士前期課程の臨床心理学コースにおいては、「甲子園大学大学院公認心理師試験受験資格に係る細則」を定め、公認心理師法に則り、公認心理師試験受験資格を取得するための科目を置いている。心理実践実習を含め、一貫した専門教育が行われており、厳正な評価と単位認定を行っている。心理実践実習の単位認定については、指導教員による成績評価基準による評価に加えて、公認心理師法に定められた達成基準に則った評価判定を各実習施設の実習指導者が厳正に行っており、それらを総合した単位認定を行っている。また、臨床心理士受験資格を取得するための科目も、日本臨床心理士資格認定協会の規定に基づいて置いており、その単位認定基準に沿った厳正な評価と単位認定を行っている。【資料 3-1-15】

以上のことから、「単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用」は達成している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では単位の認定、卒業・修了認定について各学部学科及び大学院研究科において、その基準を明確に示した上で、年度初めには各担任教員の十分な指導のもとに適正な履修指導を行っている。卒業・修了の認定は、学部全教員が参加する学部教員協議会及び教授会又は研究科委員会の審議を経て、慎重かつ厳正な判断が行われていることから、今後も引き続き現在の方法を継続する。

シラバスの内容及び書式について、第三者チェックの厳格化などを通じ、ポリシーをさらに浸透させる。

また、ディプロマ・ポリシーに基づき、学びのプロセスを示したカリキュラムマップを改定し、カリキュラムマップには授業科目のナンバリングを同時に示し、これらを大学 HP や学生便覧に掲載することで、学生がカリキュラムマップやナンバリングを活用して自らの学びの進行状況を理解できるようにする。

今後は、ディプロマ・ポリシーのさらなる実現に向けて、ディプロマ・ポリシーが保証する力の評価として、単位認定における、学部共通のルーブリックを策定していくこととする。また、本学の建学の精神並びに教育目的の実践を徹底させるために、ディプロマ・ポリシーに基づき、学生自身の変化・成長を自ら客観的に評価・把握できるように、不断に見直しを行うことで、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーへの反映に結び付けていきたい。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目標やディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程の編成や授業科目の内容及び教育方法について基本的な考え方を示すため、大学のカリキュラム・ポリシーが策定されている。

大学全体のカリキュラム・ポリシーにて、初年次教育においては偏りがなく、幅広い教養を身に付けるための共通科目を設け、学ぶことの楽しさや奥深さに気付かせることを目指し、総合教養科目と専門科目との連携を密にしながら、専門科目や実験・実習科目を通じて高度の知識と技術の修得を目指し、基礎学力の向上、及び問題解決能力を養うとしている。また、社会における大学の役割を考え、大学と地域の連携を重視し、全学必修の地域志向科目や学部ごとに地域実践演習科目（学際教養講座等）を設け、宝塚市や地元市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指している。

少人数教育の特徴を活かして、知識や技術の修得だけでなく、大学内及び社会生活において、相手の立場に立って考え、温かさ、やさしさをもって行動できる人材を育てることを目

指している。

カリキュラム・ポリシーは、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとともに、本学の3つのポリシーとして、学生便覧、HP及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。【資料3-2-1~3】

教職員に向けては、令和2(2020)年3月11日開催の第4回FD・SD委員会において、「シラバスの作成方法について」と題し、FD・SD委員会委員を通して専任の教職員に対して周知を行った。【資料3-2-4】

<カリキュラム・ポリシー>

【大学】

初年次教育においては偏りがなく、幅広い教養を身につけるための共通科目を設け、未知なものに好奇心をもたせ、学ぶことの楽しさや奥深さに気づかせることを目指す。また、総合教養科目と専門科目との連携を密にしながら、専門科目や実験・実習科目を通じて高度の知識と技術の修得を目指し、課題の発見及び問題解決能力を養う。また、社会における大学の役割を考え、大学と地域の連携を重視し、全学必修の地域志向科目や学部ごとに地域実践演習科目等を設け、自治体や地元産業及び市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指す。また、少人数教育の特徴を活かして、知識や技術の修得だけでなく、大学内及び社会生活において、相手の立場に立って考え、温かさ、やさしさをもって行動できる人材を育てることを目指す。

【栄養学部】

- a. 幅広い教養を身につけ、コミュニケーション能力、判断力、社会貢献に対する意識を養うために、教養科目を配置する。
- b. 各学科の提供する専門科目を通じた専門的知識の修得と論理的思考を行う力を身につける。
- c. 豊かな人間性により他者の心情を共感、理解し、自ら情報を発信し円滑なコミュニケーションを通じて指導できる力を身につける。

【栄養学科】

- ① 管理栄養士教育に関わる体系的な知識を修得するために、年次進行に従い、基礎科目から段階的に専門、応用に至る科目を配置する。
- ② 管理栄養士としての専門的な実践力を高めるために、科目間の総合理解を深める科目ならびに現場での実習科目、地域連携科目を配置する。

【フードデザイン学科】

- ① 食材の生産、食品成分の働き、食品の開発・加工・製造、食品の流通・販売などに関する知識が修得できるように、年次進行に合わせ体系的に科目を配置する。最終年度においては、学習成果を集大成する科目を配置する。
- ② 食品のデザイン（企画・開発）を自ら立案、実施できる能力を養うために講義・実験実習などの専門科目、ならびに地域連携に関する科目を配置する。

③栄養士として、人々の健康の維持増進を食事・栄養の面からサポートできる能力を養う科目及び社会で活躍できる実践力を養う実習科目や学外実習を体系的に配置する。

【心理学部現代応用心理学科】

- a. 心理学に関する科学的知識や方法論、学習内容を応用する力を修得できるように、初年次から段階的に専門科目を高度化する体系を編成して、心理学の基礎知識と方法論、専門知識の獲得と応用を、年次を追って配置する。
- b. 教養教育において心理学以外の分野の知識を修得するとともに、大学での学びの基礎となる読解力・表現力・論理的思考力・情報発信力を養うために、少人数による「心理学基礎セミナー」を設ける。
- c. 心理学についての専門知識を基礎から修得するために、「基礎心理学」「臨床心理学」「健康・スポーツ心理学」「ビジネス心理学」「犯罪心理学」の各領域について幅広く学べる専門科目を配置する。またその前段階として「心理学概論」をはじめとする各領域の概論を配置する。
- d. 心理学の基礎的な方法論とスキルを修得するために、「基礎実験実習」「研究法」「統計法」「心理アセスメント」などの実習・演習科目を配置する。
- e. 5領域のそれぞれで学んだ心理学の専門知識を応用し、自らの関心や問題意識とつなげて人の行動や心の特性について深く考え、新たな知見をもたらす力を養うために、「心理学専門セミナー」を設ける。
- f. 公認心理師として必要な知識・技術・職業倫理を修得するための専門科目と、将来の実践現場である保健医療・教育・福祉・司法・産業の各領域において「心理演習」「心理実習」を配置する。
- g. 自ら学んだ専門知識の社会での活用方法を実践的に考え、キャリア形成を積極的に探索するために、「インターンシップ」を設ける。
- h. 4年次教育において、学習した知識と自ら設定した問題について科学的な手法で探索する力、研究の成果を適切な表現を用いてまとめ、それを発表する力などの総合的な能力を養うために、「卒業研究」を設置し必修とする。

【大学院栄養学研究科博士前期課程】

現代社会が抱える食品及び栄養に関する多くの課題の解決に対して、専門的な知識と応用力を身につけ、食品栄養学の分野に貢献しうる実践的で行動力があり、創造的思考力を持つ人材を育成するためのカリキュラムを編成し、実施する。

【大学院栄養学研究科博士後期課程】

栄養学及び食品学を総合的に修め、大学での教育研究者、企業や各種研究機関において自立して研究を遂行できる能力を有する研究者、管理栄養士の活動を支える指導者及び教育者、地域社会においてリーダーシップを発揮し、健康づくりシステム等を開発し、創造的に推進できる実践的指導者などの育成を目的としたカリキュラムを編成し、実施す

る。
<p>【大学院心理学研究科博士前期課程】</p> <p>a. 臨床心理学と心理学コースに関わる現象について、科学的に探究し、問題を発見・解決していける高度専門職業人を養成するために、講義科目、演習科目、実習科目からなるカリキュラムを配置する。</p> <p>b. 自らの専門に対し複眼的な思考と視点を持ち、柔軟に取り組むことができるように「インターディシプリナリー研究」科目を配置する。</p> <p>c. 公認心理師及び臨床心理士として必要な専門的知識と技術を修得するための科目を配置する。</p> <p>d. 修士論文は、演習科目において実施した研究をもとに新たな知見について公表することを必修とする。</p>
<p>【大学院心理学研究科博士後期課程】</p> <p>a. 指導者・研究者として自立していくための高度な知識と技術の習得、態度の形成に必要なカリキュラムを配置する。</p> <p>b. 博士論文作成に向けた研究指導を第一の目的とし、それに関連する学会発表や論文投稿についても積極的な指導を行う。</p> <p>c. カリキュラムの学びのほかに、指導者・研究者としての経験を積むことを奨励する。</p>

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーの策定と周知」は達成している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーにある「身につけた幅広い教養と修得した専門的知識や技術をもって社会に貢献しようとする強い意志と自ら行動できる力を有していること」に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、幅広い教養を身に付けるための共通科目、高度の知識と技術の習得を目指し、課題の発見及び問題解決能力を養うための専門科目や実験・実習科目、地域が掲げている課題の解決に貢献するための地域志向科目や地域実践演習科目を設けることとしている。

A 栄養学部

ディプロマ・ポリシーにある「食と栄養を通じて人類の福祉に貢献しようとする意志」、「幅広い教養と専門的知識と技能をともに修得」、「基礎的教養とコミュニケーション能力」、「社会の変化に対応できる総合的判断力」に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「幅広い教養」、「専門的知識の修得と論理的思考を行う力」、「コミュニケーションを通じて指導できる力」を身に付けるとしている。

a. 栄養学部栄養学科

ディプロマ・ポリシーにある「管理栄養士として、ヒトの健康の維持増進を栄養・食事の

面からサポートできる能力を有する」、「栄養・食生活などの専門的知識をわかりやすく相談者に説明、指導できる能力を有する」に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「年次進行に従い、基礎科目から段階的に専門、応用に至る科目」、「科目間の総理解を深める科目」、「現場での実習科目」、「地域連携科目」を配置している。

b. 栄養学部フードデザイン学科

ディプロマ・ポリシーにある「食資源の利用・生産、食品成分の働き、食品の安全性、食品の開発・加工・製造、食品の流通・販売などに関する基礎的な知識や技術を修得し、食品をデザイン（企画・開発）する能力を有する」、「栄養士として、食を通じて、人々の栄養や健康の面から社会に貢献することを意識し、自ら行動できる能力を有する」に基づき、カリキュラム・ポリシーでは、「専門科目」、「地域連携に関する科目」、「人々の健康の維持増進を食事・栄養の面からサポートできる能力を養う科目」、「実践力を養う実習科目」、「実践力を養う学外実習」及び「学習成果を集大成する科目」を配置している。

B 心理学部現代応用心理学科

ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの力を養うために、カリキュラムを次のように配置している。まず、ポリシーb(43頁参照)について、社会・文化・人間を複眼的に捉える能力を養う「総合教養科目」、心理学の基礎知識を学ぶ必修の「心理学基礎科目」を土台として据え、さらに残り3つのポリシーを養うために、専門知識をより深く学ぶための心理学の専門科目を積み上げている。

専門科目の配置については、時代のニーズに照らし合わせながら、小規模な変更による見直しを重ね、数年かけて教育課程の編成改革を行った。

平成26(2014)年度に、複雑で多様化する現代社会で生活する人たちの心の問題に取り組むことのできる「専門的な職業人」を育成することを目的に、心理学応用科目と関連科目の区分を整理し、「臨床発達心理学」、「臨床心理学」、「健康・スポーツ心理学」、「社会心理学」、「犯罪心理学」の5つのコースにおいて、各分野の専門科目を学修できるよう、教育課程の再編成を行った。このカリキュラムは翌平成27(2015)年度入学者より実施した。【資料3-2-5】

平成28(2016)年度には、学生がコースに限らず、選択した領域をより広く深く学べるようコース制に代わり領域制に再編し、「発達・臨床心理学領域」、「健康スポーツ心理学領域」、「社会・犯罪心理学領域」の3領域に再編成した。このカリキュラムは翌平成29(2017)年度入学者より実施した。【資料3-2-6】

また、「公認心理師法」(平成27(2015)年9月16日公布)を受け、公認心理師試験受験資格に対応した授業科目の配置に向け、平成27(2015)から29(2017)年度に、新規開講授業科目及び授業科目名を変更するなどカリキュラム改定を実施した。同時に、公認心理師試験受験資格に係る授業科目を学生が無理なく学修できるよう、配当年次の見直し、教育課程の再編成を行った。改定されたカリキュラムは、平成30(2018)年度入学者より実施した。【資料

3-2-7】

平成 30(2018)年度には、専門科目の編成を再検討し、「臨床心理学領域」、「健康・スポーツ心理学領域」、「犯罪心理学領域」に加え、専門科目で共通する知識・技能を学修するための「基礎心理学領域」、就職及び高校生のニーズに合わせた「ビジネス心理学領域」の 5 領域とすることで、より多くの領域から個々の学生の関心に応じた領域を学べるよう教育課程の再編成を行った。このカリキュラムは平成 31(令和元・2019)年度入学者より実施した。

【資料 3-2-8】

これにより、令和 2(2020)年度より新たに改定したディプロマ・ポリシーに記されている、「人々の幸福に貢献するために、心理学の専門知識や技術を応用できるようになる」ための教育課程の体系的編成がおおむね完了した。最新のカリキュラムの完成年度は、令和 3(2021)年度である。

令和元(2019)年度、心理学部においては、従前のディプロマ・ポリシーの改定にあわせて、カリキュラム・ポリシーの改定を審議してきた。令和 2(2020)年 1 月 8 日の心理学部教授会において、最終案が承認され、令和 2(2020)年度より施行することとなった。卒業認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、総合教養科目及び専門科目を体系的に配置している。【資料 3-2-9】

C 大学院栄養学研究科

博士前期課程及び後期課程のディプロマ・ポリシーにおいて、それぞれカリキュラム・ポリシーに示した内容の能力を身に付け、かつ、所定の単位を修得した大学院生に対して学位を授与するとしている。

博士前期課程では、「現代社会が抱える食品及び栄養に関する多くの課題の解決に対して、専門的な知識と応用力を身につけ、食品栄養学の分野に貢献しうる実践的で行動力があり、創造的的思考力を持つ人材を育成するためのカリキュラムを編成し、実施する。」ことをカリキュラム・ポリシーとしている。さらに、博士後期課程では、「栄養学及び食品学を総合的に修め、大学での教育研究者、企業や各種研究機関において自立して研究を遂行できる能力を有する研究者、管理栄養士の活動を支える指導者及び教育者、地域社会においてリーダーシップを発揮し、健康づくりシステム等を開発し、創造的に推進できる実践的指導者などの育成を目的としたカリキュラムを編成し、実施する。」ことをカリキュラム・ポリシーとしている。

D 大学院心理学研究科

博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、態度、汎用性技能を身につけるため、カリキュラム・ポリシーでは、「インターディシプリナリー研究」など講義科目、演習科目、実習科目からなるカリキュラムを配置し、また、「公認心理師及び臨床心理士として必要な専門的知識と技術を修得するための科目を配置する。」こととしている。

博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、態度、技能を身に付けるため、カリキュラム・ポリシーでは、「カリキュラムの学びのほかに、指導者・研究者としての経験を積むことを奨励する。」こととしている。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性」は達成している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいて、幅広い教養を身に付けると同時に、社会における大学の役割を考え、大学と地域の連携を重視し、全学必修の地域志向科目や学部ごとに地域実践演習科目（学際教養講座等）を設け、宝塚市や地元市民と連携を保ち、地域が抱えている課題の解決に貢献することを目指すとしている。また、少人数教育の特徴を活かし、知識や技術の修得だけでなく、大学内及び社会生活において、相手の立場に立って考え、温かさ、やさしさをもって行動できる人材を育てることを目指している。

全学共通の科目編成として、栄養・心理両学部共に総合教養科目群と専門科目群とに分け、単位制をとっている。全学の各授業科目の授業期間、授業の目的、毎回の授業内容、授業の方法、授業外学修の指示、成績評価基準等は、シラバスに明示し、科目ナンバリング制度、カリキュラムマップとともに、一般公開し、随時、学習内容や準備学習などの参考にすることができるようになっている。【資料 3-2-10～12】

ディプロマ・ポリシーに定められた諸能力の獲得が可能となるよう一貫性のあるカリキュラム・ポリシーに則り、初年次教育、総合教養教育、専門教育における講義や演習、実習、実験等を効果的に組み合わせ、体系的なカリキュラムを編成している。

各学部における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的・順次性を考慮し、総合教養科目と専門科目を配置している。【資料 3-2-13】

なお、令和元(2019)年度から宝塚市立看護専門学校との共同で、多職種連携教育（IPE）の導入に向けた検討を開始し、学部・学科の垣根を越えたより実践的な教育に向け、令和2(2020)年度より試行実施を行っている。

A 学部の教育課程の体系的編成

(a) 総合教養科目

総合教養科目は、「一般教養科目（人文科学系列、社会科学系列、自然科学系列）」、「外国語科目」、「健康管理科目」、「学際教養科目」、「情報処理科目」、「教養演習科目」で構成（なお、この他栄養学部では「基礎演習科目」、心理学部では「短期留学科目」が各々用意されている。）されている。総合教養科目については、「3-2-④教養教育の実施」で詳述する。

(b) 専門科目

a. 栄養学科

栄養学部栄養学科は管理栄養士養成課程であり、人々の健康の維持増進を栄養・食事の面からサポートでき、栄養に関する専門知識を説明・指導できる能力を有する管理栄養士の養成を目的としている。

そのための科目として、幅広い教養やコミュニケーション能力などを身に付ける総合教養科目と、厚生労働省の「栄養士法施行規則」に定められた科目に加え、様々な選択科目を含む専門科目を段階的に配置している。

総合教養科目では、教養として知っておくべき常識的な内容以外にも、総合教養科目の授業で修得した内容が、以後学修する専門科目群への橋渡しとなるように、講義内容及び教育方法に様々な工夫がなされている。また、基礎的な実験手技についても、実験・実習科目の時間を十分にかけて教授されている。

専門科目は、管理栄養士養成課程のカリキュラムが柱となっており、「栄養士法施行規則」に則って、段階的に各科目が配置され、指定科目すべてが卒業必修科目となっている。「管理栄養士国家試験受験資格関連科目（専門基礎科目）」、「管理栄養士国家試験受験資格関連科目（専門分野）」、「専門セミナー」、「卒業研究」、「選択科目（コース関連）」、「選択科目（資格関連）」があり、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持った科目配置となっている。

年次配当として、1年次では、総合教養科目に加え、「管理栄養士国家試験受験資格関連科目」のうち専門基礎科目を中心に履修させることで、大学生として幅広い学び及び学科専門領域への導入に触れることが可能となる。2年次以降は、徐々に専門分野へ移行し、実験・実習科目や、「臨地実習」など学外実習を配置している。4年次では、管理栄養士国家資格取得に向け、実践的・総合的な学びを深めるための演習形式の科目として「特別演習」をはじめ、「専門セミナー」、「卒業研究」を配置している。

一方、学生の就職等進路需要に応じた科目として、2年次以降には、キャリア関連科目に加え、選択制のコース及び各種資格取得のための「選択科目（資格関連）」を配置している。前者にあつては「食品デザイナー」、「臨床栄養療法」、「食育実践」及び「スポーツ栄養」の4コースに対応した科目群、後者にあつては栄養教諭（一種）、食品衛生管理者・食品衛生監視員（任用資格）、フードスペシャリスト（受験資格）及びNR・サプリメントアドバイザー（受験資格）などの免許・資格取得の科目を配置している。

さらに、「栄養教育論」や「応用栄養学」、「公衆栄養学」等の専門科目を横断する科目である「食育実践演習」は、地元宝塚市と連携した様々な学外活動等を通して実践的な食育教育を行う。管理栄養士として必要とされる、栄養・食生活等の専門的知識をわかりやすく相談者に説明、指導できる能力を身に付けるための科目として位置付けている。

なお、栄養学科の専門科目群については、概ね4年ごとに内容が改変される管理栄養士国家試験出題ガイドラインに沿って定期的に教育内容の見直しと充実を図っており、管理栄養士としての最新の知識を学生に教授できる体制を整えている。

b. フードデザイン学科

フードデザイン学科は栄養士養成課程であり、栄養士として人々の栄養や健康の面から社会に貢献できる専門家を育成すること、さらに栄養士の知識を持ち、食資源の生産・利用、食品の安全性や機能性、開発や加工、流通・販売などの基礎的な知識や技術を修得し、食品をデザイン（企画・開発）することができる人材を育成することを目的としている。

そのための科目として、幅広い教養やコミュニケーション能力などを身に付ける総合教養科目と、厚生労働省の「栄養士法施行規則」に定められた科目に加え、様々な選択科目を含む専門科目を段階的に配置している。

総合教養科目では、幅広く、深い教養を身に付け、総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育む。講義と実験実習を体系的に組み合わせた専門科目群では、栄養士として人々の健康の維持増進を食事・栄養の面からサポートできる力を養う科目、及び社会で活躍できる実践力を養う科目や学外実習を体系的に配置している。

専門科目では、「栄養士免許証取得関連科目」、「食品開発関連科目（必修）」、「食品開発関連科目（選択）」及び「選択科目（資格関連）」があり、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持った科目配置となっている。

年次配当として、1・2年次では、総合教養科目に加え、「栄養士免許証取得関連科目」を中心に幅広く履修させ、3年次以降は、食品産業界で活躍できる人材養成に関する科目へ移行する。4年次では、学修成果の集大成として「卒業研究」を配置し卒業論文の執筆を義務付けている。

3年次「専門セミナー」と、学修成果を集大成する4年次の「卒業研究」は、学生が学科専門科目担当教員の研究室に所属して受講し、学修レベルに応じて学科教員が細かく指導し、卒業研究を通して実践的な知識と技術を、総合的に身に付けることを目的とする必修科目として位置付けている。

「食品開発関連科目」には、食品産業分野の専門知識、技術を修得し、食品のデザインを自ら立案・実施できる力を身に付けるため、企業や自治体などでの実務経験を持ち、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる実務家教員を配置している。特に、国内大手食品会社研究施設の訪問・見学により、食品メーカーの研究開発と食品製造過程の理解を深める「食品デザイナー論」、履修学生と地元農家や食品関連企業との連携を深める「食と地域の実践演習」が本学科の特色といえる。

学生の就職等進路需要に応じた科目として、2年次以降には、キャリア関連科目に加え、選択制のコース及び各種資格取得のための「選択科目（資格関連）」を配置している。

食育分野への進路として、栄養教諭（二種）免許の取得必要科目、食品衛生管理者・食品衛生監視員（任用資格）、フードスペシャリスト（受験資格）、NR・サプリメントアドバイザー（受験資格）などの資格取得に必要な科目も開講している。

また、カリキュラム・ポリシーにある「食材の生産、食品成分の働き、食品の開発・加工・製造、食品の流通・販売などに関する知識」の集大成として、食の6次産業化プロデューサ

一育成プログラムを設け、所定の単位を修得した学生は、一般社団法人食農共創プロデューサーズ (FACP) が実施する食の6次産業化プロデューサー「食プロ」のレベル2のレベル判定を受け合格することで、認定を得ることができる。

さらに、食品学に関する最新の知識と社会が求める動向について、学外の各種専門家による特別授業を実施することにより、最新の社会ニーズに応じた教育を実践している。

c. 心理学部現代応用心理学科

心理学部現代応用心理学科では、「心理学」という人間のこころのあり方や行動の理解を学ぶことによって、現実の社会生活のさまざまな場面で応用できる人材育成を目的としている。

総合教養科目では、教養として知っておくべき常識的な内容以外にも、総合教養科目の授業で修得した内容が、以後学習する専門科目群への橋渡しとなるように、講義内容及び教育方法に様々な工夫がなされている。

専門科目では、「心理学基礎セミナー」、「基礎心理学」、「臨床心理学」、「健康・スポーツ心理学」、「ビジネス心理学」、「犯罪心理学」の各領域について幅広く学べる専門科目を配置し、その前段階として、「心理学概論」をはじめとする各領域の概論を配置している。

また、心理学の基礎的な方法論とスキルを修得するために、「基礎実験実習」、「研究法」、「統計法」、「心理アセスメント」などの実習・演習科目を配置する。

さらに、「心理学専門セミナー」、「心理演習」、「心理実習」、「インターンシップ」、「卒業研究」があり、入学時から卒業時までの段階的学びを支える順序性を持たせながら、学生の関心に応じた領域を広く学べるような科目配置となっている。

年次配当として、1年次では、総合教養科目に加え、心理学の基礎知識を学ぶ「基礎科目」を中心に履修させる。

2年次以降は、各学生の関心に応じた科目を選択できるよう領域科目を配置し、各々の領域において、必要に応じて実験・実習、演習等を配置している。

また、1・2年次の「基礎セミナー科目」にて、大学での学びの基礎となる読解力・表現力・論理的思考力・情報発信力など基本的スキルの習得を目指し、3・4年次「専門セミナー科目」にて、より専門的な学びを深め卒業論文執筆に向けた演習形式・少人数形式の授業を配置している。4年次は、集大成として「卒業研究」の執筆を必修としている。

また、公認心理師試験受験資格に対応した講義や実習科目を配置している。【資料3-2-14】

B 大学院の教育課程の体系的編成

a. 大学院栄養学研究科

大学院栄養学研究科では博士前期課程・博士後期課程ともに、大学院生が興味を持った研究テーマと、担当教員の専門性との間に整合性をもたせた上で、国内外を問わず、栄養学・食品学の発展に寄与するような内容の研究が行われている。また、研究成果としてまとめら

れたすべての博士論文は、学術雑誌に公表されている。

栄養学研究科博士前期課程及び博士後期課程にはそれぞれ、栄養学領域と食品学領域の2領域を設け、さらに前者には基礎栄養学と応用栄養学の2部門、後者には食品分析科学と食資源利用学の2部門を設置している。

博士前期課程は、専門知識を深め、食品及び栄養に関する課題を解決できる応用力を身に付けた人材の育成を目的とするカリキュラム編成によって、より高度で最新の栄養学及び食品学の研究・教育を行い、実践的な専門家の育成を目指している。

博士後期課程では、総合的なサイエンスとしての栄養学を修め、研究機関で自立して研究を遂行できる専門家や大学等の教育研究者、また、地域社会においてリーダーシップを発揮し、健康づくり運動等を推進できる能力を有する、社会における健康増進の実践的指導者を育成するカリキュラムを編成し、実行している。

博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することによって満たされ、大学院研究科委員会の議を経て修士(栄養学)の学位が授与される。必修科目は、修士論文に関する研究を行う「特別研究」16単位及び「特別講義」2単位の計18単位となっている。選択科目としては、食品栄養学専攻に属する4分野(基礎栄養学・応用栄養学・食品分析科学・食資源利用学)に関して開講されている特論の中から10単位以上並びに「食品栄養学演習」及び「食品栄養学実験」から2単位以上を修得しなければならない。

博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することで満たされ、大学院研究科委員会の議を経て博士(栄養学)の学位が授与される。

大学院生の履修指導は、大学院研究科委員会の教務担当が行っており、具体的な学修状況の把握は、指導教員が主として行っている。大学院生の状況は、大学院研究科委員会において報告されており、大学院担当教員が把握している。

b. 大学院心理学研究科

大学院心理学研究科博士前期課程においては、「臨床心理学コース」と「心理学コース」、博士後期課程は「心理学コース」を設置している。博士前期課程の「臨床心理学コース」は臨床心理士養成指定大学院1種を有しており、令和元(2019)年度より新たに公認心理師養成指定大学院も加わり、それぞれの指定に即した授業編成となっている。また「発達・臨床心理センター」が開設されており、学内実習の場としての機能を有している。【資料3-2-15】

カリキュラム・ポリシーは、学生便覧への掲載を通じて、教員・学生に周知されている。また、本ポリシーを実態に即したものとするために、必要に応じてカリキュラムの内容についての検討を行っており、適正な実施及びその成果状況を把握することに努めている。その成果は大学院の全教員に周知され、より質の高い教育の実践に努めている。一貫性を持った

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーについて、専任の教職員に対して十分な周知が行われている。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成」は達成している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教育方針は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を究明させて、知的・道徳的・応用能力を発揮させること」とあり、教養教育については、カリキュラム・ポリシーにて「初年次教育においては偏りがなく、幅広い教養を身に付けるための共通科目を設けるとし、総合教養科目を配置している。

総合教養科目には、人文科学・社会科学・自然科学系列で構成される「一般教養科目」、「外国語科目」、「健康管理科目」、「学際教養科目」、「情報処理科目」、「教養演習科目」がある。

総合教養教育については、「本学の共通教育等を全学的な取組として推進し、もって教育の質の向上を図ることを目的」とする共通教育推進センターが担っている。教養科目担当教員を中心として開催される共通教育推進センター運営委員会では、共通教育推進センター長を主として、教養科目の実施・運営について、担当科目や講座の分野別に審議している。

「学際教養科目」として、所属学部学科に関わらず、幅広い教養の習得を目指すため、各学部学科の教員による学際的な授業が展開される「学際教養 A」、本学所在地である宝塚にて地域活動等を担う方による講演等を通じ、地域に対する多角的な視点を養うための「学際教養 B」を設置している。

また、「教養演習科目」では、大学生に必要とされる学生力、成長意欲を高める目的で「キャリアスタートアップ」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」を設け、段階的に科目を配置している。

なお、令和2(2020)年度には、総合教養科目のリニューアルについて、共通教育推進センター運営委員会にて議論した。大学生として学修を進めるうえでの基礎的能力を早い段階から獲得し専門科目への接続をスムーズにすること、地元・地域との結びつきを通じて得られる学びを体得することなどを、大学として一体感を保ちつつ実践していくことを目的とするものであり、令和3(2021)年度カリキュラムから、その内容を反映させる。【資料3-2-16】

以上のことから、「教養教育の実施」は達成している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

A 栄養学部での教授方法の工夫

栄養学部では教授方法の工夫として、次のような授業で学生の理解の向上を図っている。

- a. モニター、スクリーンを見やすいように複数設置した教室でのスライドや動画の提示、電子黒板、配布資料を利用した視覚効果のある講義。
- b. 科学的な理解と実践力修得のため、講義科目と実験・実習科目を組み合わせ学習できるような科目を設定。(例：生化学と同実験、食品学と同実験、基礎栄養学と同実験、応用栄養学と同実習、栄養教育論と同実習、給食経営管理論と同実習など)。
- c. 段階を応じて学修する必要がある科目について、履修要件を設定。
- d. 臨地実習、産業現場見学、インターンシップなど、学外での学修の場を設定することにより、実践的な学びを深める工夫。
- e. 教室外における学修の時間を持つ機会を増やし、座学での学習意欲の向上を目指し、探究テーマに関するレポート作成の課題や産業現場見学などを学生に課すこと。
- f. 外国語系科目を2クラス制とし、履修生の習熟度に応じた学修環境の提供。
- g. 少人数クラス制とし、学生との応答のある授業を提供。(例：実習科目1クラス40人以下、卒業研究)
- h. 地元宝塚市との地域連携及び地域貢献に関心を持つ学生に対して、「学際教養講座 B (副題：宝塚学)」、「食育実践演習」(栄養学科)、及び「食と地域の実践演習」(フードデザイン学科)を導入。
- i. 管理栄養士国家試験対策として、ゼミ単位の小グループで学修指導の実施。
学修環境は、ゼミ室や自習室での学習の場を開放するとともに、1号館の多目的室や学生ホール、10号館の講義室等を開放し、集中して学習できる環境を整えている。さらに、インターネットを経由するeラーニングにより、過去問演習を行うことができる環境を整えている。
- j. 教員採用試験に向けて、定められた「教職に関する科目」に加え、「教職演習」、「教師技術演習」、「食育演習Ⅰ」、「食育演習Ⅱ」を開講し、栄養教諭を目指す学生に対する採用試験対策を実施。

B 心理学部での教授方法の工夫

心理学部現代応用心理学科では、学生の理解向上のために、とりわけ、特別な配慮を要する学生に対しては、個々の特性・状況に配慮した授業運営の工夫を図っている。例えば、視覚に配慮を要する学生が履修する授業では、板書の色使いや配布資料の工夫、視覚効果により配慮したパワーポイントや視聴覚教材の利用などであり、聴覚や対人緊張に配慮を要する学生の履修する授業では、座席位置における配慮などを挙げることができる。

次は、それを前提とした上での授業における工夫である。

- a. 少人数セミナーを通して個々の学生の習熟度や成長に配慮した学修・生活支援として、1・2年次対象の「心理学基礎セミナー1」～「心理学基礎セミナー4」では、1グループを数名とし、前後期ごとに異なる教員が担当し、グループディスカッションやプレゼンテーションを行う。3・4年次対象の「心理学専門セミナー1」～「心理学専門セミナー4」

も少人数編成であり、各教員によるセミナーを紹介する分属説明会の後、学生の希望に基づき分属が決まる。「心理学専門セミナー」では、学生それぞれの関心分野を中心に先行研究などの理解を深め、4年次での卒業論文作成を目指し取り組む。すべてのセミナーでは、個々の学生の学修状況や生活状況を把握しながら、一人一人の成長に配慮したきめ細かい指導を実践している。また、セミナー担当教員により継続的な個別面談を、学期ごと及び必要に応じて随時実施している。【資料 3-2-17】

- b. 新型コロナウイルス感染下におけるオンラインによる授業実施により、電子機器利用の新たな可能性が開かれた。オンライン授業を必要としない状況下においても、その利点を授業に取り入れ、資料配布・予習・復習などへの活用を行っている。【資料 3-2-18】
- c. 背景理論の理解と実践力養成の両立を目指し、講義と実習・演習を効果的に組み合わせたカリキュラム構成（「心理学統計法 1」・「心理学統計法 2」と「心理学基礎実験実習 1（心理学実験 1）」・「心理学基礎実験実習 2（心理学実験 2）」、「社会調査法 1」・「社会調査法 2」と「社会調査演習 1」・「社会調査演習 2」、「臨床心理学概論」と「心理・表現療法 1」・「心理・表現療法 2」、「心理演習」と「心理実習」など）としている。
- d. 実践力向上のために、初年次から最終年次までの一貫した実習・演習科目（1年次：「心理学基礎実験実習 1（心理学実験 1）」・「心理学基礎実験実習 2（心理学実験 2）」、2年次：「心理学研究調査法（心理学研究法 1）」、「心理学研究実験法（心理学研究法 2）」、3年次：「心理学研究観察法・面接法（心理学研究法 3）」、「心理的アセスメント 1」、「心理的アセスメント 2」、4年次：「地域課題型卒業研究」、「自由課題型卒業研究」）を設定している。
- e. 講義科目では、授業内ミニレポート及び小テストを通じた学生の理解度の把握と向上への取り組みを行っている。オンライン授業下では、チャット機能を利用した発言等で、対面授業では見ることのできない別の側面が引き出される学生もあり、対面授業開始後においても、電子機器利用時の取り組みが理解を促す役割を果たすことが確認された。
- f. 机上の知見が社会でどのように活用されているかを実際に体験することを目的に「インターンシップ（心理学部）」を実施している。職業体験の一環として心理学が現実の職場の中でどのように活かされているのかを感じ取り、多様な人々との出会いの中で自らのキャリア形成を考える機会とする。【資料 3-2-19】

C 令和 2(2020)年度の新型コロナウイルスの影響

令和 2(2020)年度は、全国的に感染が広まった新型コロナウイルスの影響により、従来の授業形態を大幅に変更せざるを得ない状況となった。本学では、オンライン授業と感染対策を施したうえでの対面授業を状況に応じて柔軟に実施してきた。

オンライン授業の実施にあたり、Microsoft Teams（以下「Teams」という。）をコミュニケーションツールとして使用することとし、大学全体の授業提供方法の統一を図った。発言が記録に残ることで誹謗中傷が顕在化しやすいこと、授業内容撮影等による授業内容の漏

洩などオンライン特有の懸念事項を想定し、これらの対策について学内で検討のうえ、適宜学生に周知した。また、大学から各学生に対して送付するメール数が多くなることによる学生の混乱が予想されたため、学内ポータルとの使い分けをするなど、情報発信において工夫を行った。

各授業の担当者は、学内ポータルにて使用教材を事前送付した上で、Teams のビデオ会議やチャット、Microsoft Forms 機能を用いて、履修生の自由な質問や、意見聴取を行い、双方向のやり取りによる授業が成立するよう工夫した。

一方、実験・実習を中心とした科目など遠隔授業では実施が困難な科目を中心に、対面授業を実施した。その際には、教室定員数やグループ構成員数に配慮し、複数の教室の使用など設備・環境面での対策と、学生・教職員に対する適切な情報提供と注意喚起を徹底し、感染対策を万全にして授業運営を行った。

以上のことから、「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」は達成している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、授業形態の変更等対応を行ってきたが、今後も引き続き授業方法を検討していく。オンライン授業においては、学生のモチベーションを維持し、学修理解度を上げるための更なる工夫を、対面授業においては、オンライン授業で得られたノウハウを活用し、双方の利点を併せた教育システムを構築していくことに取組む。

例えば、時間割の都合で履修できない科目、特に総合教養科目について、推奨科目を示し受講できるように促したり、課外科目のステップアップ講座の受講を促すなど、様々な学修できる機会を確保するよう努めているが、学生にとって学びの過程と成果が見えるよう履修生に対するきめ細やかな指導を実施していく。

また、学内の研究施設における備品、設備の改修に向けて、順次整理している段階にある。今後は、これらの整理、必要に応じ改修・更新等を行い、より実践的な教育研究の推進、及び科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向け、研究環境の改善を図る。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3つの方針に沿った教育が行われているかどうかを検証するため、大学全体としては学務委員会、教務課及び情報処理センターが、各種成績関連資料を作成するとともに、全学生の科目ごとの出席状況などの情報を集約・共有化し、協働して学修支援を行っている。FD・SD委員会が実施する「学生による授業評価アンケート」、学務委員会が実施する「学生生活に関する実態調査」等、学生への学修支援に関するさまざまなアンケート調査を実施しており、結果の集計や分析は、情報処理センターと事務局担当部署、並びに教員の協働で行っている。

アンケート調査は、質問項目を可能な限り少なくし、回答者の負担を軽減する以外にも、集計の効率化のためインターネットを用いた方法で実施している。

a. 学生による授業評価アンケート

学修成果に関する項目を設け、前期・後期の毎学期、授業科目ごとに学修成果の点検評価を行っている。学生が当該授業科目について、授業への取組み・理解度など、学修成果を自己評価する項目が設けられている。アンケート結果を受けて、各授業の担当教員が自己分析を行い、その結果や授業改善の取組みを学生にフィードバックする。【資料 3-3-1】

担当教員が集計結果を確認し、学生の意見を授業の改善に速やかに反映することができるよう、前期と後期それぞれ中間時期にアンケートを実施している。

b. 学生生活に関する実態調査

学修成果に関する項目を設け、学修成果の点検・評価を学務委員会にて毎年実施している。予習・復習にかかる時間や学修成果についての自己評価、さらには学内の施設・設備、事務局等による学生支援、キャンパスライフ、卒業後の進路など学生生活全般についての満足度などについて質問し、学生の要望を広く汲み取ることを目的としている。集計結果は関係委員会を通じ、各教職員に周知され、学生生活全般の課題に係る取組みに反映させている。【資料 3-3-2】

c. その他

1年次配当のキャリア教育科目「キャリアスタートアップ」では、受講生全員が記入・提出するワークブックに対して、教員がフィードバックコメントを返し、さらにそのコメントに対する感想を学生に書かせ、双方向のやり取りによる教育を行い、学生の達成状況を確認している。

A 栄養学部における学修成果の点検・評価について

学修成果を学生が自ら評価できるよう管理栄養士国家試験、栄養士実力認定試験及びフードスペシャリスト資格認定試験対策の演習問題並びに数学基礎分野の自習用問題は、eラーニングシステムを活用している。毎年、問題内容を更新し学生に提供するなど、学部教員・担当助手と情報処理センターの連携により実施している。

学生一人一人の理解度等について、随時の個別面談により確認しているが、担任教員に加え学部長・学科主任が関わることで、学修面における個別の問題点を教員間で共有できる体

制としている。このことで、学修面の不安を早期に拾い上げ、退学等離学者数を最小限に留めるようにしている。【資料 3-3-3】

「学生による授業評価アンケート」結果については、受講生からの意見に基づいた自己分析書を各教員が作成し、FD・SD 委員会に提出し、以降の教育方針の改善に活用している。

【資料 3-3-4】

(a) 栄養学科

管理栄養士国家試験について、出題基準（ガイドライン）に基づき、過去の国家試験の結果や各種資格の取得状況を参考に、専門科目の習熟度を評価して教育の充実を図っている。特に、4 年次には、全国規模の外部模擬試験を受験させ、全国レベルの学修習熟度を把握させることで、合格率向上に向けた取組みに繋げている。模擬試験による客観的評価を用い、学生一人一人の習熟度に応じた個別指導等の補習授業を実施し、教育の充実を図っている。

【資料 3-3-5】

(b) フードデザイン学科

栄養士資格取得に必要な科目に、食品開発に関する科目を有機的に併置している本学科では、フードスペシャリスト資格認定試験を受験させることで、学修の習熟度を客観的に評価することとしている。平成 30(2018)年度より希望者に受験させているが、当時の合格率が 66.7%と、全国平均 87.5%に比し低かったため、得点状況を分析し、学内模擬試験の実施や成績不良者への補習授業の受講義務付けなど、効果的な教育指導を行った結果、令和元(2019)年度の合格率は 88.9%（全国 87.4%）に向上した。以後も、さらなる合格率向上に向けて取り組んでいる。【資料 3-3-6】

B 心理学部現代応用心理学科における学修成果の点検・評価について

本学科では、三つのポリシーに基づいて、組織的な学修成果の点検・評価方法に関して、全学共通で実施しているもの以外に、次のとおり実施している。

(a) 心理学部の学生全員について、半期ごとに取得単位数及び修得科目並びに年間 GPA を教務担当の教員が把握する。その結果を、学生の担当教員（「心理学基礎セミナー」及び「心理学専門セミナー」担当の教員）に周知し、学生との面談を通して、履修指導、学修指導を行い、学修成果を点検評価した結果を生かしている。【資料 3-3-7】

(b) キャリア支援担当教員が、就職活動の状況について毎月確認し、学生の担当教員に就職活動の状況を周知する。学生の担当教員は、その後の指導に反映させている。【資料 3-3-8】

(c) 4 年次においては、必修の「地域課題型卒業研究」あるいは「自由課題型卒業研究」の学修が通年で求められる。そこでは、論文の提出及び「卒業研究公聴会」での評価が必ず求められる。指導教員の指導を受けて、学生は執筆・提出した卒業論文を、「卒業研究公聴会」で発表する。「卒業研究公聴会」での評価は、心理学部所属の卒業研究指導教員全員で行う。卒業研究の一連の指導・評価については、学生の 4 年間の学修成果を点検・評

価するための重要な指標となっている。【資料 3-3-9】

- (d) 学生の担当教員は、半期ごとに学生一人一人の個人面談を行い、学修成果を点検・評価している。個人面談の結果は、学部内で情報を共有するために、学生面談カードに記録される。学生面談カードは、学生の個人情報としてファイルされ、学部事務室において保管することで、心理学部所属の教員が学生情報を共有できるようにしている。【資料 3-3-10】
- (e) 前述の面談記録に加え、学生個人の取得単位数・履修科目等を毎学期ファイリングすることで、在籍中の情報を蓄積させ、ポートフォリオ化させている。出身校での成績、入試形態、奨学金、賞罰、課外活動、両親との面談、病気の記録、休学などの情報も加え、授業科目以外からの多面的な学修成果を点検・評価できるようにしている。【資料 3-3-11】

C 大学院栄養学研究科における学修成果の点検・評価について

栄養学研究科に進学した学生は、研究・探求精神を備え、現場における質の高い管理栄養士になることを目指す者のほか、栄養士養成施設やその関連領域である医学や農学分野での研究者・教育者を目指す者もいる。しかし、進学を希望するものの、修学時間や学費の問題で進学を断念するケースも多い。一方、社会人も含めて進学を希望する者に門戸を広く開くために、「長期履修学生制度」を導入している。

D 大学院心理学研究科における学修成果の点検・評価について

学修の点検、評価のために、専門資格の取得状況及び就職状況の調査を実施している。臨床心理学コース（臨床心理士養成指定大学院 1 種認定・公認心理師養成指定大学院）の場合、規定の単位を取得し修了した年に臨床心理士資格試験を受験でき、その後の年度も再受験することができる。そのため、修了生につき毎年、受験をしたかの確認、及び可否について調査し、教育目標の達成度について点検、評価している。

平成 30(2018)年度入学者からは、大学において公認心理師国家試験受験資格要件を満たして臨床心理学専攻に入学した者は、規定の単位を取得して修了することにより、公認心理師国家試験受験資格を得ることができるようになった。これらの入学者については、修了が見込まれる令和 3(2021)年以降、受験状況の調査を行なう予定である。

平成 30(2018)年度以前の修了生については、公認心理師国家試験受験資格の特例に基づき、条件を満たすことによって受験資格の取得が可能となる。そのため、修了生から問い合わせがあった場合に備えて、公認心理師法に規定されている経過措置として認められている科目と、本学大学院心理学研究科における開講科目との対応について説明できるよう、教員間で申し合わせ、対応できるよう準備している。

以上のことから、「三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」は達成している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

A 栄養学部における学修指導等の改善に向けて

食と栄養を通じて人間の健康増進に貢献することを目的とした教育を行っており、専門的な情報を発信するとともに、指導できる実践的な人材を育成するために、教育課程における内容や方法は常に検証が行われており、必要に応じて改善を図る努力を行っている。

(a) 栄養学科

本学科は、管理栄養士養成を主たる教育目的とし、管理栄養士国家試験合格を教育目的達成の重要な指標の一つとしている。

平成 30(2018)年度卒業生まで、合格率 80～90%台を維持しており、4 年制養成課程新卒者全国平均合格率とほとんど差がないか上回っていた。しかし、令和元(2019)年度卒業生の合格率は 78.9%と、大きく下回る結果となった。この結果を踏まえ、管理栄養士国家試験受験対策科目として開講している「特別演習」にて、学力別にクラスを設定し、各クラスに応じた学力向上支援体制を構築し実行している。

他にも、フードスペシャリスト資格の取得、栄養教諭(一種)免許の取得と採用試験合格、食品衛生監視員・食品衛生管理者任用資格取得等、栄養学科では様々な資格が取得でき、その状況も学生の学力到達が反映されたものである。年度末には各種資格の取得状況が、栄養学部教員協議会に報告されている。資格取得者は各年度多数あり、幅広い学力、知識を持つことについて概ね目標を達成している。【資料 3-3-12】

(b) フードデザイン学科

本学科では、栄養士としての学修の習熟度を確保するため、4 回生に栄養士実力認定試験を受験させており、試験結果を教育の改善に結び付けている。

栄養士養成施設となって初めての卒業生である平成 28(2016)年 3 月卒業生以後、卒業生の多くが食に係る企業等へ就職している。そのため、フードスペシャリスト資格試験の合格率向上に向けた取組みを継続している。フードスペシャリストは、大学・短大で「食」に関する総合的・体系的な知識・技術を身に付け、豊かで安全かつバランスのとれた「食」を消費者に提案できる力を持つ「食」の専門職であり、フードデザイン学科の卒業生が取得すべき資格である。フードデザイン学科の学力強化委員会では、学生の学力向上を目指して、その方策を検討・実施するために活動しており、栄養士実力認定試験対策講座やフードスペシャリスト受験対策講座に検討結果を取り入れて運用している。【資料 3-3-13】

B 心理学部現代応用心理学科における学修指導等の改善に向けて

組織的な学修成果の点検・評価、及びそれらの結果のフィードバックは、毎月開催される心理学部教員協議会において継続的に行われてきた。心理学部全教員が出席する教員協議会において、意見交換が行われることで、学生の学修成果について情報が共有され、学生の学修指導に生かしている。令和 2(2020)年度に、上記活動を心理学部全教員を構成委員とす

る「学修成果評価委員会」と命名し、公的かつ継続的なものとするよう仕組化した。【資料3-3-14】

以上のことから、「教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」は達成している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価・フィードバックについては、全学的に行うものと、各学部単位で行うものとを組み合わせ実施してきた。

今後は、学修成果の点検・評価に関する組織的な取組みを、三つのポリシーとの関係で位置付け直し、各ポリシーと点検・評価の内容との対応関係をより明確にしていく。また、学修成果の点検・評価の内容・方法について全学的に議論し、より良い仕組みを構築し運用していく。各取組みの詳細は、次のとおりである。

- a. 学修成果に応じたきめ細かな指導を実行するため、学生に関する蓄積情報を一元化したポートフォリオについて、全学的に構築していく。
- b. 学生による授業評価アンケートについて、さらなる学修成果の向上に向け、その評価結果を組織的に活用する方策を模索していく。
- c. 心理学部の教員協議会では、学年の4分の1程度を「教育に特別な配慮を要する学生」として、心理学部内で学修及び学生生活全般への対応を実施しているが、これらの学生の総合的サポートは、特定学部内にとどまらず、保健管理センター・学生相談室・教務課等との連携ができる体制づくりが必要である。学生生活全体のサポートは、当該学生の学修成果の向上に直結するため、今後は全学的体制の構築を目指していく。
- d. 令和元(2019)年度卒業生の管理栄養士合格率の低下を受け、その原因を分析した結果、初年次からの段階的な学修が不可欠であることを改めて認識することとなった。このため、入学前から、学生一人一人の弱点や課題を把握し、初年次からの授業に生かすよう、一層努めていく。
- e. なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の教育方法のみならず教育内容についても大きな変更が求められた。オンライン授業における修学支援体制が新たに構築されたが、教授方法で改善すべき点や学修成果の点検については、新型コロナウイルス等対策本部会議等が実施した受講者アンケート等の結果を詳細に分析した上で、速やかに評価し、今後の改善・向上方策を検討する。特に、実験・実習を伴う授業が多い栄養学部においては、今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた教授方法並びに学修成果の評価法の改善策について検討する。

【基準3の自己評価】

大学としてのディプロマ・ポリシー、学部・学科、研究科ごとのディプロマ・ポリシーを

策定して周知が行われている。単位認定、進級認定、卒業認定、修了認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて行われている。

ディプロマ・ポリシーと同様に、カリキュラム・ポリシーも策定され、周知されている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性を保つように配慮されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目の編成が行われている。

毎年度実施される「学生による授業評価アンケート」や「学生生活に関する実態調査」の結果は、各担当教員にフィードバックされ、授業内容・教授方法の改善に役立てられている。

以上のことから、「基準 3 教育課程」の基準を満たしていると判断している。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の役割は、次のとおりである。

- ・「大学を代表し、学務の管理及び所属教職員の統括に当たる」（甲子園学院職制に関する規程第5条第1項第1号）。
- ・学長は、学長の諮問に応じて本学の重点事項について審議する「評議会」を主宰する。
- ・学長は、甲子園学院の理事として、理事会の構成員となり、学校法人甲子園学院の意思決定に参画している（寄附行為第10条第1項第1号）。【資料4-1-1～4-1-2】

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長制度と運営企画会議を設けている。副学長制度については、4-1-②において述べることにして、ここでは、運営企画会議について説明する。【資料4-1-3】

運営企画会議は、「評議会に付議する議題を整理する」とともに、「学長が諮問する重要事項を企画し又は立案する」ことを主な目的として、学長主宰のもと、副学長、学部長、事務局長等で構成されている合議体として、学長を補佐する機能を果たしている（甲子園大学運営企画会議規程第2条及び第3条）。

以上のことから、「大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮」は達成している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、副学長、学部長、研究科長等によって担われている。

副学長については、学則第39条第2項で副学長を置くことができると定め、職務については、「甲子園学院職制に関する規程」第5条第2項で「学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。令和2(2020)年度では副学長を2人置いている。両名は、評議会、運営企画会議の構成員であり、全学委員会では委員長を務めたり(例:学務委員会)、

学長が委員長を務める全学委員会において副委員長を務める(例：自己点検・評価委員会)ことにより、学長を補佐している。【資料 4-1-4～6】

学部長及び研究科長の職務は、「学部又は研究科を代表し、学部の管理及び教職員の統督に当たること」(甲子園学院職制に関する規程第 5 条第 4 項第 1 号)と定めている。

合議体としては評議会、教授会、運営企画会議、全学委員会等において教学マネジメントに必要な審議・検討を行っている。

評議会は、学長の諮問に応じて本学の重要事項を審議する合議体であり、学長が招集して、その議長となる。評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成されており、原則として月に 1 回開催されている。

本学では、学則第 45 条で学部において「学部教授会」を、大学院学則第 9 条で大学院研究科においては「研究科委員会」を置き、「学校教育法」第 93 条に定める教授会としての役割を果たしている。教授会について「学校教育法」第 93 条第 2 項第 3 号によって「前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要として学長が定めるもの」とされていることを受けて、甲子園大学学部教授会規程第 3 条第 2 項によって、「教育研究に関する重要事項について、審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。」とし、次に掲げる事項を定めている。【資料 4-1-7～8】

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教員の教育研究業績の審査に関すること。
- (3) 学生の賞罰に関すること。
- (4) その他学長が教授会の意見を聴くことが必要として定めたもの

また、同規程第 3 条第 3 項によって、「教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ意見を述べることができる。」とし、次に掲げる事項を定めている。

- (1) 退学、除籍、休学、転学等学生の身分に関すること。
- (2) 学生の試験に関すること。
- (3) 学生の厚生補導に関すること。
- (4) その他教育研究に関すること。

教授会は、学部長が招集し、その議長となり、研究科委員会は、研究科長がその議長となる。

学長は、教授会に出席し、意見を述べることができる(甲子園大学学部教授会規程第 5 条)。

大学院研究科委員会については、教育研究に関する重要事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項には、「甲子園大学学部教授会規程」に「長期履修学生の取扱に関すること。」が加えられているが(甲子園大学大学院研究科委員会規程第 3 条第 2 項第 4 号)、学長又は研究科長の求めに応じ意見を述べることができる事項の規定については「甲子園大学学部教授会規程」と同じ内容である。【資料 4-1-9】

全学委員会等においては、委員長は学長(例：自己点検・評価委員会)又は副学長(例：学務委員会)が務めること、また審議の結果は、運営企画会議にて逐次報告されることで、

学長に教育研究に関する学内の重要な情報が集まる仕組みを構築している。

また、教学マネジメントへの事務職員の関与については、教務及び学生の厚生補導について審議する学務委員会の事務局を学生課及び教務課が担うとともに、両課長が学務委員会の委員に就くことで事務組織との教職協働を図っている。

以上のことから、「権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築」を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

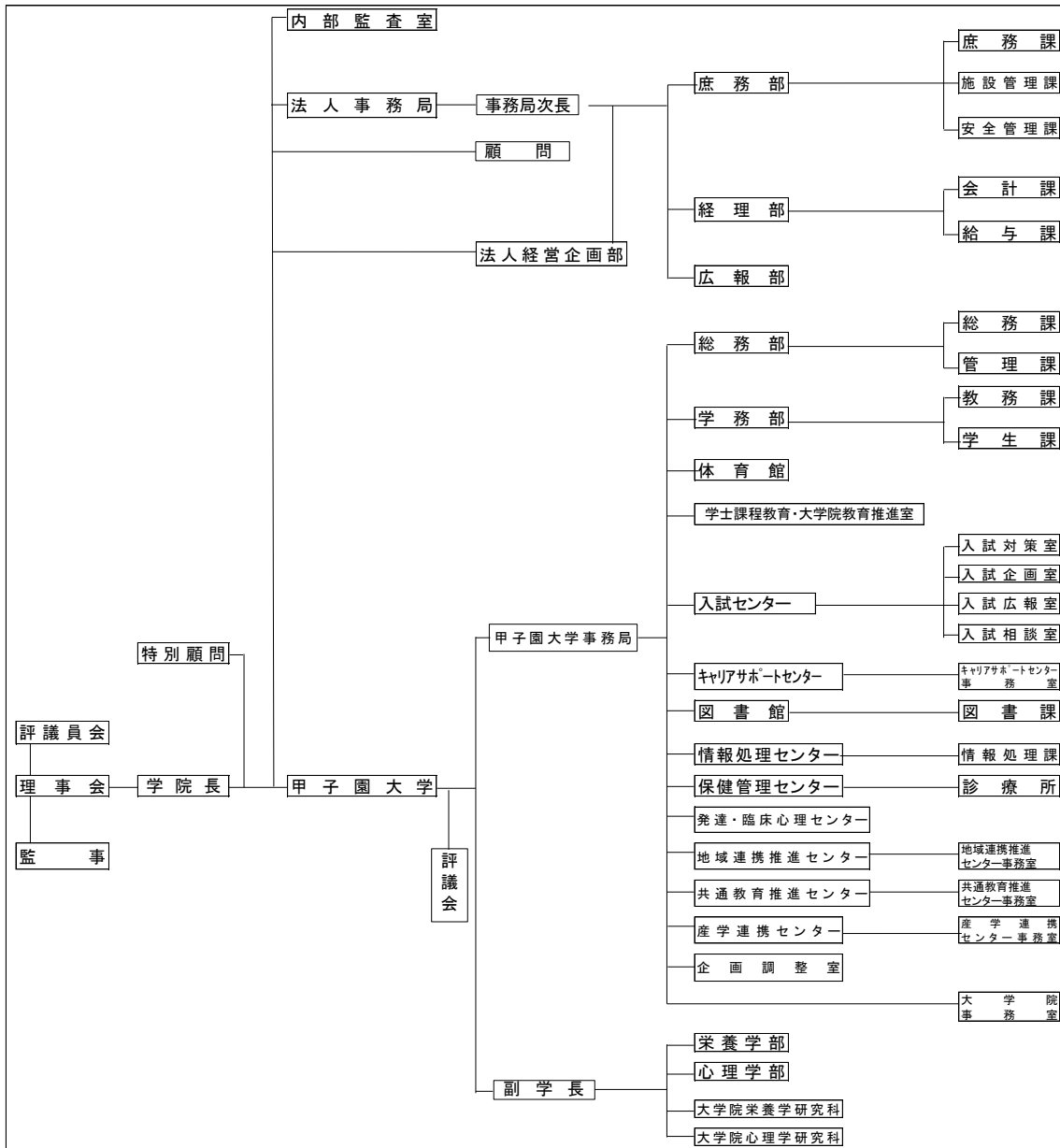
本学の事務組織として事務局が置かれており、事務局は事務局長以下、各部署に部長、課長を配することで、効率的かつ効果的な執行体制を確保し、円滑な運営に当たっている。特に教学運営の要としての学生課と教務課を統括する学務部では、両課が連携して学務委員会を担当し、教職員が協働して学生への指導、支援を行う体制を整えている。なお、学務委員会では、副委員長を教員による 2 人体制とし、カリキュラム・時間割編成や学生生活指導・環境整備等の具体的な検討を行っている。

その他、事務局は、総務課、管理課及び企画調整室から構成されている。総務課は、評議会や運営企画会議などの重要な会議の庶務を分掌している。企画調整室は、「内部質保証に関すること」、「自己点検・評価に関すること」、「大学改革に関すること」など教学マネジメントに直接関わることについての事務処理を行うほか、学長の特命事項を処理することを所管しており（甲子園学院組織規程第 5 条第 1 項）、学長のリーダーシップ発揮を事務部門として支えている。【資料 4-1-10】

入試センター、キャリアサポートセンター、情報処理センター、地域連携推進センター、図書館などの組織はそれぞれ事務部門を持っている。

事務組織については、甲子園学院組織規程によって課・室等のそれぞれの事務分掌が明確に定められているとともに所要の人員が配置されている。また、事務局長主催で事務局連絡会を隔週で開催することにより、事務局内の情報共有及び連絡体制を密にしている。

（以下は組織図である。）



以上のことから、「職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性」は達成している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長制度と運営企画会議を設けることで補佐体制を構築しており、企画調整室が事務部門として支えている。補佐体制の在り方が教学マネジメントにとっても重要であるため、本学にふさわしい補佐体制の在り方について今後も検討し、充実を図っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員の採用・昇任にあたっては、当該教員の職位に必要な資格等が設置基準に準拠するように、そして各学部の専任教員数が設置基準に準拠するように細心の注意を払っている。さらに、栄養学部栄養学科が管理栄養士養成施設、フードデザイン学科が栄養士養成施設として、授業科目及び専任教員が、「栄養士法施行規則」(教育課程編成基準)、「管理栄養士学校指定規則」などに適合するよう十分に配慮している。また、心理学部及び大学院心理学研究科では、公認心理師カリキュラム対応となるように配慮して、授業科目の開設及び教員の配置を行っている(公認心理師法施行規則第1条の2及び第2条)。

本学の教員の採用及び昇任に関しては、「大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程」、「甲子園学院職員の採用手続に関する規程」及び「甲子園大学教員の人事に関する規程」において規定している。【資料 4-2-1~3】

本学において、担当教科及び授業科目に必要な教員を採用しようとするときは、まず学部の教授会において、当該担当教科及び授業科目に教員を補充するかどうか、補充する場合の候補者などについて検討を行い、教員の採用が必要な場合は、採用計画を立ててその旨を学部長から学長に対し申出を行う。学長は、採用計画について理事長との事前協議を経て、本学・本学院において資格審査・面接等を行い、理事長に対し発令申請を行って、適格な教員を確保するように努めている。

学内の教員を昇任させる場合についても、基本的には教員の採用の場合と同様の手続で行われている。

以上のことから、「教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置」は達成している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員と職員の研修を一体的に行うため、FD・SD委員会を設置し、FD・SD活動を通じて教員と職員の協働を促進する機能をもたせるよう配慮している。同委員会は、学長、副学長、学部長、学科のFD・SD委員、学務委員会副委員長、事務局長、教務課長、総務課長で構成されている。委員会の下に設けられたFD・SD小委員会において活動計画

の原案を作成し、FD・SD 委員会で活動計画を検討して実施している。【資料 4-2-4】

FD・SD 委員会が実施している主な活動は、「学生による授業評価アンケート」、「教員による公開授業評価」、「FD・SD 研修会」である。

1) 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、教員が自身の教授法の改善を行い、教育の質の向上を図ることを目的として、毎年実施している。科目ごとの集計結果と自由記述の記載内容が担当教員に配布され、教員はその結果を基に自身の担当科目に関して自己分析を行い、その結果を取りまとめて提出することになっており、それらは学内において公開されている。授業評価アンケートは、前期・後期いずれの授業においても前半に中間アンケート、後半に期末アンケートを実施し、中間アンケートの結果を担当教員が分析し、後半の授業改善に活かすことができるように 2 段階方式で行っている。授業科目や年度によって、学生のアンケート回答率に差異が生じることが課題であり、授業時間の中で回答時間を設けるなど、これまで様々な工夫を行ってきた。令和元(2019)年度からは、学生が回答をしやすいように、学生が自分で授業科目を選択するインターネット方式で実施していたものを、ポータルシステムに組み込まれたアンケートシステムの方法に変更した。【資料 4-2-5】

2) 教員による公開授業評価

授業担当者が、自身の授業を他の教員に公開し、相互に授業評価を行なうことで、教育の質の向上を目指すことを目的とし、平成 24(2012)年度から毎年実施している。他の教員による評価結果は、担当教員にフィードバックされるとともに、大学 HP において学内向けに公開している。授業評価への参加者数を増加させることが課題であり、対象期間中の公開授業科目の時間割を全教員に配布するなど、これまで様々な工夫を行ってきたが、令和 2(2020)年度からは、公開授業期間をこれまでの 1 週間から約 1 か月に拡大し、教員が参加する機会を増やせるようにした。また、令和 2(2020)度には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネットによるオンライン授業を実施したことから、公開授業の対象にオンライン授業も加え、事前に公開授業を参観する教員は、担当教員にアポイントを取ることをルール化した。授業現場におけるこのような工夫をさらに重ねることにより、公開授業評価の参加者が増加することを目指すとともに、教授法を評価し合うことで、教育の質の向上を図っていく。【資料 4-2-6】

3) FD・SD 研修会

FD・SD 研修会の詳細については、4-3-①にて述べる。

なお、各研修会終了後には、参加者からアンケートを取得し、理解度を図るとともに、次回開催に向けた研修内容見直しのための基礎資料としている。

以上のことから、「FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な

実施」は達成している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き法令等に定める教員の適正な配置基準を遵守し、教育活動を効果的に実施し、かつ充実に努めていくとともに、授業評価アンケート等を効果的に活用し、FD・SD 活動を通して教職員の職能開発に努めていきたい。

また、授業評価アンケートについて、学生が回答しやすいシステムを構築し、教員の自己分析を充実させ、教育活動の改善に資するように努める。

令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、FD・SD 研修会はオンラインによる実施となった。オンラインによるリモートの研修は今後も必要になる可能性が高いため、オンラインによる研修の効果的な実施方法について検討を行う。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

1) FD・SD 研修会

平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の設置基準の改正により、スタッフ・ディベロップメント (SD) の義務化が図られた。本学では、これを踏まえ、平成 28(2016)年度から、「FD 研修会」から名称を「FD・SD 研修会」に改め、教員及び職員を対象とした資質向上のための研修を実施している。教職員が一体となって研修を行うことにより、教職協働への意識向上に資している。【資料 4-3-1】

平成 29(2017)年度以降の活動は、次のとおりである。

年度	回数	開催日	テーマ／講師
平成29年度	1回	4月26日	新任教職員研修会（甲子園大学の現状と課題）／中村秀雄学長
	2回	2月6日	ICTの活用に関する研修会／梶木克則教授
	3回	3月6日	教育と学生対応に関する課題を共有するためのワークショップー特に学習とコミュニケーションについてー／青柳寛之准教授（コーディネーター）
平成30年度	1回	4月25日	新任教職員研修会（甲子園大学の現状と課題）／中村秀雄学長
	2回	10月24日	新入試制度と学生募集強化の方向性について／株式会社リクルートマーケティングパートナーズ隈本圭佑氏
	3回	3月5日	障がいを抱えた学生への合理的配慮について（発達障がいを中心に）／青柳寛之准教授
令和元年度	1回	5月29日	新任教職員研修会（甲子園大学の現状と課題）／中村秀雄学長
	2回	11月26日	教員から見た半世紀の大学の変貌とこれから～認証評価への対応を踏まえて～／佐久間春夫学長補佐
	3回	3月11日	『シラバスを理解し作成する』 ○シラバスの作成方法について／亀井崇事務局長、林徳治教授、梶木克則教授 ○次年度に向けたFD活動の進め方 芦屋大学の取組みについて／芦屋大学若杉祥太FD委員長
令和2年度	1回	9月10日	科研費公募要領説明会／日本学術振興会 豆佐哲治研究助成企画課長
	2回	9月10日	第1回研究交流会／高橋延行准教授、松岡大介専任講師、塚貴司教授、瀬尾誠准教授
	3回	10月13日	科研費申請書の書き方セミナー／四国大学 地域教育・連携センター 峪口有香子講師
	4回	11月4日	第2回研究交流会／亀尾聡美教授、熊谷正秀教授、小泉誠専任講師、加賀爪優特任教授
	5回	3月30日	シラバスを学び作成できる／林徳治特任教授

なお、令和元(2019)年度の第3回研修会「シラバスを理解し作成する」は、当初、教職員を集めて通常の方法で実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためFD・SD委員会委員のみを対象とした変則的な形で実施せざるを得なかった。また、令和2(2020)年度においては、コロナ禍の折、新任教職員研修会については開催できなかったが、それ以降のFD・SD研修会においてはオンラインを用いて行った。【資料4-3-2～6】

2) 事務局連絡会を活用したSD研修

課長等管理職員を構成員として、隔週金曜日に開催している事務局連絡会において、文部科学省の高等教育政策の解説等を適宜実施している。令和元(2019)年度は、高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）が実施されるなど、文部科学省において新しい政策課題が取り上げられたことを踏まえ、事務局連絡会終了後に別にSD研修の時間を設け、事務局長が講師となって、新しい高等教育政策で知っておくべき代表的な政策を取り上げてSD研修を行った。SD研修終了後に各管理職員から所属の職員に対し説明を行わせ、高等教育政策への理解を深めるようにした。【資料4-3-7】

3) ニュースレターの発行

令和元(2019)年 9 月から、学長補佐責任編集の下、教職員の意識改革と大学改革の実現を目指した「大学改革室ニュースレター」を発行し、年度内に計 20 通を教職員に配付した。

令和 2(2020)年 4 月からは、「学長室ニュースレター」と衣替えし、学長責任編集の下、学長から全教職員に意識改革と大学改革の重要性を伝える記事を電子媒体で発信(計 14 通)している。ニュースレターの発行は、大学を取り巻く新たな動きに教職員の意識を向けさせ、教職員の資質向上に資している。【資料 4-3-8】

以上のことから、「SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み」は達成している。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

これまで、講義形式を中心に FD・SD 研修を計画的に実施してきた。将来的には、FD・SD 研修に参加する教職員が、双方向のワークショップを通じて、業務上主体的な役割を果たすことができる研修実施に向けた準備を行いたい。ワークショップが効果を発揮するためには、ファシリテーターの存在が重要となるため、FD・SD 委員会においてファシリテーションスキルやファシリテーターの育成についても検討したい。また、今後予定されている学部等の見直しに向けた教職員のマインド醸成・意識改革を図っていきたい。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員が研究を行う主な場所としては、研究室及び実験室がある。

本学の専任教員は、1 号館、2 号館、5 号館、7 号館又は 10 号館のいずれかに個別の研究室を持っている。

教育・研究のための施設・設備として、栄養学部栄養学科は 10 号館に、生理学実験室・生化学実験室・理科学実験室、食品加工実習室・調理学実習室・栄養教諭実習室・臨床栄養学実習室などを持っており、栄養学部フードデザイン学科は 5 号館に、微生物実験室・理化学実験室・動物実験室、食品製造学実習室・フードデザイン実習室・食品栄養学実習室・食

品官能評価実習室・食品学実習室などを持っている。

また、心理学部は7号館に各種の演習室、実験室、資料室等を設けている。

いずれの学部とも必要な設備・機器を備え、また、Wi-Fiのアクセスポイントを設けて、インターネットへのアクセスをしやすい環境を構築している。【資料4-4-1】

以上のことから、「研究環境の整備と適切な運営・管理」は達成している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 研究倫理の確保

本学では、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、「甲子園大学研究活動における不正行為の防止に関する規程」、「甲子園大学研究データの保存等に関する細則」、「甲子園大学研究倫理教育の実施に関する細則」を定めて、研究倫理の確立に努めている。【資料4-4-2～4】

本学の専任教員、助手及び研究支援担当事務職員並びに大学院生には、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が実施するeラーニング講座において本学の学部又は研究科の研究倫理教育責任者(学部長又は研究科長)が予め指定する受講コースを受講することを義務付けることで、研究倫理教育を行っている。

また、研究実施上必要な研究倫理を確保するために、全学及び各学部において次の委員会を設けて、審査をしている。【資料4-4-5～8】

委員会名	審議内容
甲子園大学研究倫理審査委員会	ヒトゲノム・遺伝子解析などの医学系の研究に関する研究倫理の事項を全学的に審議する。
栄養学部倫理委員会	栄養学部において、人を対象とする研究に倫理上の指針を与え、審査又は評価する。
心理学部、大学院心理学研究科 研究倫理審査委員会	心理学部において、研究計画の倫理的な面の審査を行う。

さらに、各種の法令を踏まえ「甲子園大学動物実験規程」、「甲子園大学動物実験室細則」を定め、動物実験の実施に関する体制を構築し、運用している。【資料4-4-9～10】

2) 研究費執行の適正化

本学では、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、公的研究費使用の適正な執行を確保するために「甲子園大学公的研究費不正使用の防止等に関する規程」を、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)等の研究費による物品購入の検収等を確実に実行するために「甲子園大学における科学研究費補助金の取扱に関する規程」を、それぞれ定め、運用している。【資料4-4-11～12】

3) 研修等の実施

令和2(2020)年度は、9月10日開催の科研費公募要領説明会開催時に、日本学術振興会の研究助成企画課長より「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の概要や事例を含め、研究不正及び研究費の不正使用の防止に関し、教職員向け説明を受けることで研究倫理に関する研修を行った。【資料4-4-13】

以上のことから、「研究倫理の確立と厳正な運用」は達成している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員の研究活動を促進するために、「研究費及び研究旅費（外国旅費を含む）に関する取扱い要項」に基づき、毎年度個人研究費を配分している。さらに、まとまった研究活動を行って十分な研究成果を上げるためには、科研費等の外部資金を獲得する等財源の拡大が必要となる。【資料4-4-14】

本学の専任教員の科研費への申請件数は次の通りである。毎年度、科研費の学内説明会を実施し、前年度からの制度や申請の仕組みの変更点などについて説明を行い、科研費の申請を促してきたところである。【資料4-4-15】

＜科研費申請件数（本学教員申請分）＞

種目／年度	2020 R2	2019 R1	2018 H30	2017 H29	2016 H28	2015 H27	合計
基盤B						1	1
基盤C	5	2	3		3		13
若手／若手B	1		1	5	3	1	11
(萌芽)／萌芽		1	1		1		3
新学術	1	1					2
研スタ					1	1	2
合計	7	4	5	5	8	3	32

※科研費(文部科学省)は前年度応募が原則のため、令和2(2020)年度分は令和元(2019)年度中の応募

科研費採択の可能性を高めるために、新しい取組みとして、これまでの科研費の説明会の開催に加え、令和2(2020)年度から学内にアドバイザーボードを設けた。これは、科研費申請に意欲のある教員に対して学内アドバイザー（科研費の採択経験者等）が助言・指導を行い、学内アドバイザーと事務職員が連携して科研費の申請から執行までのプロセスにおいて教員の支援を行う仕組みである。【資料4-4-16～17】

また、科研費の研究種目の紹介や申請書の書き方、科研費申請システムの操作方法等をまとめた「科研費申請の手引き」を新たに作成し、全教員に配布した。【資料 4-4-18】

令和 2(2020)年 9 月 10 日に、「研究交流会」を教職員にオンライン配信した。アドバイザーの 4 人の教員（栄養学部栄養学科 2 人及びフードデザイン学科 2 人）が、自身の行っている研究の概要や、どのような問題・関心で研究テーマを設定したか、どのような手法で研究に取り組んでいるかなどについて発表し、その後質疑応答を行った。この研究交流会は、学内の教員に対して刺激を与え、研究活動をより身近なものとして感じ、科研費等の申請につなげていくための活動の一環として行った。参加者アンケートの結果が好評であったことから、令和 2(2020)年 11 月 4 日に、栄養学部から 2 人、心理学部から 2 人の計 4 人の発表者による第 2 回研究交流会を開催した。【資料 4-4-19～20】

これらの取組みが奏功し、令和 3(2021)年度科研費の申請件数は 13 件（事務職員 1 件を含む。）とほぼ倍増した。【資料 4-4-21】

また、教員が研究論文、報告等を発表する場として、「甲子園大学紀要」を毎年発行している（令和 2(2020)年 3 月で 47 号まで発行。）。従来は冊子で発行していたものを、社会情勢の変化に伴い、令和 3(2021)年度からは電子媒体で発行することとなった。【資料 4-4-22～23】

以上のことから、「研究活動への資源の配分」は達成している。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究倫理に関しては、社会の要請や国のガイドラインの改正に応じて、順次見直しを行っていく。

外部資金の獲得については、新たに設けたアドバイザーボードを中心に、科研費をはじめとする外部資金獲得の活動を軌道に乗せ、採択件数の増につなげていく。特に若手教員の科研費への申請そして採択の拡大につなげていく。

[基準 4 の自己評価]

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長制度と運営企画会議がある。

教学マネジメントは、組織としては学長、副学長、学部長、研究科長等によって担われており、合議体としては評議会、教授会、運営企画会議、全学委員会等によって必要な審議・検討が行われている。

本学の教員の採用、昇任は本学院の関係規程に基づいて処理されている。

FD・SD は、FD・SD 委員会によって年度計画を立てて実施される「FD・SD 研修会」が中心となる。SD については独自の研修も行われている。

研究支援については、教育・研究のための施設・設備が整備されており、研究倫理確立のための学内規程も整備されている。

研究活動への資源の配分については、科研費の申請件数を増やすなど、外部資金の獲得に向けた努力を行っている。

以上のことから、「基準4 教員・職員」の基準を満たしていると判断している。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院は、寄附行為第 3 条において「この法人は、『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』の建学精神に基づき教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、学校経営に取り組んでいる。【資料 5-1-1】

本学院は、寄附行為に従って、理事及び監事の役員を選任し、理事長を選任し、評議員を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営し、理事長のリーダーシップの下、私立学校法第 24 条に定められている運営基盤の強化、設置する私立学校の教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図る努力を続けている。

令和 2(2020)年 4 月 1 日に、役員の実任の明確化等、経営力の強化、情報公開の充実等について、私立学校法が改正された。これを受け、本学院においても、寄附行為に所要の規定を設けるなどの改正をし、私立学校法改正の趣旨を踏まえた法人の経営及び運営に当たっている。

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為第 14 条に役員の実任に関する規定を置き、関係法令及び寄附行為の遵守の徹底を求めている。また、寄附行為第 20 条第 13 項に「理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」、第 22 条において「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」、第 23 条において「役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定め、役員の実任と責任の明確化を図っている。

評議員会においても、寄附行為第 26 条第 12 項において「評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。」ことが定められている。

監事については、私立学校法の改正を受けて、理事の業務執行の状況の監査（寄附行為第 19 条）を始め、私立学校法第 37 条及び第 40 条の 5 を踏まえた監事機能の強化を図っている。

理事会・評議員会等の重要会議については、会議の開催ごとに議事録を作成し、事務所に於いて適切に管理している（寄附行為第 22 条及び第 27 条）。

寄附行為の備置き及び閲覧、財産目録等の備付け及び閲覧並びに情報の公表についても

対応している（寄附行為第 42 条及び第 43 条）。

以上のことから、「経営の規律と誠実性の維持」は達成している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院では、「学校法人甲子園学院第 1 期経営改善計画 平成 22 年度～平成 25 年度」及び「学校法人甲子園学院第 2 期経営改善計画 平成 26 年度～平成 30 年度」を策定し、本学院の目的及び使命を達成するために経営改善努力を続けてきた。

私立学校法の改正を受け（第 45 条の 2 第 2 項）、新たに「学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度（2020 年）～令和 6 年度（2024 年））」を策定し、経営改善の努力を行うとともに、中期事業計画に基づいて対象期間中の予算及び事業計画を立てることとしている。【資料 5-1-2】

以上のことから、「使命・目的の実現への継続的努力」は達成している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、社会的責任としての地球温暖化対策の一環として、施設全体の電気使用量が把握できるデマンド表示装置を事務室に設置し、規定値を超えた場合にアラームが鳴る設定にしている。また、集中制御装置により必要度の低いエアコンの電源オフにより節電・省エネルギーに努めている。さらに、食堂や事務室等の構内照明の LED 化を進めるとともに、適宜消灯を行うようチラシ・ポスター等で教職員向けに周知するなど、環境保全に関する教職員の意識向上に努めている。

人権については、個人情報保護の観点から、「甲子園学院個人情報保護規則」、「甲子園学院個人情報保護に関する基本方針」、「甲子園学院個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、適切に運用している。【資料 5-1-3～5】

ハラスメントの防止については、令和 2（2020）年度に、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための措置等を包括的に含む「甲子園学院ハラスメント防止規程」を定め、ハラスメントの防止に取り組んでいる。【資料 5-1-6】

安全については、労働安全衛生法等の諸法令に基づき、教職員・学生等の事故・労働災害・健康障害等の防止に努めている。衛生委員会を毎月開催することで、事故の未然防止、安全衛生の確保を図っている。また、「甲子園学院ストレスチェック制度実施規程」に基づき、ストレスチェックを実施して教職員の心理的な負担の程度を把握し、心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組んでいる。防火防災については、消防法に定めるもののほか、火災の未然防止、災害等発生時の安全の確保を図るために「甲子園学院防災管理規程」を定め、不慮の災害時における人的、物的被害の軽減に努めている。【資料 5-1-7～8】

また、各学校園では、避難訓練等を毎年行い、災害等に対応できるように備えている。

以上のことから、「環境保全、人権、安全への配慮」は達成している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律については、改正私立学校法の下、寄附行為等の諸規程の整備を図るとともに、役職員を中心に関係法令及び寄附行為の遵守を徹底してきた。今後もより適切な諸規程の整備・充実を目指すとともに、法令遵守の徹底を図っていく。また、本学院の目的・使命達成のために、時宜に沿った経営改善計画の見直しを行うとともに、経営改善努力を継続していく。さらに、環境保全、人権意識の向上、ハラスメントの防止・対応、安全の確保について、機会を通じて教職員に周知し、さらなる取組みに努める。

なお、本学院は、建学の精神に則り、設立以来、学生、生徒、児童、園児の育成に努めてきたところであり、その姿勢は変わることなく、今後も継続して行う。

令和 2(2020)年度のコロナ禍においても、速やかに学生が遠隔授業に対応できるように、通信環境整備費の支給、PC の無償貸与を行った。国のギガ・スクール構想にもあるように、学生、生徒等が、IT 機器を縦横に駆使し、社会環境に適応していくために、今後も、本学院の各学校の通信環境等の整備を充実させていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為には、本学院の管理運営体制として、理事会、評議員会、監事を置くことと規定されているが、それぞれの役割は次のとおりである。

理事会：法人業務の決定、理事の職務執行の監督ほか

評議員会：諮問事項に対する意見具申、法人業務・財産状況・役員の業務執行に関する意見具申ほか

監事：業務監査、財産状況の監査、理事の業務執行状況の監査、監査報告書の作成ほか

本学院では、寄附行為第 10 条及び第 11 条に従って選任された役員により、理事会を適切に運営し、定例として年 5 回の理事会を開催している。理事会の開催に際しては、理事会の開催案内とともに議事内容を事前に送付し、欠席連絡者に対しては委任状ではなく、書面により事前に意思確認を行っており、欠席した理事を含め全員の意思が議事に反映されている。【資料 5-2-1】

令和元(2019)年度は、次のとおり定例 5 回及び臨時 2 回の理事会を開催した。理事及び監事の出席率は高く、議題についての活発な議論、審議が行われている。

会議／回	1 回	2回	3回	4 回	5 回	6回	7回
理事会（理事）（出席者数／定員）	6/6*	6/6	6/6	6/6*	6/6*	6/6	6/6
理事会（監事）（出席者数／定員）	2 / 2	2/2	1/2	2 / 2	1 / 2	1/2	2/2

*書面による意思表示者 1 名を含む。

令和 2(2020)年度は、外部理事を 1 人増員したことにより、9 人の役員（理事及び監事）で構成している。そのうち理事は 7 人であり、うち 2 人は学外理事である。また、監事は 2 人である。

寄附行為第 23 条において、「役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めて、役員を明確にしている。また、役員報酬等については、「甲子園学院役員報酬規程」によって基準を定め、同規程は本学院の HP において公表されている。【資料 5-2-2】

本学の学長は理事として理事会に出席しており、大学の方針を理事会で表明することができる。また、学則第 44 条に基づき、学長、副学長、学部長、各センター長など大学の主要な役職者によって構成される評議会が基本的に毎月開催され、大学の重要案件を審議している。評議会には本学院から理事長、常務理事等が出席し、大学の動向を把握している。

【資料 5-2-3～4】

その他、本学院では必要に応じて各学校園長等を集め、重要案件の協議や感染症の対策などの協議を行っている。

本学院では、寄附行為に基づき理事及び監事を適切に選任し、良好な出席状況で審議を行う等理事会を適切に運営している。また、大学では、評議会がその役割を果たしている。

以上のことから、「使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性」は達成している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学院では、令和 2(2020)年度から、理事会において、学校法人の内部関係者だけでなく、外部理事を登用することで、第三者による視点を活用する仕組みを導入した。引き続き本学院の在り方を客観的に判断することが求められることから、今後も外部からの意見を取り入れながら、本学院の適正な運営を行っていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-1① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長と学長に関しては、寄附行為等により、それぞれ法人と大学を代表する権限と責任が明確に規定されている。

- (a) 理事長の職務は、寄附行為第 15 条により「この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められ、理事長は、職務を遂行し、リーダーシップを発揮する。
- (b) 寄附行為第 20 条第 1 項で法人に理事会を置くことが定められ、理事長が理事会を招集し、その議長となる。理事会は、同条第 2 項で「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定められており、理事会の議題のうち寄附行為第 28 条によりあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項として定められたものについては、評議員会の諮問を経た上で理事会に諮っている。
- (c) 学長の職務は、「甲子園学院職制に関する規程」第 5 条第 1 項第 1 号で「大学を代表し、学務の管理及び所属職員の統括に当たること」と定められている。学長は法人の理事を兼ねており（寄附行為第 10 条第 1 号）、大学の方針を理事会で表明するとともに、理事会の決定事項を大学において教職員に指示する等、法人と大学の間意思疎通が円滑に行われるように務めている。【資料 5-3-1】
- (d) 評議会は、学則第 44 条に定められた大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議する大学の機関である。
- (e) 学部教授会は、学校教育法第 93 条の規定を受けて学則第 45 条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与など学部の教育に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるために設けられた大学の機関である。
- (f) 法人と大学との定例会議を原則として週 1 回開催している。出席者は、理事長、学長、法人事務局長、大学事務局長等で、その時々大学の懸案や課題について協議し、両者間の意思疎通が円滑に行われるように努めている。【資料 5-3-2】
- (g) 大学においては、学長、副学長、学部長、事務局長等を構成員とする運営企画会議を設け、評議会で審議する事項の整理等を行い、大学の円滑な意思決定に役立てている（甲子園大学評議会規程第 7 条及び甲子園大学運営企画会議規程）。【資料 5-3-3～4】

教育研究等における課題や改善提案については、教員にあっては所属する学部の教授会や各種専門委員会で、事務職員にあっては事務局連絡会といった大学内組織で検討された後、運営企画会議を経て、法人と大学との定例会議において調整が図られ、最終的に合意された内容が、大学のみに関する内容であれば評議会、法人に関係する内容であれば理事会といった決定機関において意思決定された後に実施されることになる。

上記のように、理事長又は学長のリーダーシップと教職員からのボトムアップの両面でバランスのとれた運営が実施されている。

以上のことから、「法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化」は達成している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

評議員会は、法人の諮問機関として、予算や中期計画等法人の重要事項について審議し、意見を述べている。監事は、私立学校法を受けて寄附行為において定められた職務を行う。次に述べるように法人のガバナンスは適切に機能している。

- (a) 寄附行為第 26 条で「この法人に、評議員会を置く。」、第 28 条で「次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。」と規定され、評議員会は諮問機関の役割を果たしている。
- (b) 評議員会は、寄附行為第 30 条第 1 項に定められた各区分に応じて選任された 11 人から 19 人の評議員で構成されている。評議員の出席状況については、令和元(2019)年度分は次のとおりであるが、書面による意思表示者を含めると、毎回全員が出席している。

会議／回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回
評議員会（評議員）（出席者数／定員）	15/15*	15/15*	15/15*	15/15	15/15
評議員会（監事）（出席者数／定員）	2/2	2/2	1/2	1/2	2/2

*書面による意思表示者 1 名を含む。

- (c) 理事会に先立ち評議員会が予め審議する事項は、寄附行為第 28 条に定められた予算、事業計画、事業に関する中期的な計画、財産等の処分、寄附行為の変更等である。
- (d) 監事の選任は寄附行為第 11 条に基づき、高い識見があり、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任している。
- (e) 監事は、現在 2 人で、共に学外の非常勤監事である。寄附行為第 19 条に監事の職務を規定しており、監事は毎年、決算理事会の前に法人に決算案及び業務状況の説明を求め、法人は、決算案及び業務状況の説明及び質問に対する回答を監事に行っている。
- これらの手続を経て、監事は、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出等を適正に行っている。さらに法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べている。なお、監事の理事会・評議員会への出席状況は、令和元(2019)年度は5-2-①及び5-3-②の表記載のとおり良好であった。
- (f) 監事は、毎会計年度、有限責任監査法人による監査の状況把握を行い、公認会計士からの意見聴取及び情報交換を行っている。

大学の運営に関する重要事項については、学長の諮問に応じて評議員会が審議する。評議員会は、学長、副学長、学部長、各センター長など大学の主要な役職者によって構成されるほか、法人から理事長、常務理事等が出席することで、法人・大学間の意思疎通の円滑化を図っている。また、理事長、学長、法人事務局長、大学事務局長等で構成する法人・大学間の定例会議を開催し、その時々大学の懸案や課題について協議することで、両者間の相互連携を深めるとともに、業務に関する相互チェックの機能性向上に努めている。

以上のことから、「法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性」は達成している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会においては、外部からの視点を取り入れるために、令和 2(2020)年度から外部理事を 2 名に増員して、理事会の透明性を高めている。

本学院の経営状況は、学生・生徒数の減少、特に大学・短大の学生数の減により、厳しい状況である。そのため、各校園の経営改善について理事会が常に状況の把握と課題解決に向かって指導していかねばならないと認識している。

監査は、監事の権限強化のなかで、会計処理の透明性を十分に審査し、本学院の管理運営について積極的に発言することが求められている。

学生にとって効果的なカリキュラムの充実や施設・設備の改善等を図りながらさらに効率的な経営改善のための努力を継続的に行っていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-1 ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-2 ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-1 ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、中長期計画として、平成 22(2010)年に「経営改善計画（平成 22 年度～平成 26 年度）」を策定した。これは平成 20(2008)年度に法人全体の帰属収支差額が赤字になったことを機に、日本私立学校振興・共済事業団の指導を受け策定したものである。続いて当該計画を 1 年前倒しで終了したうえで、平成 26 年度より「第 2 期経営改善計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）」を策定し、実行した。しかし、学生・生徒の入学数数の減少傾向に歯止めをかけるに至らず、現在まで厳しい状況が続いている。【資料 5-4-1】

令和元(2019)年度の事業活動収支は以下のとおりである。

学生生徒在籍人員が平成 30(2018)年度比 30 人減少したため、学生生徒等納付金が 25.8 百万円の減少となった。経常費補助金が 12.3 百万円増加したほか、寄付金においては大口寄付があり 53.4 百万円増加した。以上により教育活動収入は、前年度比 23 百万円の増加となった。一方、支出面においては、人件費は 4.0 百万円の減少、教育研究経費・管理経費はそれぞれ 4.0 百万円、11.5 百万円の増加となった。減価償却実施額は合計 333.4 百万円の実施であった。教育活動外収入では、配当金の増加により受取利息配当金収入が 135.0 百万円と 6.3 百万円増加した。収益事業として不動産賃貸事業収入より 50 百万円の収入を計上している。以上により経常収支差額は、約 512 百万円と大きな支出超過となり厳しい状況が継続している。特別損益の部では、山手幹線拡幅工事に伴う土地売却差額を特別収入として 210 百万円計上した。【資料 5-4-2】

令和 2(2020)年 3 月の理事会において新たな中期計画である「学校法人甲子園学院中期事業計画 令和 2 年度(2020)～令和 6 年度(2024)」を策定し、本学院の目指す将来像を、「1.これからの学校教育の目指す方向」、「2.教育内容の厳選と基礎・基本の徹底」、「3.個性を生かすための教育の改善」という観点から方向性を定め、着手したところである。財務面においては、収入の大半を学費に依存している状況にあることから学生・生徒数の増加、そして定員充足率の向上に全学をあげて取り組んでいく。【資料 5-4-3】

以上から、「中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立」は達成している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学院の貸借対照表における資金余力に関しては、平成 22(2010)年度以降外部借入はゼロであり、令和元(2019)年度の運用資産は、総額約 107.0 億円である。内訳は現金・預金 23.6 億円、特定資産(銀行定期他) 34.1 億円、有価証券 49.3 億円となっている。有価証券のうち債券に関しては、国債のほか、4 大格付機関(ムーディーズ、S&P 社他)で投資適格の A 格付以上のものに限定している。【資料 5-4-4】

資金運用は「甲子園学院資金運用規程」に基づき厳正に実施しており、「収益性」に加え「安全性」を最も重視している。新規の運用に際しては、監事(公認会計士)及び運用顧問(元監査法人勤務)の 2 人のアドバイスを受けた上で、所定の手続きの後、実施している。更に決算にあたっては、監査法人監査・監事監査にて内容の精査を受けた上で、理事会決議を受けている。【資料 5-4-5】

上記以外に、大学においては、令和 2(2020)年度から、科研費を中心とした研究費の獲得に向けた取組みに着手するなど、外部資金獲得に努めているところである。

本学院は安定した財務基盤を確保しており、またその管理面においても安定的な管理を実施していると判断している。また、研究面では、科研費を中心とした外部資金の獲得に向けた取組みを開始するなど、改革の努力を続けている。

以上のことから、「安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保」は達成している。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生生徒在籍人員の減少により、学生生徒等納付金収入の減少が続いており、抜本的な改革が必要である。特に、大学・短大の収支が法人全体の経営に与える影響が大きく、改善が喫緊の課題であると認識している。

学生確保に向けた学部等の見直し等、令和 2(2020)年度策定の「学校法人甲子園学院中期事業計画(令和 2 年度(2020 年)～令和 6 年度(2024 年))」を着実に実施していくことが重要と認識している。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人甲子園学院寄附行為」、「甲子園学院経理規程」、「甲子園学院物品管理規程」並びに「甲子園学院資金運用規程」等の諸規程に基づき適正に処理をしている。予算の執行は、各学校園が支出項目ごとに所定の「購入伺」を理事長の決裁を経て法人事務局に提出する。発注及び支払いについては、原則として法人事務局集中方式を採用しており、決裁を経た「購入伺」によって会計課が発注を行い、当該学校園から送付された納品書（発注品は当該学校園に直接納品される場合が多い）を確認の上、請求書により支払いを行う。これらの手続きは、「学校法人会計基準」の知識を有する会計課職員が当該基準に則り、適正な処理を行っている。【資料 5-5-1~4】

予算については、1月に次年度の予算編成方針を理事会に諮り、3月に策定するがその手順は次のとおりである。

法人事務局が、各学校園から提出された次年度事業計画をもとに、費用対効果、財源、前年度実績等を総合的に勘案して次年度の事業計画案及び予算案を作成する。事業計画案及び予算案は、理事長の了承を得て、3月開催の評議員会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、次年度の事業計画及び予算として決定される。

予算との乖離がある決算科目においては、補正予算を編成している。補正予算編成に際しては「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の承認を得たうえで実施している。

会計処理に関しては、会計基準に則り適正な処理をし、毎年の監査員の監査、外部の会計事務所の監査においても、問題ないという判断を得ている。

以上のことから、「会計処理の適正な実施」は達成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査体制については、私立学校振興助成法に基づく有限責任監査法人による監査、私立学校法に基づく監事による監査、及び内部監査室が実施する内部監査から成っている。

内部監査は、理事長の指示のもと、監査員が7月~8月に各校園の業務監査を実施している。その結果を監事が陪席する理事会で毎年報告している。

監事は、理事会、評議員会に陪席し、学校法人の業務執行状況が適正に行われているかを監査している。

有限責任監査法人による監査は、令和元（2019）年度では20日間にわたり、各校園の個別の会計処理から法人の運営管理に至るまで実施された。有限責任監査法人と監事との連携は、年1回両者とのディスカッションの場を設け、監査状況について報告及び意見交換

がなされている。

このように有限責任監査法人による監査、監事監査及び内部監査の多面的な体制が確立している。

以上のことから、「会計監査の体制整備と厳正な実施」は達成している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学院においては、有限責任監査法人、監事及び内部監査室による多面的な監査体制が構築できている、またそれぞれの役割を十分に果たせるように有限責任監査法人と監事との情報共有の場を設けるなど、厳正な監査の実施に向けた工夫を行っている。今後も、さらに相互に情報の共有を図り、一層の連携が確保できるようにしていく。

[基準 5 の自己評価]

令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の私立学校法改正を受けて、寄附行為に所要の規定を設けるなどの改正を行い、私立学校法の趣旨を踏まえて学校法人の経営及び運営に当たっている。

寄附行為の規定によって選任された役員により、理事会を適切に運営し、本学院の使命目的の達成に向けた意思決定を行っている。

本学院の理事会と評議員会は寄附行為に定められたそれぞれの役割を果たしている。

理事会に学長は理事として参画し、理事長は大学の評議会に出席している。本学院と大学の定例会議を原則として週に 1 回開催し、懸案や課題についての調整が行われている。

監事は学校法人の決算及び業務状況について意見を述べている。

財務については、学生生徒在籍人員が減少しているため、経常収支差額が厳しい状況になっている。新たに「学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度（2020 年）～令和 6 年度（2024））」を策定して経営改善に取り組んでいる。

外部借入はゼロであり、資金運用については、「甲子園学院資金運用規程」に基づいて適正に行っている。

会計処理は、本学院の関係規程に基づき適正に処理している。また、有限責任監査法人、監事及び内部監査室による監査の多面的な監査体制を確立し、厳正に運用している。

以上のことから、「基準 5 経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断している。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証は、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 1 条第 2 項第 1 号チにおいて、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み」と規定されている。内部質保証とは、改善を継続的に行う仕組みを備え、かつそれが機能していることを意味する。

本学では、内部質保証の推進の在り方について、令和元(2019)年度に検討を行い、「甲子園大学における内部質保証に関する方針」を定めるとともに、関係するセンターや委員会の再編成を行って体制の整備を図った。令和 2(2020)年 4 月から内部質保証を担当する委員会として「自己点検・評価委員会」を、事務組織として「企画調整室」を立ち上げ、取り組んでいる。【資料 6-1-1】

「甲子園大学における内部質保証に関する方針」の下、本学では、教育の質の向上を図るとともに、適切な水準に保たれていることを自らの責任で明示する内部質保証に対し全学で取り組み、恒常的に推進することを明確にするため、「甲子園大学内部質保証推進に関する規程」を定めた。当該規程では、中期目標又は中期計画（以下基準 6 において「中期目標等」という。）の策定、自己点検・評価の実施と報告書の作成、中期目標等及び自己点検・評価報告書の公表など、内部質保証のための具体的な取組みについて定めている。【資料 6-1-2】

中期目標等の策定については、甲子園大学将来計画委員会が、原案を策定する。自己点検・評価については、甲子園大学自己点検・評価委員会が、報告書の原案を作成する。中期目標等と自己点検・評価を担当する委員会を異にしているのは、中期目標等は、学校法人甲子園学院中期事業計画（私立学校法第 45 条の 2 第 2 項に定めるもの）と連携を保ちながら、大学組織の再編等や将来計画と深い関わりを持つものであるため、これらを検討する委員会が中期目標等の策定を担当し、自己点検・評価は、大学内で行われている教育・研究・社会貢献等といった各部署で担当している取組み内容を検証すべきものであるため、実務担当者を中心に構成する委員会が担当することが適切であるとの判断による。従って、両委員会の委員構成も、学長、学長補佐、副学長、部局長及び事務局長を除き異なっている。中期目標等及び自己点検・評価報告書の原案は、評議会の審議を経て決定されたものが、本学の HP において公表される。なお、両委員会の庶務は、企画調整室が行っている。【資料 6-1-3～5】

本学では、中期目標等は、5 年ごとに策定することを基本としている。自己点検・評価は

不断に行うものであるが、包括的に自己点検・評価を行い、正式な報告書を作成して公表するのは、4年ごとを基本としている。令和2(2020)年度は自主的な自己点検・評価の実施年に該当するため、包括的な自己点検・評価を行い、報告書を作成した。学長のリーダーシップの下、全学の教職員が関与する自己点検・評価は、これまで行ってきた教育・研究や業務等を振り返るとともに、今後の取組みについて全学で共有するための機会ともなっている。

【資料 6-1-6～7】

以上のことから、「内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」は達成している。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する取組みや体制を一層効果的なものにするため、令和2(2020)年度の自主的な自己点検・評価を通じて認識できた課題を踏まえた必要な改善を行いたい。

令和2(2020)年度に実施した自己点検・評価を踏まえて、令和3(2021)年度に現行の中期目標等の見直しを行うことを計画している。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「甲子園大学内部質保証推進に関する規程」に基づき、中期目標等に従って「自己点検・評価を行い、その結果を大学教育の改善に反映させる活動を継続して行う」とともに、4年ごとに自主的な自己点検・評価を包括的に行い、報告書を作成し公表することを基本としている。令和2(2020)年度がその実施年度にあることから、自己点検・評価委員会が中心となって自主的な自己点検・評価に取り組み、全学の教職員がこの作業に参画した。

令和2(2020)年度はコロナ禍という特別の事情があり、対面形式の委員会を頻繁に開催して作業を進める手法を取ることが困難な状況であったが、令和2(2020)年5月27日に開催した自己点検・評価委員会において、予定どおり自主的な自己点検・評価を実施し、報告書を作成することを決定した。ただし、対面形式での会議開催には困難が予想されたため、委員会及び専門委員会として設けられた編集委員会は、「インターネット等を通じて意見の交換及び資料の送付などを行う方法で議事进行处理することができる」ことを申し合わせた。

【資料 6-2-1～2】

それ以降も、再度の緊急事態宣言が発出されるなど困難な状況にあったが、自己点検・評

価の実施にあたっては、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を参考に、エビデンスによる裏付けを重視し、エビデンスについてはできる限り包括的な収集を心がけた。

教職員は、自己点検・評価の作業を通じて、令和3(2021)年度以降も継続して自己点検・評価を行うことの重要性及び本学が抱える課題についての認識を一層深めた。また、自己点検・評価報告書に記述された改善・向上方策（将来計画）について共有もできた。

令和2(2020)年度自己点検・評価報告書は令和3(2021)年3月に評議会の承認を得る手続が完了後、速やかに本学HPにて公表する予定である。

以上のことから、「内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」は達成している。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

文部科学省の実施する学校基本調査、学校教育法施行規則第172条の2によって公表が義務付けられている教育研究活動等の状況（学校教育法施行規則第165条の2第1項により定めることが義務付けられている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の三つのポリシーを含む。）、教育職員免許法施行規則第22条の6によって公表が義務付けられている教員の養成の状況、本学の基礎資料として必要と思われる情報等については、事務局総務課及び企画調整室が各部署の協力を得て情報を収集し、整理を行った。また、収集した情報の分析等IR活動については、企画調整室がその役割を担い、運営企画会議において、検討が必要となる重要課題に関する分析結果を提案するなど、活発なIR活動を行っている。

令和2(2020)年度自己点検・評価報告書の作成にあたっては、自己点検・評価委員会の専門委員会である編集委員会によって記述内容とその裏付けとなるデータや資料等のエビデンスとの照合を行い、用いられるデータ等は可能な限り客観的な取扱いができるように努めた。編集委員会を、令和2(2020)年10月から基本的に毎月開催し、編集作業の進捗状況を確認し、作業の工程管理を行った。

令和2(2020)年度に自己点検・評価の作業を通じて収集したデータや資料等のうち、より確実なエビデンスとしての役割を果たすために改良・改善が必要であると認識したものについては、今後の自己点検・評価委員会において対策等を検討する。また、当該検討結果からより充実したデータ収集や分析等のIR活動に繋げていくことで、継続的な教育研究活動等の改善に反映させていく。

以上のことから、「IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析」は達成している。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

令和2(2020)年度自己点検・評価の実施を通じて、内部質保証の取組みにおいて改良をす

る必要があると認識したことは、具体策の検討及び段階的な改善を行うとともに、教職員間での結果の共有を進める。令和 5(2023)年度自己点検・評価の際には、継続的な教育研究活動等の改善の結果が反映できるようにする。

本学の取組みとして公開すべき情報は、本学の HP に掲載する。

令和 2(2020)年度自己点検・評価において、エビデンスに改善・改良が必要であると判断した基準項目については、令和 3(2021)年度及び令和 4(2022)年度においてエビデンスの充実を図り、令和 5(2023)年度自己点検・評価に反映できるようにする。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーを起点として、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを備え機能させるため、次のような方法を取っている。【資料 6-3-1】

学校法人甲子園学院中期事業計画（私立学校法第 45 条の 2 第 2 項に定めるもの）を起点に、中期目標等の策定及び見直し、自主的な自己点検・評価の実施を通じて、新たに導入又は改良を必要と認識した教育研究活動等に関する事項は、将来計画委員会及び自己点検・評価委員会において対策の検討を行う。教育・研究に直接関わることであれば学部教授会・教員協議会、又は大学院研究科委員会において検討を行う。さらに、大学全体の教育に関わることであれば学務委員会、大学の管理・運営に関わることであれば運営企画会議、評議会において対策の検討を行う。規程等の制定・改廃など規程整備が必要であれば、運営企画会議で原案の検討を行い、成案を評議会で審議し決定する。

このように、三つのポリシーを起点に、中期目標等の策定、自己点検・評価の実施を通じて認識できた課題について、大学の各部署及び会議・委員会で対策の検討を行う。対策を講じたことについては、さらに次の自己点検・評価の際に検証を行うというサイクルを回し続けることによって、教育研究活動等の改善につなげて行く方法を実践している。

以上のことから、「内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」は達成している。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和 3(2021)年度から、栄養学部及び心理学部において年度当初に学部の運営目標を明確にし、年度末に総括を行う仕組みを導入する予定である。また、事務職員は年度当初に業務の実施計画を立て、年度末に総括を行い次年度の課題を明らかにする仕組みを導入する予定である。

このように単年度という期間の中においても PDCA サイクルを回すという仕組みを導入することによって内部質保証の向上に取り組んでいく。

[基準 6 の自己評価]

本学では、内部質保証を推進していくために、将来計画委員会及び自己点検・評価委員会を設けて、将来計画委員会は中期目標等を策定し、自己点検・評価委員会は自己点検・評価を行うという仕組みが確立されている。

本学では、不断に自己点検・評価を行うとともに、4年ごとを基本として自主的な自己点検・評価を包括的に行い、報告書を作成し、公表する。令和 2(2020)年度は、コロナ禍という特別な事情があったが、自己点検・評価委員会及びその専門委員会である編集委員会が中心となって、工夫をしながら自己点検・評価を行い、令和 2(2020)年度自己点検・評価報告書を作成した。

三つのポリシーを起点に、中期目標等の策定、自己点検・評価の実施を通じて認識した課題の改善のための方策について検討を行い、対策を講じたことを次の自己点検・評価において検証を行うという内部質保証のサイクルを動かしている。

以上のことから、「基準 6 内部質保証」の基準を満たしていると判断している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 教育の多様化 (IPE)

A-1 教職員への IPE 理解浸透

A-1-① IPE 実施のための組織整備

A-1-② 大学内部での IPE 理解浸透

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1-① IPE 実施のための組織整備

1) IPE 教育の必要性の認識

IPE(Interprofessional Education 多職種連携教育あるいは専門職連携教育)とは、「二つあるいはそれ以上の専門職が協働とケアの質を改善するために、共に学び、お互いから学び合い、お互いのことを学ぶこと*」であり、専門分野が高度化かつ細分化していくなか、多職種間の協働・連携がなくては、各専門分野における実践ができない状況から、専門職教育の中に多職種連携教育を導入することが強く望まれている。このような背景から、本学において IPE を導入することとした。

本学には「栄養学」を専門に学ぶ学生と「心理学」を専門に学ぶ学生がいるが、他校の「看護学」を専門に学ぶ学生と連携し、IPE として「栄養」「心理」「看護」を相互に関連づけた学びの機会を設ける。IPE で「協働」と「ケアの質の改善」の重要性を認識した専門職を育成しようとしている。

*英国 CAIPE(Center for the Advancement of Interprofessional Education)による定義 (千葉大学大学院看護学研究科附属専門職連携教育研究センター訳)

2) IPE の実施組織

令和 2 (2020)年 3 月に策定した「甲子園大学中期計画 2020-2024」において「1.教学運営」中「専門職連携教育を実施する」、また「4.産学連携、社会連携」中「専門職連携教育を通じ、現場で応用可能かつ実践的な教育研究の仕組みを構築する」とし、本学教育における重要な位置付けとして多職種連携教育 (IPE) を実施することとした。【資料 A-1-1】

本学での IPE 実施にあたり、同じく IPE の実践を模索していた宝塚市立看護専門学校(以下「看護専門学校」という。)との数回の協議を踏まえ、多職種連携教育のみならず地域に根差した活動をベースに IPE を実施していく必要があるという認識で一致した。IPE に係る認識を大学内に浸透させるため、令和 2 (2020)年 4 月 2 日に IPE 準備委員会を開催し、看護専門学校との協議について報告し、栄養学部及び心理学部の両学部の垣根を超え、全学的に協力していく旨を確認した。【資料 A-1-2】

令和2(2020)年9月23日に開催された学務委員会にて、IPEに関する事項を集中的に審議するため、IPE準備委員会の発展的組織としてIPE委員会を立ち上げることを決定した。IPE委員会は、学務委員会の専門委員会と位置づけ、IPE委員会での審議事項は、適宜学務委員会に報告することが確認された。その後、令和2(2020)年10月20日に開催された評議会の審議を経て、IPE委員会規程が制定された。令和2(2020)年10月28日に第1回IPE委員会が開催され、看護専門学校と試行実施した共同授業について報告され、また、本学におけるIPEに関する課題が認識された。その後、IPE委員会のプロジェクトチームが選定され、IPEのフレーム案を作成することになった。【資料A-1-3～5】

A-1-② 大学内部でのIPE理解浸透

IPE準備委員会の設置後、栄養学部及び心理学部内でのIPEに関して、次のとおり認識が共有された。

(a) 栄養学部

- ・IPE準備委員会後、教員協議会にて意義や目的が説明され、全学的取組としてのIPEに栄養学部として協力していく旨が確認された。

(b) 心理学部

- ・IPE準備委員会後、栄養学部と看護専門学校との共同授業を皮切りに、本学にてIPE実施に向け試行的に実施がなされる旨、教員協議会にて報告された。
- ・心理学領域においては、特に「臨床心理士」「公認心理師」の職務とIPEが深く関連することに鑑み、試行段階である令和2(2020)年度は、心理学部における学部実習、大学院における臨床心理実践実習(うち、外部機関での実習)を担当する教員を中心に、IPE準備委員会を組織した。
- ・これにより、学部教員協議会及び大学院研究科委員会それぞれに実施計画を報告のうえ、試行段階での学部生及び大学院生の参加について承認を経て、心理学部及び大学院心理学研究科のIPE試行への参加準備に入った。

令和2(2020)年10月28日第1回IPE委員会において、本学で実施するIPEのフレーム案を提案し、出席教職員に向けて周知された。【資料A-1-6】

この後、IPE委員会のプロジェクトチームにて、IPEフレーム案のさらなる検討を図ったうえで、その後の学内委員会にて、IPEの本格実施は令和4(2022)年度からとなった。詳細なカリキュラム設計及び教職員向け研修など、IPEの本格実施に先立ち、様々な課題解決に向け、令和3(2021)年度から取り組んでいく。また、相互理解やコミュニケーション等を含む関連する科目との連携が必要であり、IPE以外の科目体系についても、総合的に見直していくこととなった。

以上のことから、「教職員へのIPE理解浸透」は進んでいる。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2 (2020)年度から施行実施している IPE を本学の教育の特色として学内に浸透させるために、FD・SD 研修会の場合を活用し、教職員への研修を実施するとともに、ニュースレターや本学 HP などの媒体を通じて、学内外への理解・浸透を図っていく。

A-2 IPE カリキュラム実施と効果検証

A-2-① IPE カリキュラムの段階的实施

A-2-② IPE カリキュラム実施による効果検証の仕組構築と効果検証

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① IPE カリキュラムの段階的实施

本学の IPE は、IPE 委員会の専門委員会である IPE プロジェクトチームが策定した「甲子園大学 IPE フレーム」(案)に基づき、ステップ 1 から 3 までの 3 段階で実施することとする。

・ステップ 1

それぞれの学部学科の 2 回生を対象に、「IPE I」として、自身の職種にとどまらず、他の職種について、実務家や専門家を招いた授業を実施し、理解を深める。

・ステップ 2

多職種連携が実践されている職場にて、自身の職種がどのような役割を果たしているかについて、実際の現場を見学することで、より深い理解を目指す。

・ステップ 3

様々な職種についての学びを深めた学生同士によるグループワークを実施する。想定されるケースについて、専門職種としての姿勢がどうあるべきかについて検証する。

【資料 A-2-1】

IPE を実施するにあたり、栄養学部及び心理学部の学生における専門職種についての理解について、同水準の保持が求められる。このことから、学部には偏らない教育の在り方について、教職員間の共通認識が必要である。このため、次の項目について研修等を実施する必要がある。

(a) 専門職種講義に係る担当教員

数年間を要する専門職種の理解を、他職種を学ぶ学生に数回の授業のみで概要を理解させるためには、必要な情報を端的に伝達する必要がある。学内教員によるワーキンググループにて教育内容及び伝達方法などを検証する仕組みを構築していく。

(b) 現場視察に係る担当教員

連携現場の視察にあたり、学生への事前指導、本学の IPE への理解・協力のうへ IPE プ

プログラムに沿った視察場所の提供をお願いするなど、多くの交渉事が必要となる。このため、現場視察について、学内教員によるワーキンググループにて課題等を設定し、より効果的なあり方を検証する仕組みを作っていく。

(c) ケースワークのグループワークに係る担当教員

多職種を学ぶ学生同士が集い、課題解決をしていくプロセスを担当する教員は、ステップ1から順に進行してきた本学 IPE の理念を十分に理解し、また、学生の自主性や可能性を尊ぶ姿勢も求められる。

具体的には、ステップ1とステップ2の両方の内容を熟知し、また、ケースに関する多職種の課題を深く理解し、さらに、学生による会議体をファシリテートする能力を備えた教員が必要となる。

これらの能力を兼ね備えた教員の養成を含め、3ステップの仕組みを構築・検証するために、令和3(2021)年度から順次試行していく。

A-2-② IPE カリキュラム実施による効果検証の仕組構築と効果検証

令和2(2020)年9月23日から10月7日まで、本学と看護専門学校が「チーム医療について考えるー医療における各専門職を知るー」というテーマでオンデマンド及びオンラインによる共同授業を実施した。参加学生及び教職員向けにアンケートを実施したところ、コロナ禍によるオンラインでの授業の実施であったが、他学部・他大学との共同授業に関し、好意的な意見が多く、今後の共同授業については IPE での連携への期待が確認できた。【資料 A-2-2~3】

令和3(2021)年度の試行実施の際にも、アンケートや評価活動を丁寧に実施することで、IPE カリキュラムの実施に向けた課題を明確にし、IPE 委員会にて、IPE カリキュラムの仕組みづくりに生かす効果検証を行っていく。

以上のことから、「IPE カリキュラム実施と効果検証」は段階的に実施している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

IPE は、実学を重んじる本学において、大学というアカデミックな場での座学に加え、様々な複雑な課題を多職種で連携して解決している実践的な場を、より効果的に体験させることで、重層的な学びを提供していきたいと考えている。

このため、本学の学生が、将来、どのような職場で専門職種として活躍していきたいのかということのリサーチし、また、現場の声を可能な限り教育の場にフィードバックするなど、丁寧に進めていきたいと考えている。

また、幅広いジャンルの連携教育の実施という観点を踏まえ、看護専門学校以外の連携先、とりわけ、地元・地域での連携先を開拓していきたいと考えている。

A-3 IPE の検証

A-3-① IPE の検証

A-3-② 本学における今後の IPE の展望

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① IPE の検証

IPE に係る先行事例の研究により、本学における実施方法、カリキュラム開発等の精度を高めていき、また、栄養学と看護学、心理学と看護学との関係における IPE を通じた教育の成果・効果を検証していくことで、栄養学及び心理学の教育上の付加価値を明確にし、IPE を推進していく。

看護専門学校における看護学の側での IPE の教育上の効果、成果の検証とも連携を図り、本学と看護専門学校との双方の IPE の進展に役立つ教育研究を推進していく。

4-3-② 本学における今後の IPE の展望

本学は 2 学部の小規模の大学ではあるが、IPE は「栄養学」と「心理学」の専門職を養成する本学の教育の特色が大いに活かせる手段である。従って、他の教育機関との連携の拡大を図っていくことにより、IPE の教育内容の深化、教授法の開発、課題の克服やノウハウの蓄積を行っていけば、本学の IPE をさらに発展させることができるとともに、他大学において IPE を導入する際のモデルケースになると考えている。

以上のことから、「IPE の検証」に向けた取組みを進めている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

IPE 導入の際の課題やノウハウの蓄積により、一定の検証等の成果をとりまとめるべく、IPE 導入にかかる軌跡と題し、第一義的には本学 IPE の検証に、副次的に他大学等における IPE 導入の際の参考となるべく、事例や検証を積み上げていくための研究を継続していく。

[基準 A の自己評価]

本学の「栄養学」「心理学」と他校の「看護学」が連携して「協働」と「ケアの質の改善」の重要性を認識した専門職を育成するため、本学では IPE（多職種連携教育あるいは専門職連携教育）に取り組むこととし、令和 2(2020)年度から中期計画の実行を開始した。

IPE に関する事項を審議するために、IPE 委員会（学務委員会の専門委員会）を設け、IPE 委員会はプロジェクトチームを作り、IPE のフレームを作成検討し、ステップ 1 から 3 ま

での3段階で実施していくことになる。

令和2(2020)年度はコロナ禍にあったため、大規模な試行実施に代わり、令和2(2020)年9月23日から10月7日まで本学と看護専門学校が「チーム医療について考える—医療における各専門職を知る—」というテーマでオンラインによる共同授業を実施し、IPE実施の端緒を開いた。

以上のことから、「基準A 教育の多様化(IPE)」の基準を満たしていると判断している。

V. 特記事項

1 宝塚市－甲子園大学包括連携協定に基づく地域貢献

地域社会である宝塚市との連携を推進し、地域の活性化に貢献することを目的として、平成 25(2013)年 8 月に地域連携推進センターを設置し、宝塚市－甲子園大学包括連携協定を締結した。それ以後、宝塚市と協力して共に発展するための様々な取組みを実施している。令和元(2019)年度には、心理学部は宝塚市子ども家庭支援センターと共催して、「きらきらず育て講座」(3 日間の講座を年間 3 回、計 9 日)、「3 歳児子育て講座」(2 日)、「思春期講座」(4 日)を開催し、また宝塚市教育委員会の後援で、「子供の心理・発達 特別無料相談」(1 日)を開催して地域の子どもたちの健全な発育や幼い子どもを持つ母親の子育て支援を行っている。栄養学部では宝塚市が開催する、「たからづか食育フェア」に参画している。全学の取組みとしては、宝塚市・宝塚市教育委員会・宝塚 NPO センターの後援を受けて「甲子園大学公開講座」を開催している。令和元(2019)年度には「甲子園大学発一潤いのある生活を」をメインテーマとして、「生き生きとする時間と酵素学」「思いっきりリラックスタイム」「脳と肌の活性化」「心身ともに美しく」「心と味覚に潤いを」のようにサブテーマを定めて 10 講座を開催し、116 名の参加者を数えた。一方、学内では宝塚市との包括連携協定締結を基に宝塚市各部署の職員を講師として招聘し、学生の宝塚市についての学びの幅を広げ理解の深化に努める「学際教養講座 B(宝塚学)」を開講した。

2 食育を中心に置いた甲子園大学独自の地域連携活動

食育を中心に置いた甲子園大学独自の地域連携活動を宝塚市策定の「たからづか食育推進計画」と協調して実施している。栄養学部栄養学科で平成 30(2018)年度より始めた出前食育では、栄養学部栄養学科の学生が地域の保育園などに行き、紙芝居や食育ダンスを通じて食育授業を行い、地域の子供たちへの食育の推進と参加学生への食育意識の向上を行っている。令和元(2019)年度には 3 回の出前食育を行い、テレビ、ラジオ、新聞、市の広報誌に取り上げられ、地域住民への活動の認知も上がってきている。参加学生は、保育園などの現場での実践を踏むことで、食育の技術やモチベーションを高めることができている。また、本学が主催で近畿中央ヤクルト販売、宝塚市、阪急交通社などの企業が共催する「健康フェア」をソリオ宝塚で行った。学生が考案したレシピや、貧血や骨の健康に関するリーフレットを配布し、多くの方々が参加した。

3 地方自治体、地元企業や園芸組合などと協力した地域連携活動

高齢者の生きがい支援の一環として、阪神シニアカレッジを本学内で毎年開催しており、また、心理学部学生がシニアカレッジの講義に参加して相互に交流を行っている。栄養学部フードデザイン学科では食の 6 次産業化プロデューサー養成の目的で「食と地域の実践演習」を開講し、宝塚市西谷地区の農業とのパイプを活かして、「ダリア球根」の調理法の開発などを進めている。また、宝塚阪急とのコラボとして令和元(2019)年度は、新メニュー開発で「海鮮丼」「ハンバーガー」「巻きずし」などを手掛け、学生の柔軟でユニークな発想を調理法の開発に活かしていく実践的な取組みが出来ている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的は、学則第 1 条で規定。	1-1
第 85 条	○	大学に置く学部は、学則第 4 条で規定。	1-2
第 87 条	○	大学の修業年限は、学則第 6 条で 4 年と規定。	3-1
第 88 条	○	入学前取得単位の認定は、学則第 11 条の 5 で規定	3-1
第 89 条	—	早期卒業は認めていない。	3-1
第 90 条	○	入学資格は、学則第 17 条で規定。	2-1
第 92 条	○	教員組織は、学則第 39 条及び第 40 条で規定。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会の役割は、学則第 45 条第 3 項で規定。	4-1
第 104 条	○	学位の授与は、学則第 32 条で規定。	3-1
第 105 条	○	履修証明課程は、科目等履修生規程第 8 条の 2 で規定。	3-1
第 108 条	—	短期大学の規定で本学には該当しない。	2-1
第 109 条	○	点検・評価と公表は、甲子園大学内部質保証推進に関する規程で規定。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は毎年度事業報告書として学校法人でとりまとめてHPで公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は、学則第 39 条で規定。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学資格付与は、学則第 22 条第 4 号で規定。	2-1
第 132 条	○	専修学校専門課程卒業者の編入学資格付与は、学則第 22 条第 5 号で規定。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に定めている。ただし、記載事項のうち寄宿舎は設けていないので定めがない。	3-1 3-2
第 24 条	○	指導要録は作成されている。	3-2
第 26 条	○	処分の手続きは、甲子園大学学生懲戒規程で規定。	4-1

第5項			
第28条	○	第28条に定める表簿は作成し、担当部署で保管している。	3-2
第143条	-	教授会は代議員会等を置いていない。	4-1
第146条	-	本学で科目等履修生として修学した期間を本学での修業年限に通算する規定は設けていない。	3-1
第147条	○	卒業認定基準は、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準」を定め、HPで公表している。	3-1
第148条	-	修業年限が4年を超える学部は設けていない。	3-1
第149条	-	早期卒業の制度は設けていない。	3-1
第150条	○	学校教育法施行規則第150条に該当するものを学則第17条において規定している。	2-1
第151条	-	早期入学制度は実施していない。	2-1
第152条	-	早期入学制度は実施していない。	2-1
第153条	-	早期入学制度は実施していない。	2-1
第154条	-	早期入学制度は実施していない。	2-1
第161条	○	編入学した者の在学すべき期間は、学則第22条で学部長が決定する旨規定されている。	2-1
第162条	○	学則第22条で編入学を規定しており、それによる。	2-1
第163条	○	学年の始期については、学則第8条で規定。	3-2
第163条の2	○	入学、卒業の時期については、学則第16条、第31条で規定。	3-1
第164条	○	「特別の課程」は、甲子園大学科目等履修生規程で規定。	3-1
第165条の2	○	卒業の認定に関する方針、教育課程の編成方針及び実施に関する方針、入学者の受け入れ方針を大学全体、学部学科及び研究科ごとに定め、HPで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	自己点検・評価の体制は甲子園大学自己点検・評価委員会規程で規定。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況についての情報はHPで公表。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	卒業式で卒業証書を授与(学位規程第20条で規定)。	3-1
第178条	○	高等専門学校卒業者の編入学は学則第22条で規定。	2-1

第 186 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学は学則第 2 2 条で規定。	2-1
---------	---	-------------------------------	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	教育研究水準の向上を図ることについては、学則第 1 条の 2 で規定。	6-2 6-3
第 2 条	○	学部・学科の教育研究上の目的については、「甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め」で規定。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入試については、入試委員会を中心に全学で実施する体制を取っている。	2-1
第 2 条の 3	○	本学が設置している各種委員会には教員と事務職員が委員として参加し、連携して大学の運営に当たっている。	2-2
第 3 条	○	本学は 2 学部を設置し、設置基準で定められた教員数等を十分満たす組織となっている。	1-2
第 4 条	○	本学の栄養学部では 2 学科体制を取っており、各学科は設置基準で定められた教員数等を十分満たす組織となっている。	1-2
第 5 条	－	課程は設置していない。	1-2
第 6 条	－	学部以外の基本組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	それぞれの学部の目的に沿って教員組織を編成している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の科目については教授等に担当させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	学部では実務家教員を含む各専任教員がカリキュラム編成に関与している。	3-2
第 11 条	○	授業を担当しない教員を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員は専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	各学部の専任教員の数は設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は設置基準で定める資格を満たしている。	4-1

第 14 条	○	教授は設置基準で定める資格を満たしている。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授は設置基準で定める資格を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師は設置基準で定める資格を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教は設置基準で定める資格を満たしている。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手は設置基準で定める資格を満たしている。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は教育上の諸条件を総合的に考慮し、学則第 5 条で定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は体系的に編成している(学則第 1 1 条で規定)。	3-2
第 20 条	○	教育課程は必修科目、選択科目等に分け、各年次に配当している(学則第 1 1 条で規定)。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位数は、設置基準に定める基準に沿って定めている(学則第 1 2 条で規定)。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は 3 5 週にわたっている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は 1 5 週にわたることを原則としている。	3-2
第 24 条	○	同時に授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられる人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は設置基準の定めている方法により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各授業科目の成績評価基準等については、シラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学では、FD・SD委員会を組織し、授業の内容及び方法の改善を図るためのFDを実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	昼夜開講制は取っていない。	3-2
第 27 条	○	単位は設置基準の定めに沿って与えている(学則第 1 3 条で規定)。	3-1
第 27 条の 2	○	登録単位の上限については、甲子園大学の授業科目等に関する規則で規定。	3-2
第 28 条	○	他大学で履修した科目の認定については、学則第 1 1 条の 3 で	3-1

		規定。	
第 29 条	○	短大・高専の専攻科で履修した科目の認定については、学則第 11 条の 4 で規定。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定については、学則第 11 条の 5 で規定。	3-1
第 30 条の 2	－	学部学生に対する長期履修制度は設けていない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 47 条で規定。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、学則第 31 条及び甲子園大学の授業科目等に関する規則で規定。	3-1
第 33 条	－	授業時間制は採用していない。	3-1
第 34 条	○	校地は教育にふさわしい環境と適切な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は同一校地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	校舎には設置基準で定める施設を設けている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館には図書その他の教育研究上必要な資料を備え、十分な座席数を確保するとともに、司書及び専任の職員を配置している。	2-5
第 39 条	－	設置基準に定める附属施設を必要とする学部は置いていない。	2-5
第 39 条の 2	－	薬学部は設置していない。	2-5
第 40 条	○	学部に必要な機械・器具及び標本は備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本学の校地は 1 か所である。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するのに必要な環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学部・学科の名称は教育研究上の目的に沿ったものとしている。	1-1
第 41 条	○	専任の職員からなる事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	専任の職員からなる厚生補導の組織（学生課等）を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリアサポートセンターと共通教育推進センターが連携して学生の自立を図る体制を構築している。	2-3
第 42 条の 3	○	SD 研修を毎年実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	－	連携課程は設置していない。	3-2

第 43 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-2
第 44 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 45 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 46 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	－	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 48 条	－	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 49 条	－	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 49 条の 2	－	工学部は設置していない。	3-2
第 49 条の 3	－	工学部は設置していない。	4-2
第 49 条の 4	－	工学部は設置していない。	4-2
第 57 条	－	外国に学部等は設置していない。	1-2
第 58 条	－	大学院大学ではない。	2-5
第 60 条	－	新設時の特例には該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 3 2 条で学位の授与を規定。	3-1
第 10 条	○	学則第 3 2 条で学位の名称を規定。	3-1
第 10 条の 2	－	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 13 条	○	甲子園大学学位規程を制定し、文部科学大臣に報告。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営の透明性の確保を図るため、寄附行為第 4 3 条で情報の公表を規定。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与禁止は関係者の間で認識されている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は各事業所（学校園）に備え付けている。	5-1
第 35 条	○	役員数は寄附行為第 9 条で規定。	5-2 5-3

第 35 条の 2	○	役員は委任の法的関係にあることを認識している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については寄附行為第 20 条で規定。	5-2
第 37 条	○	役員の職務は、寄附行為第 15 条～第 19 条で規定。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 10 条及び第 11 条で規定。	5-2
第 39 条	○	監事の理事との兼職禁止は寄附行為第 11 条で規定。	5-2
第 40 条	○	理事の補充については、寄附行為第 13 条で規定。	5-2
第 41 条	○	評議員会の組織等は寄附行為第 26 条で規定。	5-3
第 42 条	○	評議員会への諮問事項は寄附行為第 28 条で規定。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申は寄附行為第 29 条で規定。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 30 条で規定。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の賠償責任については、寄附行為第 23 条で規定。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について役員は認識している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	連帯責任を負うことについて役員は認識している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更認可については、寄附行為第 50 条で規定。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画及び中期計画の作成については寄附行為第 39 条で規定。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算の評議員会の意見聴取は寄附行為第 41 条で規定。	5-3
第 47 条	○	財産目録の備付け及び閲覧については、寄附行為第 42 条で規定。	5-1
第 48 条	○	役員報酬については、寄附行為第 44 条に基づき支給基準を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については寄附行為第 46 条で規定。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 43 条で規定。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的は、大学院学則第 2 条で規定。	1-1
第 100 条	○	大学院に置く研究科は大学院学則第 4 条で規定。	1-2

第 102 条	○	大学院の入学資格は大学院学則第 1 4 条で規定。	2-1
---------	---	---------------------------	-----

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院の入学資格は大学院学則第 1 4 条で規定。	2-1
第 156 条	○	大学院の入学資格は大学院学則第 1 4 条で規定。	2-1
第 157 条	○	早期入学は大学院学則第 1 4 条で規定。	2-1
第 158 条	－	早期入学の実績はない。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 1 4 条で 3 年と規定。	2-1
第 160 条	－	大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者として第 160 条に定めるものについては、今のところ入学資格を認めていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 1 条の 2 において教育研究の水準の向上を図ることを明記しており、この規定は大学院にも適用される。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的は大学院学則第 2 条で規定。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は、研究科委員会の下で実施。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院の事務は大学院事務室が大学院各研究科と連携を取りながら一元的に処理しており、教員と事務職員の協働体制ができている。	2-2
第 2 条	○	大学院の課程は大学院学則第 3 条で規定。	1-2
第 2 条の 2	－	夜間の課程は設置していない。	1-2
第 3 条	○	修士の課程については、大学院学則第 3 条で規定。	1-2
第 4 条	○	博士の課程については、大学院学則第 3 条で規定。	1-2
第 5 条	○	研究科については、大学院学則第 4 条で規定。	1-2
第 6 条	○	専攻については、大学院学則第 4 条で規定。	1-2
第 7 条	○	学部の教員が大学院の教員を兼ねるなど、学部と大学院は適切に連携出来ている。	1-2
第 7 条の 2	－	共同教育課程は設置していない。	1-2 3-2

			4-2
第7条の3	-	研究科以外の組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院には専攻に応じて必要な教員が配置されている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院には資格を満たす教員が、定められた人数以上配置されている。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は大学院学則第10条で規定。	2-1
第11条	○	教育課程は甲子園大学大学院の授業科目等に関する規則で規定。	3-2
第12条	○	授業の履修方法は大学院学則第27条で規定。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、大学院担当の教員が実施。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例は大学院学則第28条で規定。	3-2
第14条の2	○	1年間の授業計画等はHPで公表。	3-1
第14条の3	○	FD研修は大学全体で実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学設置基準を準用するものについても、大学院学則で規定。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修士の修了要件は、大学院学則第31条で規定。	3-1
第17条	○	博士の修了要件は、大学院学則第31条で規定。	3-1
第19条	○	大学院教育に必要な講義室等を備えている。	2-5
第20条	○	大学院教育に必要な機械・器具等を備えている。	2-5
第21条	○	大学院教育に必要な図書等の資料を備えている。	2-5
第22条	○	大学院では、一部学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	-	大学院は一つの校地で教育研究を行っている。	2-5
第22条の3	○	大学院の教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	大学院研究科の名称は、大学院学則第4条で定めている。	1-1
第23条	-	独立大学院は設けていない。	1-1 1-2

第 24 条	－	独立大学院は設けていない。	2-5
第 25 条	－	通信制大学院は設置していない。	3-2
第 26 条	－	通信制大学院は設置していない。	3-2
第 27 条	－	通信制大学院は設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	－	通信制大学院は設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	－	通信制大学院は設置していない。	2-5
第 30 条	－	通信制大学院は設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	－	研究等の連携課程は設置していない。	3-2
第 31 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-2
第 32 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 33 条	－	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 34 条	－	共同教育課程は設置していない。	2-5
第 34 条の 2	－	工学研究科は設置していない。	3-2
第 34 条の 3	－	工学研究科は設置していない。	4-2
第 42 条	○	大学院の事務処理を行うために大学院事務室を置いている。	4-1 4-3
第 43 条	○	SD研修は大学全体で行っている。	4-3
第 45 条	－	外国に組織を置いていない。	1-2
第 46 条	－	新設大学院ではない。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位については、大学院学則第 3 3 条で規定。	3-1
第 4 条	○	博士の学位については、大学院学則第 3 3 条で規定。	3-1
第 5 条	－	審査への協力について規定したものは今のところない。	3-1
第 12 条	○	学位授与の報告は法令に則り行っている。	3-1

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人甲子園学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	GUIDEBOOK2021	印刷物
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	甲子園大学学則、甲子園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 3 年度入試学生募集要項 令和 3 年度甲子園大学大学院博士前期・後期課程学生募集要項	データ 印刷物
【資料 F-5】	学生便覧	

	2020(令和2年度)学生便覧	印刷物
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和2年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ (HP 掲載) : http://www.koshien.ac.jp/aboutus/access.html	URL
	キャンパスマップ (HP 掲載) : http://www.koshien.ac.jp/aboutus/campusmap.html	URL
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	法人: 甲子園学院規程集 大学: 甲子園大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	甲子園学院役員等名簿 理事会、評議員会の前年度開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間)	
	決算等の計算書類、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	2020(令和2年度)学生便覧 (P.17~P.90) シラバス: https://koshien-web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx	【資料 F-5】 に含む。 URL
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	2020(令和2年度)学生便覧 (P.6~P.11)	【資料 F-5】 に含む。
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	設置に係る改善意見等対応状況報告書 (平成28年5月1日)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	改善報告書 (令和元年7月1日)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	2020(令和2年度)学生便覧	印刷物
【資料 1-1-2】	甲子園大学学則	【資料 F-3】 と同じ。
【資料 1-1-3】	甲子園大学の学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的に関する定め	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人甲子園学院寄附行為	【資料 F-1】 と同じ。
【資料 1-2-2】	甲子園大学中期計画 (2020-2024)	
【資料 1-2-3】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における3つの方針	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	甲子園大学学則	【資料 F-3】 と同じ。

【資料 2-1-2】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における3つの方針	【資料 1-2-3】と同じ。
【資料 2-1-3】	甲子園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ。
【資料 2-1-4】	令和3(2021)年学生募集要項	【資料 F-4】と同じ。
【資料 2-1-5】	甲子園大学 HP・情報公開	
【資料 2-1-6】	甲子園学院組織規程	
【資料 2-1-7】	甲子園大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-8】	甲子園大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止に係るガイドライン	
【資料 2-1-9】	令和3年度甲子園大学大学院 博士前期・後期課程学生募集要項 栄養学研究科 食品栄養学専攻	【資料 F-4】と同じ。
【資料 2-1-10】	栄養学研究科論文問題作成依頼	
【資料 2-1-11】	令和3年度 入学者選抜試験(第1次)口頭試問実施要領	
【資料 2-1-12】	令和3年度甲子園大学大学院 博士前期・後期課程学生募集要項 心理学研究科 心理学専攻	【資料 F-4】と同じ。
【資料 2-1-13】	甲子園大学中期目標(平成26年度～平成30年度)	
【資料 2-1-14】	甲子園大学学生確保のための改善策について	
【資料 2-1-15】	甲子園学院理事会決議録	
【資料 2-1-16】	甲子園大学経営健全化プロジェクトチーム(甲子園大学経営健全化会議報告書)	
【資料 2-1-17】	甲子園大学 HP・情報公開	ホームページ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	eラーニングシステム	
【資料 2-2-2】	2019年度キャリアデザインⅡ・Ⅲ履修の手引き	
【資料 2-2-3】	令和2年度第1回FD・SD委員会議事録	
【資料 2-2-4】	令和元年度第1回FD・SD委員会議事録	
【資料 2-2-5】	2020年度オフィスアワーについて(通知)	
【資料 2-2-6】	甲子園大学ティーチング・アシスタント実施規程	
【資料 2-2-7】	甲子園大学ティーチング・アシスタント実施細則	
【資料 2-2-8】	2020(令和2年度)学生便覧(P.89)	印刷物
【資料 2-2-9】	1号館へいらっしゃい!!「ステップアップ講座」へのお誘い	印刷物
【資料 2-2-10】	WIFIアクセスポイントマップ	
【資料 2-2-11】	通信環境整備資金の通知	
【資料 2-2-12】	新型コロナウイルス対策本部会議議事録	
【資料 2-2-13】	オンライン環境状況調査アンケート及び分析結果	
【資料 2-2-14】	通信環境整備費の利用方法についてのアンケート及び分析結果	
【資料 2-2-15】	新型コロナウイルス感染予防・拡大防止にかかる学生・教職員の行動指針	
【資料 2-2-16】	新型コロナウイルス等対策本部会議規程	
【資料 2-2-17】	新型コロナウイルス等対策本部会議構成員一覧	
【資料 2-2-18】	新型コロナウイルス感染症対策助成金実績報告書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス(キャリアスタートアップ)	
【資料 2-3-2】	2019年キャリアスタートアップ履修の手引き	
【資料 2-3-3】	シラバス(キャリアデザインⅠ)	
【資料 2-3-4】	2019年キャリアデザインⅠ履修の手引き	
【資料 2-3-5】	シラバス(キャリアデザインⅡ)	
【資料 2-3-6】	シラバス(キャリアデザインⅢ)	

【資料 2-3-7】	2019 年度キャリアデザインⅡ・Ⅲ履修の手引き	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 2 (2020) 年度学務委員会構成	
【資料 2-4-2】	日本学生支援機構受給者割合	
【資料 2-4-3】	令和 2 (2020) 年度甲子園大学入試ガイド	
【資料 2-4-4】	令和 2 (2020) 年スクールバス時刻表	
【資料 2-4-5】	甲子園大学クラブ・サークルの現況	
【資料 2-4-6】	令和元 (2019) 年度紅葉祭実施報告書	
【資料 2-4-7】	日本水泳連盟競技者登録申請書	
【資料 2-4-8】	令和元 (2019) 年度保健管理センター学生利用内容別件数	
【資料 2-4-9】	学生生活相談室だより及び利用状況	
【資料 2-4-10】	甲子園大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-4-11】	令和 2 年度キャンパスハラスメント防止のために	
【資料 2-4-12】	令和元 (2019) 度学生生活に関する実態調査	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎等の施設及び設備	
【資料 2-5-2】	校地、校舎等の面積	
【資料 2-5-3】	講義室、演習室等の概要	
【資料 2-5-4】	キャンパス、運動施設等の概要	
【資料 2-5-5】	ラーニング・コモンズ「時習館」の管理及び運営に関する規程	
【資料 2-5-6】	大学施設の耐震診断結果一覧表	
【資料 2-5-7】	学生閲覧室等、図書、資料の所蔵数	
【資料 2-5-8】	甲子園大学図書館利用案内	
【資料 2-5-9】	情報センター等の状況	
【資料 2-5-10】	WIFI アクセスポイントマップ	【資料 2-2-10】と同じ。
【資料 2-5-11】	大学施設のバリアフリー化状況一覧表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和元 (2019) 度学生生活に関する実態調査	【資料 2-4-12】と同じ。

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2020 (令和 2 年度) 学生便覧	印刷物
【資料 3-1-2】	心理学部教授会議事録 (令和 2 年 1 月 8 日)	
【資料 3-1-3】	令和元年度第 4 回教育等改善 (FD・SD) 委員会の開催について	
【資料 3-1-4】	甲子園大学学則	【資料 F-3】と同じ。
【資料 3-1-5】	甲子園大学授業科目の履修及び試験に関する規程	
【資料 3-1-6】	2020 (令和 2 年度) 学生便覧 (P. 22、P. 74)	印刷物
【資料 3-1-7】	甲子園大学授の授業科目等に関する規則	
【資料 3-1-8】	甲子園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ。
【資料 3-1-9】	評価基準例 (シラバスより引用)	
【資料 3-1-10】	2020 (令和 2 年度) 学生便覧 (P. 24-25、P. 75-76、P. 82-83)	印刷物
【資料 3-1-11】	令和 2 年度定期試験時間割 (裏面受験心得)	
【資料 3-1-12】	甲子園大学における GPA について	
【資料 3-1-13】	甲子園大学大学院長期履修学生規程	
【資料 3-1-14】	評価基準例 (シラバスより引用)	

【資料 3-1-15】	甲子園大学大学院公認心理師試験受験資格に係る細則	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2020（令和2年度）学生便覧	印刷物
【資料 3-2-2】	大学 HP・情報公開	ホームページ
【資料 3-2-3】	大学ポートレート	ホームページ
【資料 3-2-4】	令和2年度第4回教育改善（FD・SD）委員会の開催について	【資料 3-1-3】と同じ。
【資料 3-2-5】	2015（平成27年度）学生便覧	印刷物
【資料 3-2-6】	2017（平成29年度）学生便覧	印刷物
【資料 3-2-7】	2018（平成30年度）学生便覧	印刷物
【資料 3-2-8】	2019（平成31年度）学生便覧	印刷物
【資料 3-2-9】	心理学部教授会議事録（令和2年1月8日）	【資料 3-1-2】と同じ。
【資料 3-2-10】	シラバス例	
【資料 3-2-11】	科目ナンバリング制度	
【資料 3-2-12】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-13】	甲子園大学の授業科目等に関する規則	【資料 3-1-7】と同じ。
【資料 3-2-14】	授業科目および単位数の配当年次一覧表（令和2年度入学者）	
【資料 3-2-15】	甲子園大学発達・臨床心理センター規程	
【資料 3-2-16】	令和2年度共通教育推進センター運営委員会議事録	
【資料 3-2-17】	面談記録例（平成29年5月22日実施）	
【資料 3-2-18】	Teams 画面（スクリーンショット）	
【資料 3-2-19】	2020年度インターンシップ実習カレンダー	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2020年の授業評価アンケート（例）	
【資料 3-3-2】	平成30年度甲子園大学学生生活に関する実態調査集計結果	
【資料 3-3-3】	令和2年度栄養学部教員栄養学部内委員会役割分担	
【資料 3-3-4】	自己分析	
【資料 3-3-5】	管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）改定検討報告書	
【資料 3-3-6】	フードスペシャリスト試験と専門フードスペシャリスト試験の結果	
【資料 3-3-7】	成績通知例	
【資料 3-3-8】	心理学部教員協議会議事録（令和元年11月13日）	
【資料 3-3-9】	2019年度卒業論文公聴会タイムスケジュール	
【資料 3-3-10】	面談記録例（平成29年5月22日実施）	【資料 3-2-17】と同じ。
【資料 3-3-11】	学生個人情報エクセル表	
【資料 3-3-12】	卒業判定および資格判定	
【資料 3-3-13】	フードスペシャリスト試験と専門フードスペシャリスト試験の結果	【資料 3-3-7】と同じ。
【資料 3-3-14】	心理学部教員協議会議事録（令和2年10月14日）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	甲子園学院職制に関する規程	
【資料 4-1-2】	学校法人甲子園学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ。
【資料 4-1-3】	甲子園大学運営企画会議規程	
【資料 4-1-4】	甲子園大学学則	【資料 F-3】と同じ。

【資料 4-1-5】	甲子園大学学務委員会規程	
【資料 4-1-6】	甲子園大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-7】	甲子園大学学部教授会規程	
【資料 4-1-8】	甲子園大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ。
【資料 4-1-9】	甲子園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-10】	甲子園学院組織規程	【資料 2-1-6】と同じ。
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学及び短期大学教員の任用基準に関する規程	
【資料 4-2-2】	甲子園学院職員の採用手続に関する規程	
【資料 4-2-3】	甲子園大学の教員の人事に関する規程	
【資料 4-2-4】	甲子園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-5】	令和元年度前期授業評価アンケート	
【資料 4-2-6】	令和 2 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平成 28 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-3-2】	平成 29 (2017) 年度「FD・SD 研修会」開催通知	
【資料 4-3-3】	平成 30 (2018) 年度「FD・SD 研修会」開催通知	
【資料 4-3-4】	令和元(2019)年度「FD・SD 研修会」開催通知	
【資料 4-3-5】	令和元(2019)年度第 4 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-3-6】	令和 2 (2020)年度「FD・SD 研修会」開催報告書	
【資料 4-3-7】	令和元(2019)年度 SD 研修資料	
【資料 4-3-8】	大学改革室ニュースレター (1 号、20 号)、 学長室ニュースレター (21 号、34 号)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	WIFI アクセスポイントマップ	【資料 2-2-10】と同じ。
【資料 4-4-2】	甲子園大学研究活動における不正行為の防止に関する規程	
【資料 4-4-3】	甲子園大学研究データの保存等に関する細則	
【資料 4-4-4】	甲子園大学研究倫理教育の実施に関する細則	
【資料 4-4-5】	甲子園大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-6】	甲子園大学栄養学部研究倫理規程	
【資料 4-4-7】	甲子園大学栄養学部研究倫理委員会運営規則	
【資料 4-4-8】	甲子園大学心理学部、大学院心理学研究科研究倫理審査委員会 規程	
【資料 4-4-9】	甲子園大学動物実験規程	
【資料 4-4-10】	甲子園大学動物実験室細則	
【資料 4-4-11】	甲子園大学公的研究費不正使用の防止等に関する規程	
【資料 4-4-12】	甲子園大学における科学研究費補助金の取扱に関する規程	
【資料 4-4-13】	科研費公募要領説明会開催通知及び配布資料	
【資料 4-4-14】	研究費及び研究旅費(外国旅費を含む)に関する取扱い要項	
【資料 4-4-15】	科研費申請件数(本学教員申請分)	
【資料 4-4-16】	科研費獲得に向けた取組みについて(通知)	
【資料 4-4-17】	甲子園大学アドバイザーボード設置・運営要領	
【資料 4-4-18】	科研費申請の手引き	
【資料 4-4-19】	第 1 回研究交流会の開催報告	【資料 4-3-6】と同じ。
【資料 4-4-20】	第 2 回研究交流会の開催報告	【資料 4-3-6】と同じ。
【資料 4-4-21】	学長室ニュースレター 26 号	

【資料 4-4-22】	甲子園大学紀要編集委員会規程	
【資料 4-4-23】	甲子園大学紀要 2020 年 3 月 47 号表紙	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人甲子園学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ。
【資料 5-1-2】	学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度（2020 年）～令和 6 年度（2024 年））	
【資料 5-1-3】	甲子園学院個人情報保護規則	
【資料 5-1-4】	甲子園学院個人情報に関する基本方針	
【資料 5-1-5】	甲子園学院個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-6】	甲子園学院ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-7】	甲子園学院ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-8】	甲子園学院防災管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会開催通知等の取扱要綱	
【資料 5-2-2】	甲子園学院役員報酬規程	
【資料 5-2-3】	甲子園大学学則	【資料 F-3】と同じ。
【資料 5-2-4】	甲子園大学評議会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	甲子園学院職制に関する規程	【資料 4-1-1】と同じ。
【資料 5-3-2】	法人本部・大学連絡会開催要項	
【資料 5-3-3】	甲子園大学運営企画会議規程	【資料 4-1-3】と同じ。
【資料 5-3-4】	甲子園大学評議会規程	【資料 5-2-4】と同じ。
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人甲子園学院第 2 期経営改善計画(平成 26 年度～平成 30 年度)	
【資料 5-4-2】	令和元年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ。
【資料 5-4-3】	学校法人甲子園学院中期事業計画（令和 2 年度（2020 年）～令和 6 年度（2024 年））	【資料 5-1-2】と同じ。
【資料 5-4-4】	令和元年度資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表	印刷物のみ
【資料 5-4-5】	甲子園学院資金運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人甲子園学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ。
【資料 5-5-2】	甲子園学院経理規程	
【資料 5-5-3】	甲子園学院物品管理規程	
【資料 5-5-4】	甲子園学院資金運用規程	【資料 5-4-4】と同じ。

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	甲子園大学における内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	甲子園大学内部質保証推進に関する規程	
【資料 6-1-3】	甲子園大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-6】と同じ。
【資料 6-1-4】	甲子園大学将来計画委員会規程	

【資料 6-1-5】	甲子園大学内部質保証推進担当部署に関する細則	
【資料 6-1-6】	甲子園大学中期計画(2020-2024)	【資料 1-2-2】と同じ。
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	第1回自己点検・評価委員会議事要録	
【資料 6-2-2】	自己点検・評価委員会「申合せ」について	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	甲子園大学学士課程及び大学院教育課程における3つの方針	【資料 1-2-3】と同じ。

基準 A. 教育の多様化 (IPE)

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教職員への IPE 理解浸透		
【資料 A-1-1】	甲子園大学中期計画 (2020-2024)	【資料 1-2-2】と同じ。
【資料 A-1-2】	IPE 準備委員会議事録	
【資料 A-1-3】	IPE 委員会規程	
【資料 A-1-4】	IPE 委員会議事録	
【資料 A-1-5】	IPE 委員会プロジェクトミーティング議事要録	
【資料 A-1-6】	甲子園大学における IPE について (案)	
A-2. IPE カリキュラム実施と効果検証		
【資料 A-2-1】	甲子園大学 IPE フレーム (案)	
【資料 A-2-2】	甲子園大学・宝塚市立看護専門学校 共同 (合同) 授業について	
【資料 A-2-3】	「看護専門学校との共同授業にかかるアンケート」	